

330.59


N6856


T



00001115







エト20-93

報年濟經本日

期半四二第 年一十和昭

(るよに料資のでま旬下月七年一十)

輯五十二第

編社報新濟經洋東

東洋經濟新報社編

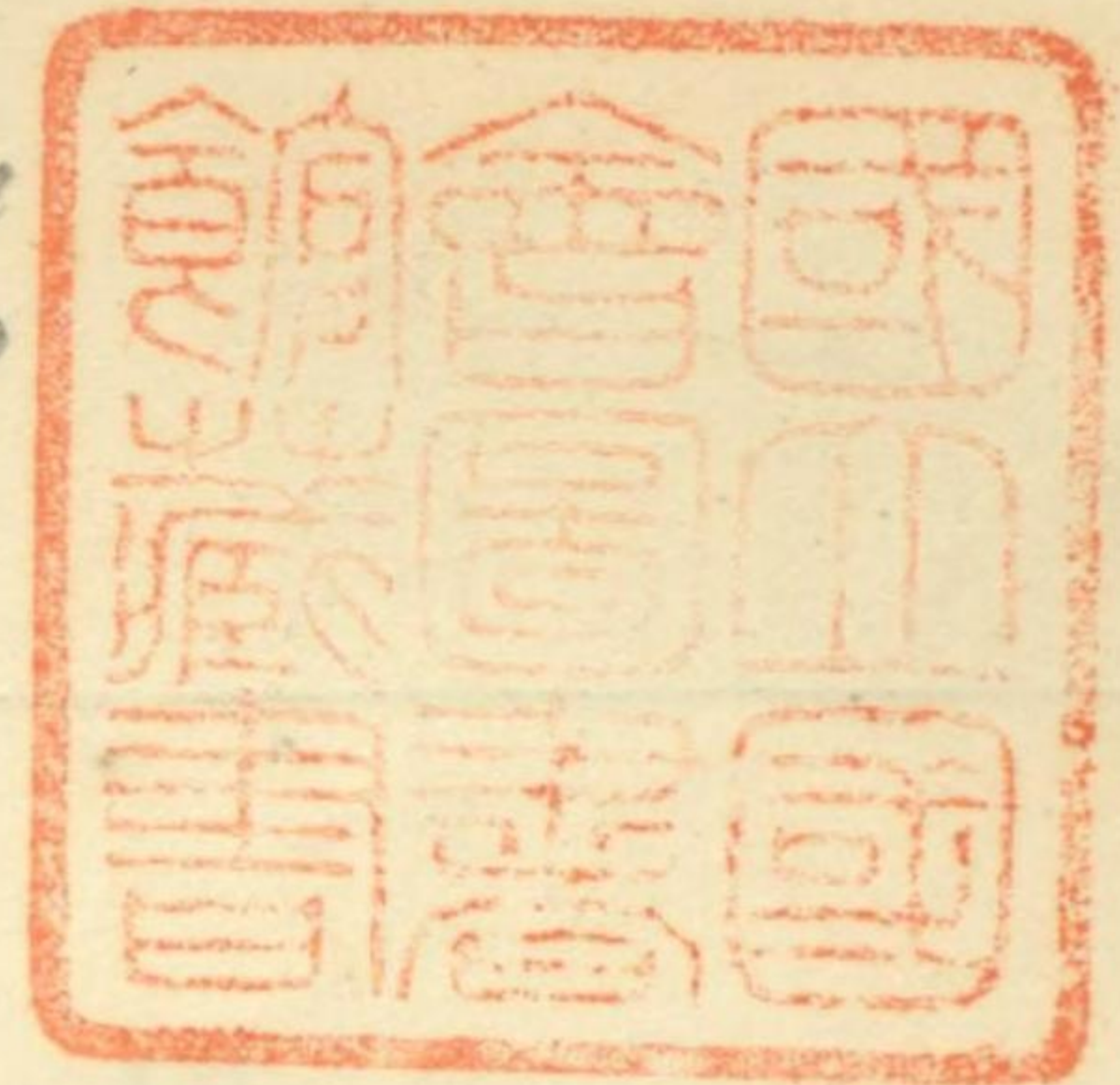
日本經濟年報 第二十五輯

—昭和十一年第二四半期—

東洋經濟新報社

330
24

330.59
N 6856
T



1115

序

一、本年報の前輯が稀に見る好賣行を示してゐる事は、讀者の御愛讀を示す證左として唯々感謝の外ない。本輯は前輯の發行遅延を取戻したゝめに、前輯との發行日の間隔が僅に一ヶ月半に縮まつたが、幸か不幸か最近の様に重要問題が相次いで突發してゐると、その間隔は決して短いものと感じられない。

一、第一部は原料國策の検討を問題とした。日本は従來も重要原料品確保を軍事上必要としたが、最近更に海外諸國の日本品輸入防遏に抗しその貿易バランスを維持する必要が生じて來たゝめに、原料國策の検討はいよゝゝ重大問題になつて來た。この問題は世間が考へてゐる以上に焦眉であり、今後恐らく~~意外~~想外に發展するであらうと思ふ。何卒その意味を思つて熟讀して頂きたい。

一、第二部には電力國營問題を取上げた。電力國營案は保險國營案、其他未だその全姿を現はさぬ各種統制案國營案に先驅して提出され、ファツシヨ的傾向と民間資本とが衝突した最初の問題である。この點に見落してならぬ大きな意義が存してゐる。勿論まだ開幕勿々であるから、その分析にも今後の發展に俟たねばならぬ部分が少くない。が、問題の所在だけでも明かにしておく事は刻下の急務である。

一、第三部ソヴェートの通貨制度問題は日本經濟年報の題目としては問題がやゝ離れてゐるかに見えるが、先年來ソヴェートの強化につれて我々の興味は疾くにソヴェートの研究に向つて居つた。本稿は偶々その一つが現下の日本に訓へる處少くないと見て特に掲げたものである。人はともすればソヴェートの各種制度が一

序

朝一夕に突變するかの様に誤解しがちであるがそれは本稿により訂正されるであらうし、又今日の國家組織が——假令社會制度が如何に異つても——精緻な機構なしにイデオロギーだけでは存立し得ないものである事を知らしめられるであらう。

一、第四部は例に依り専門の擔當者を動員して各經濟部面の分析と見透しとを行つたが、スペイン人民戰線、緬羊飼育問題には特に多くの頁を割いた。

一、なほ最後に全讀者、特に新しい讀者に御願ひしたいことは、卷末添附の愛讀者カードを利用してアドヴアイスを下さらん事である。今日迄それに依つて年報の生育がどんなに助長されたかは圖り知れないものがあるからである。

八月十一日

東洋經濟新報社

日本經濟年報第廿五輯 目次

第一部 急迫せる原料國策の檢討……………一

序 對濠通商戰勃發は原料國策を推進した……………一

第一節 最前面に出された石油國策……………六

一、石油の重要性倍加と燃料國策の内容……………六

(A)石油重要性の倍加 (B)石油國策の内容

二、石炭液化工業の重要性……………一〇

(A)獨英佛各國の政策と現狀 (B)日本の現況と採らる可き政策

第二節 第二段階に入れる鐵鋼國策……………三〇

一、過去に於ける鐵鋼國策……………三〇

二、解決を要する問題點……………三五

三、原料自給への道……………三六

第三節 纖維原料自給とステープル・ファイバー工業……………三

一、『國策纖維』ステープル・ファイバーの登場……………三

二、ステープル・ファイバーの特性と沿革……………三

(A)ステープル・ファイバーの特性

(B)世界に於けるステープル・ファイバー工業の發展

三、我國に於けるステープル・ファイバー工業……………四

四、原料對策としての重要性……………四

(A)原毛補給ほどの程度に可能か (B)棉花代用としての意義・重要性

五、『原料國策』と残された問題……………四

(A)政府のステープル・ファイバー工業助長問題 (B)原料パルプの自給問題

第四節 濠毛買控え可能限度と其影響……………五

一、濠毛買控えほどの程度に可能か……………五

(A)羊毛需給の實狀と代替毛 (B)代替品値差問題と補償

(C)人造纖維と屑毛絲の利用

二、濠毛買控えの濠洲に與ふる影響……………五

第二部 電力國營問題の本質と其の進展の見透……………五

序 電力國營問題の重要性……………五

第一節 電力國營案の内容と電力國營の目的……………六

一、電力國營案の内容……………六

二、電力國營の目的は何か……………六

第二節 此の電力國營案の特質と電力資本への影響……………六

一、政治化した電力論争……………六

二、電力國營案の『思想的背景』……………六

三、電力資本への制肘……………七

四、電力國營案は『國家社會主義』か……………七

第三節 果して電力は國營を要するか……………八

一、民營の儘で電力料金引下は出来る……………八

二、國營にすれば料金は一層低下し得るか……………八

(A)電力業者の主張 (B)政府當局者の主張

第四節 電力國營問題の見透……………九

第三部 ソヴェエトに於ける通貨制度問題……………一〇三

第一節 ソヴェエトに於ける新幣制樹立迄の経緯……………一〇四

- 一、革命當初のインフレーション……………一〇四
- 二、貨幣の排撃とその誤謬……………一〇六
- 三、戦前ルーブルの採用とボルシエビイキの轉向……………一一〇
- 四、新經濟政策と新幣制の樹立……………一一三
- 五、銀行の設立と金融機構の整備……………一二五

第二節 五ヶ年計畫時代及び其後の金融及び財政……………一二八

- 一、金融部に於ける計畫化・集中化の進行……………一二八
- 二、ソヴェエト金融機關の現況……………一二九
- 三、ソヴェエト財政と其金融との關係……………一三三

第三節 ソヴェエトに於けるインフレーションと其教訓……………一三五

- 一、急激なる通貨膨脹と物價の上昇……………一三五
- 二、ソヴェエトの外國爲替とその暴落……………一三〇

- 三、ソヴェエト・インフレーションの意味とインフレーション訂正の運動……………一三三
- 四、ソヴェエトは何故に金を尊重するか……………一三六

第四部 各經濟部面の分析と見透……………一三九

第一節 景氣の前途を決するもの……………一三九

- 一、人心は稍と安定を得た……………一四〇
- 二、五分利公債低利借替の進行……………一四三
- 三、公債借替の諸結果と金融の前途……………一四六
- 四、財政膨脹の不可避性……………一四九
- 五、海外よりの影響は好悪兩様……………一五〇
- 六、前途は樂觀してよい……………一五三

第二節 混亂の渦中にある歐羅巴……………一五七

- 一、重大問題續發の歐羅巴……………一五八
- (A)伊エ戦争結末の意味するもの (B)獨逸協定の意味するもの……………一六〇
- 二、世界的意義を持つスペイン人民戦線……………一六六
- (A)一エボツクとしての人民戦線 (B)人民戦線内閣成立から今次大内亂勃發まで……………一六六

(C)最後の勝利者は土地問題を正しく解決する者

第三節 通商機構改革論の擡頭と貿易統制の方向……………一九九

- 一、貿易行政機構の改革問題……………二〇〇
- 二、關稅制度の再吟味……………二〇三
- 三、組合統制の強化……………二〇五
- 四、内外地の一元化……………二〇八
- 五、下期の貿易……………二〇九

第四節 産業界の新たな問題……………一九一

- 一、指標から見た産業界……………一九三
- 二、事業成績に於ける特異性……………一九四
- 三、拂込激増とその意味……………一九六
- 四、強化される産業統制……………二〇三

第五節 官營及民營工場下の労働者状態……………二〇九

- 一、民營工場下にある労働者の検討……………二〇九
- (A)増勢鈍化の労働人員指數 (B)また減少した定額賃銀……………二〇九

- (C)實收賃銀の増勢も停頓……………二二四
- 二、官營工場下に於ける労働者の解剖……………二二四
- (A)官營労働者の構成 (B)官營と民營の職工分布比較……………二二四
- (C)労働人員指數 (D)定額及實收賃銀指數……………二二四

第六節 緬羊飼育の検討と最近の農業界……………二二二

- 一、緬羊飼育奨励策の経過と緬羊飼育の日本型……………二二二
- (A)對濠通商擁護法の發動と緬羊飼育 (B)緬羊飼育奨励策の経過……………二二二
- (C)緬羊飼育の日本型……………二二二
- 二、春蒔實績と蒔價決定の新現象……………二二六
- (A)春蒔收穫高と總價額 (B)養蠶農家の收益……………二二六
- (C)蒔高と製絲業者 (D)蒔價決定の新現象……………二二六
- 三、本年麥收穫豫想と米穀現在高……………二二七
- (A)本年麥收穫豫想 (B)米穀現在高と端境期需給……………二二七

第七節 滿洲國治外法權の一部撤廢とその意義……………二三五

- 一、治外法權一部撤廢日滿條約成立……………二三五
- (A)日滿條約の調印 (B)條約締結までの経過……………二三五

二、條約の内容とその意義……………三六
 (A)條約の内容 (B)條約のもつ意義
 三、結び—残された問題……………三五

第八節 國策氾濫下の政治及び社會狀勢……………二四七

一、戒嚴令の解除と人心の落付き……………二四七
 二、二・二六事件の判決とその教訓……………二四八
 三、肅軍工作の進展……………二五一
 四、庶政一新と國策氾濫……………二五三
 五、國策漏洩と財界不安……………二五七
 六、對外關係は表面的安定……………二六〇

附 録

一、重要經濟統計表……………一
 一、昭和十一後第二四半期日誌……………四一
 一、第二十四輯(昭和十一年第一四半期)索引……………七二
 一、二月事件判決全文(第四部參考資料)……………四七

日本經濟年報 第二十五輯

— 昭和十一年第二四半期 —

(昭和十一年七月下旬迄の材料による)

第一部 急迫せる原料國策の検討

序 對濠通商戰勃發は原料國策を推進した

六月廿五日、我が政府は遂に濠洲に向つて通商擁護法を發動した。前輯に述べ來つた様に(註)、濠洲が我が綿布及人絹布に對して行つた關稅引上を以て我國製品に對し不當な輸入防遏措置を執つたと認め、これへの對抗手段として向ふ一ヶ年間通商擁護法を發動したのである。

(註) 年報二十四輯第四部第四節通商障害の激化と我が對外貿易、一五九頁以下。

今般實施されたのは左の如き諸商品に對する輸入許可制、輸入關稅の引上、輸出許可制及び輸出入品に關する監督の強化の四手段で、前の二つは所謂報復手段であり、後の二つは前二者が招來する結果に關する國內的善處、統制の方法に外ならない。

第一に、輸入許可制の適用を受ける商品は小麥、小麥粉、羊毛、屑又は故の羊毛の四種で(以上を甲類と呼ぶ)、これを輸入するには商工大臣の許可を受けねばならない、と同時に、許可を受けた日から三ヶ月以内はその商品を輸入しない場合は、正當な事由ありと認められて期間延長の許可が與へら

れぬ限り、輸入の許可は無効となる。輸入許可を受けるには輸入申請書に必要な記載をなし、これを商工大臣に提出せねばならない。許可は輸入許可書の交付を以て與へられる。輸入者は此の許可書と共に、必要の記載ある製産原地證明書を税關に提出して輸入手続を行ふことを要する。更に輸入を行つた場合は、七日以内に當該輸入に關する明細な報告を商工大臣に提出せねばならぬ。

第二に、濠洲から輸入される牛肉、バター、コンデンスド・ミルク、皮類、牛脂、カゼイン（以上を乙類と呼ぶ）は従來の關稅の外に從價五〇%の輸入税を賦課される。これらの輸入には商工大臣の許可は要しないが、製産原地證明書を税關に提出する必要がある。

第三に、輸出許可制を布かれる商品は羊毛、山羊毛及び駱駝毛、毛又は毛入の屑又は故の纖維、屑織絲及び屑絲、毛又は毛入の襪襦である（以上を丙類と呼ぶ）。これらを輸出するには商工大臣の許可を受けねばならぬ。即ち必要の記載ある輸出許可申請書を提出し、輸出許可書の交付に依つて許可を與へられる。此の許可書を以て、税關の輸出手続を行ふのである。現に輸出した時は、それから七日以内に當該輸出に關する詳細を商工大臣に報告せねばならぬ。而して此の輸出許可制の目的が濠洲羊毛買付の減少に伴つて羊毛原料の不足の生ずるのを防ぐにあることは言ふ迄もない。

第四に、輸出入品に關する監督の強化であるが、これは前記甲類及び丙類の商品に就いて行はれる。

即ち必要ある場合には、それら商品の輸入者、輸出者、取引業者、倉庫業者、その他占有者に對し、當該商品に關する詳細な報告を爲さしめ、又は官吏をして商品帳簿等の検査を行はせる。殊に羊毛及び屑又は故の羊毛に就いては、濠洲の生産したものと他の國のそれとを區別し、輸入、販賣、製造に關し各業者に極めて詳しい届出を行はせるが、これらの統制は、通商擁護法發動の効果を一層充分にすることを目的としてゐるのである。

然らば右の如き方策は、濠洲の不當なる通商防遏策を撤廢せしめるに果して有效であらうか、なるほど濠洲の總輸出中對日輸出は一九三四—五年度（七月—六月）に於て一千二百萬濠貨磅で、總商品輸出（再輸出を除く）九千九百五十萬濠貨磅に對して一二%餘を占めてゐる。そこで濠洲の對日輸出が我が通商擁護法によつて假りに半減して六百萬濠貨磅を減ずるとすれば、濠洲は總商品輸出に對する六%餘を失ふことになる。だが、周知の如く濠洲は政治上、財政上に於て英國に依存する所大きく、殊に貿易に於ては、英本國を其の最重要な輸出先として仰いでゐる。即ち畜産品、農産物及礦産物の輸出中約五二%を英國に賣つてゐる。殊にバター、チーズ、穀付卵、牛肉、砂糖、葡萄酒の如きは其の殆ど全部を英國が買つてをり、これらは英國以外には賣ることの出来ないものである。斯うした貿易上の對英依存性の故に英本國からの壓力によつて濠洲は對日棉布及人絹布關稅の引上を餘儀

なくされたのだから、今後に於ても尙、其の態度は容易に改まないのであらう。とすれば、日濠通商上の障碍の除去は尙相當の時日を要するものと覺悟せねばならぬ。

然らば我國は、これに如何なる方策を取ることをなるか。記者は先づ我が國民に、右の濠洲及び米國英領印度等の我が重要輸出國がすべて我が國に對する原料供給國であること、而して前二大國との我が貿易が大入超であるのも亦全く其の爲めであることを、はつきり認識して貰ひたい。而して其の原料は何かと云へば、主として棉花と石油と羊毛とで、其の何れも我が國の産業乃至國防上無くてならない物と認められる。蓋し米國や濠洲や英印が、其の貿易のバランスの上では我が國を重要な顧客とするに拘らず、敢て憚らず我が商品を排斥する所以は茲にある。彼等は如何に我が國を怒らせても、之に對して我が國から大なる反抗の起る憂は無いものと、謂はゞ見くびつてゐるのである。従つて眞に我が國が此の國々に對して貿易上の威力を持たうとするならば、問題の根本に溯つて原料政策を再検討し、其の供給を一に米濠印等に仰ぐ我が産業の弱點を改めるより外は無い。

或は最近の濠洲の問題を論ずるに當り同國の羊毛の輸入を減ずると共に、これを南阿又はニュージーランドより補ふべしとの論があるが、しかしこれはジャパン・アドヴァータイザー紙も指摘せる如く、結局やはり英帝國內から供給を受くることであつて、何時また今回と同様の問題をくり返さざるを得ぬか判らない。蓋し今日原料供給地として大體に於て自由に我邦に開かれて居るは、滿洲及び支那であらう。従つて今後我國は此等の地に原料の生産を促進する方策を大いに採る事とならう。

しかしながら、この原料生産の他にも、國內に於て亦原料代用品を生産することが、原料政策として頗る肝要にして適切の手段である。我が原料の輸入は多いが、其中でも殊に多いのは棉花、羊毛、鐵、石油の四つである。この内鐵の如きはもし我國に豊富に存在すると云はるゝ砂鐵處理の技術さへ發明せらるゝならば、恐らく外國からの鐵の輸入は殆ど之を必要とせぬに至るであらう。石油に至つてはその全部を代用品を以て満すことは困難かも知れぬが、しかし石炭油化工業の發達或はアルコールを石油に混する等の方策により幾割かの液體燃料を自給することは、さして困難なる仕事と思はれない。況んや毛織物及綿織物に、絹、人絹、ステープル・ファイバー等の纖維を混織することは、既にこれまでも行はれて居る所であり、且又將來自然に放任するも必ず發達せねばならぬ傾向である。これらのことを考へると、我國は今後重要原料の検討に眞剣に立向ふであらう事に疑ひない。否、事實さう云ふ傾向は既に見えつゝある。かくて謂はゞ對濠通商戰の勃發は我原料國策を推進するの作用をなした事となる。以下述ぶる處は重要原料に於て代用利用の研究がどれほど進んで居るか、又その困難はどこにあるか等の問題である。

第一節 最前面に出された石油國策

一、石油の重要性倍加と燃料國策の内容

(A) 石油重要性の倍加

日本に於ける液體燃料の問題は、最近漸やく眞劍味を以て考慮されて來た様である。國策氾濫が喧しく云はれる中であつて、石油國策は最前面に押し出されて來て居る。勿論、此の問題は今更始めて論ぜられるものでなく、過去數年來——特に滿洲事變以來——喧しく云はれたものである。が、夫れは主として陸海軍部の一角から唱へられたゞけであつた。そこでは、石油の軍事的的重要性が強調されたのである。が、最近問題は廣く一般の重要關心事とされて來た。日本商品に對する列強の防遏政策が、遂に國際收支の均衡維持の上から原料國策を重視せしめて來たからである。

液體燃料の需要が、累年著るしく増加して來て居ることは今更指摘する迄も無いことだが、我國では夫れは、石油輸入の激増となつて現はれ、昨十年には一億七百萬圓を突破し、棉花、羊毛、屑鐵に次いで第四位を占めて居る。現在のところ、此の傾向は強められようとも、緩和される様子は見えな

い。國內に優秀な石油資源を有せず、しかも極めて廉價な天然石油が自由に輸入せられる以上、今の所これも亦止むを得ないのである。だが、先にも一言した様に、現在の國際情勢では其の儘に放つて置くことは許されなくなつて居る。單に貿易上のバランスの問題である許りでなく、そこに軍事的色彩が織り込まれて來るからだ。第二表に示す如く、石油需要の九割一分に當る部分が外油に依存して居ると云ふことは、軍事上から云つて確かに好ましい状態とは云へない。燃料國策が最前面に押し出される所以は極めて明白である。

(B) 石油國策の内容

ところで、云ふ所の石油國策の内容は如何なるものか。と云ふと、政府當局の意圖する所の其の具體的内容に就いては、未だ吾々は詳かに知り得ない。だが、其の動向は既に瞭りして居る。第一、國內資源の開発、第二、外地油田の開発、第三、代用燃料工業の發達助成第四、製油工業の確立、第五、石油貯藏の強制の五點である。これは獨り日本のみならず、自國內に優秀な石油資源を有して居らぬ列強——特に獨逸、佛蘭西、英吉利

(1) 日本重要輸入品(單位百萬圓)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
5年	棉花 362	鐵 94	石油 90	肥料 76	羊毛 74
6年	棉花 296	羊毛 86	石油 86	肥料 48	鐵 48
7年	棉花 447	石油 99	羊毛 88	鐵 65	小麥 50
8年	棉花 604	羊毛 164	鐵 137	石油 108	豆類 50
9年	棉花 731	羊毛 186	鐵 172	石油 124	樹膠及 66
10年	棉花 714	鐵 207	羊毛 192	石油 153	豆類 72

(2) 日本に於ける石油需給

	供給高	国内産	原油に 上高	割合
8年	24,896	1,443	5.8%	
9年	30,136	1,636	5.4	
10年	34,277	1,854	5.4	
揮發油	4,052	594	14.7	
燈油	4,877	546	11.2	
輕油	5,394	799	14.8	
機械油	5,825	1,518	26.1	
重油	5,295	1,791	33.8	
合計	4,603	1,722	37.4	
8年	5,458	1,176	21.5	
9年	6,408	1,604	25.0	
10年	7,608	2,119	27.9	
揮發油	26,539	587	2.2	
燈油	31,777	1,019	3.2	
輕油	45,215	2,386	5.3	
機械油	66,770	5,318	8.0	
重油	78,493	6,596	8.4	
合計	97,097	8,880	9.1	

(備考) (1) 單位千函。1 函 = 9.5 ガロン
 (2) 本表中には政府輸入分を含まず
 (3) 日石調査

——の政府當局が、夙に努力して來た所である。要は、どんな方法で、どの程度に夫れを實現するかである。

商工省當局の意嚮を忖度するに、

一、内外油田の積極的開發を計るため(A)國內油田に就いては試掘獎勵區域及び經費の擴充を計ると共に物理探鑛其の他の科學的方法に依る油田發見を研究する。(B)海外油田に就

いては從來の如き調査費補助に止めず、試掘油田獲得に對しても補助を行ふ。

二、代用燃料として(A)石炭液化、石炭低温乾溜、石油合成等の工業に對し其の助成發達を計るために代用燃料工業助成法を制定して各種の免稅特典及び助成獎勵金を與へると共に專業の統制を行ふ。(B)揮發油に酒精を混用する施設を行ふ、混用強制のために法律制定を考慮する。(C)各種燃料の消費合理化のために圓タクの流し禁止其他適當なる施設を行ひ、又燃料研究所の施設充實を計る。

そして、之等の燃料政策の實現を期するための強力なる實行機關として、燃料局を創設すると云ふのである。夫れは左の如き組織内容を持つたもので、大體現在の商工省鑛山局燃料課を改組し商工省の外局とするのである。

◇液體燃料局の組織機構

- 一、現在の鑛山局燃料課を改組して燃料局として外局とす
- 一、燃料局は長官制とす
- 一、關係各省保官及び學識經驗者を以て參與制度を設け最高審議機關とす
- 一、燃料局に左の部を置く
 - (イ) 總務部 庶務、企劃、調査
 - (ロ) 施設部 資源開發、業法其他の實施
 - (ハ) 技術部 第一部(資源關係) 第二部(代用燃料關係)、各部に部長を置き、總務部並に施設部長は勅任事務官、技術部長は技監、技術第一、第二部長は勅任技師これに當る

行政範圍

- 一、燃料局はガス、石炭、石油及び代用燃料(石炭液化、低温乾溜、ガソリン合成、アルコール等)に關する行政事務一切を掌る
 - 一、内地外地海外の資源開發に關し統一的行政を行ふ
- 製油工業の確立、石油貯藏の強制は、既に、石油業法の施行に依つて昭和九年七月以降着々進められて居る。第一の内外資源の開發は、從來とても續けられて來たのだが、政府は今後夫れを積極的に

援助しようとするものである。特に海外資源に就いては、今春、三井、三菱、住友の出資に依つて資本金五百萬圓の會社が此の目的のために新設された程である。貧弱と云はれ、既に優秀な鑛區は掘り盡したと云はれて來た内地に於ても、昨年春、秋田八橋油田の如き優良な油井が発見せられ、ために、

石油産額(千石)	臺灣	日本内地	合計
昭和元年	77	1,497	1,574
2	127	1,450	1,577
3	93	1,620	1,714
4	57	1,726	1,783
5	49	1,755	1,804
6	38	1,695	1,733
7	29	1,405	1,434
8	32	1,251	1,283
9	31	1,574	1,605
10	37	1,927	1,964

(3) 日本石油産額(千石) 臺灣 日本内地 合計
昭和元年 77 1,497 1,574
2 127 1,450 1,577
3 93 1,620 1,714
4 57 1,726 1,783
5 49 1,755 1,804
6 38 1,695 1,733
7 29 1,405 1,434
8 32 1,251 1,283
9 31 1,574 1,605
10 37 1,927 1,964
(備考) 商工省鑛山局調
査四年は推定

瓦斯、第五、合成石油及び人造石油等が考へられる。が、此の中でも、第三の石炭の液化こそ其の重點である。

二、石炭液化工業の重要性

我國に於ても石炭液化の問題が採り上げられてから、もう大部年月がたつ。が、未だに其の實績は極めて微々たるものである。勿論、石炭の液化工業には多大の固定資本を要し、且つ天然石油に比し

著るしく生産費が割高であることは事實である。また、之に依つて直ちに石油の自給自足が達成されるなどと考へるのも尙早である。然しながら、夫れは決して、海水から金を採つたり、藁から棉を採ると云ふ様な非現實的なものではない。我國同様、國內に石油資源を有さない獨逸、佛蘭西、英吉利等の諸國では、政府の手厚き援助の下に、現に其の工業的經營を實施して居る。我國でも、技術的には既に問題は解決して居るのだが、只從來政府が積極的に乗り出さなかつたゞけである。

今後は此の方面にも大いに援助すると云ふのだが、果して、政府はどの程度に認識して居り、どの程度の事をやらうとして居るのか、不明である。こゝでは、先づ、斯業の最も發達して居ると云はれる獨逸を筆頭に、次いで英吉利、佛蘭西の状況と併せて政府の採つた政策を窺つて見よう。

(A) 獨・英・佛各國の政策と現状

(イ) 先驅者獨逸の狀態 現在、石炭液化工場として世界的に注目されてゐるのは、獨逸 I・G のロイナ工場と、英吉利の帝國化學工業會社のピリンガム工場である。特に、獨逸は代用燃料工業研究の先驅をなし、其の發達は世界第一と認められて居る。I・G は、元來、空中窒素固定工業を主としてゐた染料會社だったが、一九二六年、ロイナに最初の石炭液化工場を建て、翌二七年から褐炭を使つて作業を開始した。現在の生産能力は、ロイナ工場だけで揮發油年産十五萬噸乃至二十萬噸と云はれて

居る。World-petroleum 誌によると、一九三四年、獨逸に於ける石炭液化からの揮發油生産高は十五萬噸で、同年の發動機輕質燃料總消費高百七十八萬噸の八%に過ぎないが、其他の代用燃料たるベンゾール、動力用アルコール等を併せると五十八萬噸となり全體の三割強に當つて居る。また英國鑛業大臣クルツクシヤンク氏は、昨秋英下院の質問に答へて「獨逸の合成揮發油工場能力總計は、現に作業中のもの、建設中のもの、及び計畫中のものを合算すれば、年産九十萬噸乃至百萬噸に達する」と答へて居る。獨逸に於ける斯業の狀勢に對する報導は甚しく區々で確實なことは解らぬが、今尙ほ益益大強化されつゝあることだけは想像し得る。

(四)世界主要都市の揮發油相場(一ガロン價)

英吉利	倫敦	小賣	關稅以	關稅
米合衆國	紐約	值段	外諸稅	
佛蘭西	巴黎	〇・五九	—	〇・四七
伊太利	羅馬	〇・五六	—	—
獨逸	柏林	一・四六	〇・三三	〇・三三
支那	上海	四・四〇	二・八七	〇・二〇
日本	東京	一・八五	〇・一七	〇・八七
日	本	一・〇三	—	〇・五三
(備考)	米合衆國鑛山局調	〇・四六	—	〇・二二

昭和一十一年一月十日現在。羅馬は航空揮發油の相場

斯うした發達が、政府の特別な保護助長策無しには齎されなかつたこと云ふ迄も無い。輸入石油に對する關稅の重課が其の根幹をなし、「揮發油に對し一〇%のアルコール、ベンゾール混用」を法律を以て規定して居ることが、夫れに次いで居る。ヒトラー總統は「世界の平均油價の三倍以内なら許容するから、代用燃料工業を起せ」と云つた相だが、現實に柏林に於ける油價は邦貨換算、一圓八十五錢と云ふ驚ろく可

き高値を示して居る。

(ロ)英吉利の狀態 英吉利に於ける斯業の發達は、獨逸から見るとずつと新らしく、イムベリアル化學工業會社がピリンガム工場の建設に着手したのは一九三三年秋で、三五年九月より作業を開始した。現在の生産能力は、石炭液化に依り直接取得する揮發油年十萬噸、高溫及び低溫乾溜タール(之は低溫乾溜會社から購入する)から取得する揮發油五萬噸、併せて十五萬噸である。これは、英吉利一ヶ年の揮發油消費高四百二十萬噸の約三%五に當り、これに投下された資本、五百五十萬磅と公表されて居る。

斯業に對する英吉利政府の保護政策も獨逸と同様關稅の引上げにある。即ち其の要綱は一九三四年四月一日より一ヶ年間は保護差別金 (Preference) 一英ガロン當り四片とし、それ以後九ヶ年間は毎年四片を下らず、總額三十六片を與へる、と云ふのである。此の差別金は、石油製品に課せられる關稅と國內原料に依る製品に課せられる消費稅(現在はかけられて居らぬが、將來かけられることある可きを想像して)の差を意味する。本年の差別金は八片となつて居るが、これを續けるとすれば、四ヶ年半で終ることになる。結局一英ガロン當り四十片の保護差別金がある間に、斯業の基礎を確立せしめようと云ふわけである。

(ハ)佛蘭西の狀況 佛蘭西に於ける石炭液化工業は、獨逸よりも可成り遅れて出發した。政府が、四千萬法の豫算を以て北部佛蘭西に石炭液化工場を建設する案——労働大臣マルケ氏の提案——を可決したのは、一九三四年十一月、夫れが現實に生産を開始したのは昨五年十一月であるから、略々英吉利と歩調を同じうして居るわけだ。工場は、リーヴァン及びベツヌにあり、前者は佛蘭西合成揮發油會社、後者は合成揮發油會社に依つて經營されて居る。ベツヌ工場の石炭處理能力は一日五十噸と傳へられるが、リーヴァン工場も略々之に近いものと想像される。此の限り、其の事業規模は、獨逸、英吉利の夫れに比し可成り小さいものである。が、同國で採られつゝある特異な石油政策——夫れは世界で最も整備統一されたものであると云はれて居る——を想起する時、今後に於ける發展には相當期待すべきものがあると考へられる。

其の政策と云ふのは、石油業法(之は我國業法と略々同性質のものだから多く語るを要しまい)を施行して居る上に、液體燃料局と云ふ特殊な機關の活動である。該局は、一九二五年に創設されたもので、官制上商工省に屬して居るが、特別公共團體として法人の資格を有し、財政的獨立とも、職員任命の權能も與へられて居る。同局は、佛蘭西石油政策の最高の指導部であつて、石油資源の探究、運搬、精製貯藏、販賣其他に關する總ての法律、命令は、同局の承認無くしては施行されない。

が、こゝで特に注目すべきことは、同局は、單なる研究・調査機關でも無く、また政策を決定するに止まるものでも無い。進んで、其の實行に對しても、積極的に乗り出す機能をも有して居る。即ち、現在、佛蘭西の石炭液化工業に投下されて居る資金は約三千八百萬法だが、此の中、佛蘭西政府の出資額は九〇%を占め、政府の出資額中、二〇%は液體燃料局の直接投資に係り、殘餘の八〇%も、該局に依つて其の利子が保證されて居ると傳へられて居る。

ところで、局の財政だが、これは國庫からの補助金のみで無く、各種の特別な收入に依存して居る。即ち、液體燃料局税、燃料局の投資收入、公共團體其他から與へられる補助金、寄贈等が夫れである。此の中、燃料局税は、石油業者より輸入油一噸につき十法の納付金——之は税關に於て、液體燃料局の勘定として徴收されるのである。

斯様なわけで、佛蘭西に於ける石炭液化工業は、半官半民たる液體燃料局の手に依つて行はれて居り、其の資金は、可成り高率な關税と、消費税並に燃料局税で賄はれて居る。爲に、巴里に於ける揮發油價は、邦貨換算一ガロン一圓四十六錢(内、關税三十二錢、關税以外の諸税六十二錢)の高値を示して居り、斯くて、其の負擔が直接消費者に轉嫁されて居る點は、獨逸、英吉利に於けると同様である。

(B) 日本の現況と採らる可き政策

扱て、そこで愈々我國の場合だが、石炭の液化工業は未だ全く着手せられて居らない。代用燃料工業としては、僅かに滿鐵が昭和五年四月以來撫順に於て頁岩乾溜工業を經營して居る外、日本窒素の子會社である朝鮮石炭工業（昭和八年四月創立）が朝鮮の永安工場で、日本製鐵は北海道輪西工場で、又三菱工業の子會社たる内幌炭鑛會社（昭和九年五月創立）が、石炭乾溜工業に着手して居るだけである。夫れ等は何れも極めて小規模のもので、撫順に於ては重油年産七萬噸、揮發油二萬噸、永安工場では低溫タール一千六百噸、内幌炭鑛では揮發油約一千噸を採取して居ると推定せられる。そして撫順の揮發油は品質極めて粗悪なるものと聞く。獨逸、英吉利、佛蘭西等の諸國の情勢を見てもさうだが、我國に於ても代用燃料工業の焦點が、水素添加に依る石炭液化に置かれて居る事は一般識者の認めるところであり、しかも技術的に既に問題が解決して居る事は前述の如くである。要は、政府の態度如何に懸つて居るわけだ。

ところで、政府は如何なる政策を採らうか。英、獨、佛の政府が採つた様に高率な石油關稅或ひは消費稅をかけて油價を引上げるか、と云ふ之は現在の我國油界の狀勢から推して容易では無い。では、どんな政策があるのか。これに就て、東洋經濟新報は、本年五月廿三日號の社説に於て次の如

く論斷して居る。

「政府は、石炭液化業者の採算の採れる範圍で、いくらでも液化油を買上げてやれば宜しい。其の生産費が現在、幾許につくかは明確には知り得ぬが、各方面の意嚮を忖度するに、極めて大雜把だが、一ガロン七、八十錢見當と押へて大過無いと思ふ。八十錢としても、市價五十一錢（これは六月一日から施行される改訂値段だが）に比し、約三十錢程高い。斯う云ふと、政府の財政的支出は巨額に上りはしないかと憂へる向があるかも知れぬ。が、事實は政府の財政を壓迫する程の生産量は容易に得られぬのである。即ち、滿鐵は一千萬圓乃至一千五百萬圓の資金を以て石炭液化工業に乗り出すことを決定した様だが、其の石炭處理能力年二萬噸と云はれて居る。とすると、油化の歩留りを最高の八〇%と見て一萬六千噸、此の中五〇%の揮發油が得られるとしても、約八千噸である。ガロン卅錢として一噸百八十圓、八千噸では八十六萬四千圓である。假りに、五萬噸としても、政府の財政負擔は五百四十萬圓に過ぎない。六ヶ月分の貯油補償費として政府が本年度支出する金額は二百七十萬圓である。外油側の分をも一夫れは今尙ほ解決しては居らぬが一考慮に容れれば五百萬圓は突破するだらう。貯油も國防上必要とあれば止むを得ないが、それだけの資金があれば裕に斯業の發達に寄與せしめ得るのである。それに、滿鐵が今年度着手する液化工業の製品は、撫順

工場の重油、揮發油同様、軍部で買上げることになるのだらうが、夫れに依つて軍部の負擔は八百萬圓を越えるのではないかと思ふ。軍事費偏重が一部で喧しく論議される今日、當然民間に任せていゝ石炭液化工業のために、之だけの支出をいつまでも負擔させて置かなくてもいい。』

茲で筆者は、關稅乃至消費稅の高率引上げは容易でない、と云つて居るが、最近の情勢では若干の引上げは免れぬものゝ如くである。さすれば、政府の財政負擔は一層減ずるであらう。更に、茲に於ては日本の石炭資源に就いて觸れては居らぬが、勿論、夫れは極めて豊富であつて、商工省鑛山局調

日本内地埋藏炭量	百萬噸
既探掘炭量	1,021
不可掘炭量	1,050
未探掘炭量	16,691
内現存炭量	5,960
推定炭量	4,046
豫想炭量	6,685
(備考)商工省鑛山局調査の基礎	昭和4年間の調査を基礎としたもの。

査に依ると、内地未探掘炭量百六十七億噸となつて居る。一般に、工業的埋藏量と地質學的埋藏量との間には著るしいギャップがあるとは云はれて居るが(註)、石油と異つて石炭は滿洲並に北支にも相當豊富にある。現在の揮發油年消費量百萬噸を基礎にして考へれば、油化の歩留りを三〇%と見込んで、石炭三百三十萬噸あれば足り

るわけである。昭和十年度に於ける石炭消費高は三千七百萬噸と推定せられるが、兩者併せても四千萬噸強であり、消費増を見込んで、茲數十年の需要に應ずるには充分である。

何れにしても、今後、日本に於ける石炭液化工業の發達は期して待つ可きものがあらう。

(註) 此の點に就いて商工省鑛山局調『石炭埋藏量調査概要』は左の如く規定して居る。

(イ) 現存炭量 現存炭量の採掘区域内は勿論未著手鑛區又は未稼行部分なるも試錐の成績又は確實なる磐厚の存在等に依りて炭層の状態判明せる區域内の炭量

(ロ) 推定炭量 地質構造の關係上炭層の存在に疑なく且つ露頭又は接續せる炭層の現狀に依り其の廣表、厚薄を略推定し得べきもの即ち前項に掲ぐるものに比し稍正確を缺くもの

(ハ) 豫想炭量 炭量の状態不明なるも附近に存在せる炭層の現狀より其の存在を想像し得べきもの

第二節 第二段階に入れる鐵鋼國策

わが國に於ける原料問題の中で、鐵（銑鐵、鋼材、及びその原料たる鑛石、屑鐵をも含めて）の問題は比較的解決が容易のやうに思はれる。鋼材に於ては既に概ね自給の域に到達し、數量的には最早や輸出超過とさへなつてゐるのみならず、銑鐵また内地需要の七割見當を國內に於て生産しつゝあるからだ。けれども、單にこれだけの數字だけで、何の方策を俟たずとも斯業の自立を期待し得るとならずならば、早計の識りを免れない。屑鐵、鐵鑛石等の資源確保が尙ほ解決至難の問題として前途に横はつてゐるが爲めである。而も此等の輸入額は頗る多く、例へばいま輸入の實績に就て見るに、昭和十年の鐵鑛石、銑鐵、屑鐵、鋼及び鋼材の合計輸入額は二億四千二百萬圓に上り、棉花に次ぐ多額を占めてゐるが、うち屑鐵のそれは八千四百萬圓、鐵鑛石三千五百萬圓で、兩者を合すれば一億二千萬圓に近す。

一、過去に於ける鐵鋼國策

鐵鋼は諸工業の基礎をなす商品であると同時に、軍事的にも不可欠のものだ。従つて之が自給策もまた今日の如き新たな國策の提唱を俟たずして、既に早くから行はれて來た。

鐵鋼事業が官營製鐵所にその源を發し、昭和九年二月の製鐵合同に至るまで、官營企業が我國鐵鋼業の王座を占めてゐた事實は、その一の現はれに他ならない。此の官營製鐵所は、巨大の資本を要し而も先進國よりの競争によつて採算的に不引合な該事業を、兎も角も哺育する役割を果して來た譯だ。

けれどもかゝる官營製鐵所の活動のみを以てしては、輸入品の壓迫に打ち勝ち、また自給を全ふするには尙ほ不充分であつた。殊に大戰中に於ける民間鐵鋼業の急激な擡頭は、その後の反動期を迎へるに至つて別箇の對策の確立を要求した。そして採られた方

(1) 鐵鋼及び同原料輸出入額

輸 入	八 年		九 年		十 年	
	數量 千噸	金額 千円	數量 千噸	金額 千円	數量 千噸	金額 千円
鐵 鑛 石	1,524	12,840	2,132	19,421	3,404	34,547
銑 鐵	641	25,252	614	26,528	962	41,180
屑 及 故 鐵	1,013	38,645	1,413	65,730	1,692	84,225
鋼 及 鋼 材	504	72,744	459	79,305	543	81,754
計	—	149,481	—	190,984	—	241,706
輸 出						
鐵	231	34,666	350	53,029	433	65,836

(備考) 輸出中には屑及故を含むも、大部分は鋼材。

策は結局次の三つに歸着する。

(一) 關稅の累次的引上げ。

第二節 第二段階に入れる鐵鋼國策

(二) 製鐵業獎勵法の發動。

(三) 合理化による生産費の低減——その徹底的方策としての製鐵合同策。

(一)と(二)は云ふ迄もなく國內の鐵鋼業を海外よりの競争から救はんとするものであり、(三)はヨリ根本的對策として、國內生産條件の改善を意圖するものだ。先づ關稅に就て見れば、大正十年には合金鐵從價一割、塊及錠は同じく一割二分、條竿、ワイヤロッド、線等は同一割五分の新輸入稅率を課せられ、大正十五年の改正に於ても部分的に引き上げられたが、昭和七年には更に全面的に而も大中の引上げが斷行されてゐる。勿論此等の引上げに際しては、製品が産業全般の基礎を爲すものだけに常に過度の市價昂騰を避けねばならぬ運命にあつた。こゝにデイレンマの存在を免れ得なかつたのだが、製鐵業獎勵法はかゝるデイレンマを除く手段として案出されたと見ることが出来るだらう。

尤も此の法律は大戦中の大正六年に設定されてゐる。その意圖する處が、輸入不能の爲め極度の製鐵供給難に陥つたのを、國內生産の増加によつて補はんとするにあつたからだ。同法の保護によつて一定條件を具備する製鐵事業は、土地收用法の適用、所得稅及び益業收益稅(此等の附加稅も)の免除、製鐵設備用機械器具に對する輸入稅の免除等の特典が與へられた。だが、かうした趣旨の獎勵法は、大戦終了に伴ふ急激な業界の不況と共に、そのまゝ直に斯業の窮狀打開策に轉化、援用されたのであ

る。その後大正十年同十五年及び昭和六年の三回に互つて多少の修正を受けたが、大綱に於ては大同小異と云つてよい。特記すべきはたゞ大正十五年の改正に於て、右の諸特典の附與を、一貫作業を行ふものゝみに制限したと云ふ點だけであつた。

勿論かうした保護策も、十分な効果を擧げ得なかつたこと周知の通りであり、そこに合同による生産費の低下が必要とされた所以がある。此の間の事情は、抽象的ではあるが、次の『日本製鐵株式會社設立の趣旨』(商工省起草)なる一文に端的に示されてゐる。

——日本製鐵株式會社設立の趣旨——

本邦に於ける製鐵事業は歐洲大戰を一轉機とし、政府の保護助長政策と當業者の苦心經營と相俟ちて急速なる發展を遂げ、漸次自給自足の域に近づきたるが、斯業經營の内容に付て之を觀るに、其の基礎未だ鞏固なりと謂ふことを得ず。歐洲大戰中の好況時代を除き、大體に於て不況に次ぐ不況に終始し、唯最近爲替相場の關係、鐵鋼需要の増進等に因り、稍々好調を呈し居れりと雖も、斯業の將來は必しも樂觀を許さざるものあり。今後諸物價の昂騰に伴ひ生産費の騰貴したる場合は、再び外國品の壓迫を受ける虞れあるのみならず、現状の儘に推移すれば將來益々増加する需要に對し、低廉且つ豊富なる鐵鋼の供給を爲すことは極めて困難なるべし。我國の製鐵事業が斯くの如く其の基礎未だ鞏固ならざる所以は、蓋し民間製鐵事業の多くが、歐洲大戰當時の新設又は擴張に係り、其の設備の改善、資本の整理概ね充分ならず、而も其の後引續く不況に累せられ、其の自力を以て事業の合理化を圖るの餘裕なく、又製鐵所も官營なるが爲め其の經營に付き種々の拘束を受け、

事業進展上遺憾の點なしとせず。之が爲め本邦製鐵事業全體としての統一的發展を期すること極めて困難なりしを以て、一方に於いては資本の二重投下、設備の過不足等の不利を來したると共に、他方小企業分立に依る生産費割高の爲め、常に外國品の壓迫を受けたる等の事情に基因するものとす。

斯くの如き我國製鐵事業の現状に鑑み、從來各種の振興方策の唱へらるゝものありと雖も、斯業の根本的確立を圖るべき實質的對案としては、大規模且つ系統的の作業を特に有利とする製鐵事業本來の性質に鑑み、官營製鐵事業及び民間主要製鐵事業を基礎とせる合同會社の實現を策し、其の完全なる統制力と堅實なる資力とに依り、斯業の徹底的合理化を圖り、我國製鐵事業の基礎を鞏固ならしむるを以て、最も適當なる方策なりと思料す。殊に鐵鋼は各種重要産業の基礎的材料なる關係上、之が低廉且つ豊富なる供給を確保するは、國家産業經濟の發展を期する爲め極めて重要な事項にして、昭和七年六月第六十二議會に於て貴衆兩院共製鐵事業の徹底的整理及び合理化を圖り、以て生産費の低減を期すべき旨の決議をなしたる、亦右の趣旨に依るものと謂ふべし。而して此の目的を到達すべき根本的對策としては、合同會社設立の外他に適當なる方策を求むること能はざるべし。

即ち本會社成立後に於ては、政府の特別なる監督の下に事業の管理經營に徹底的統制を加へ、生産費の低減を實現せしむることを得べし。一面市場價格は合理化されたる生産費を標準として穩當なる地位に安定することを得ると共に、合同の際に於ける資本整理に依り、本會社の資力は大に堅實となり、設備の改良擴張を促進し得べきを以て、其の結果鐵鋼の價格は低下し、其の供給も確保せらるべく、之に依り消費者の受くる利益の多大なるべきは勿論、國民經濟の發展に資する所亦尠からざるべし。

而して右の趣旨に基いて、日本製鐵株式會社が愈々九年二月創立を見るに至つたことは、こゝで改

めて述べるまでもなく、讀者の記憶に新しい筈だ。

二、解決を要する問題點

ではこれで問題は解決されたであらうか。これに對する答を得る爲めには我々は再び冒頭に掲げた我が國鐵鋼乃至その原料の輸入表に立歸る必要がある。之に依り明かにされた處に従へば、鐵鋼及び同原料の輸入高は十年に於て尙ほ二億四千二百萬圓を數へ、就中原料乃至半製品の輸入が多額に上つてゐる。換言すれば、以上の如き保護對策にも拘らず、それが齎した處は漸く鋼材の自給自足と云ふ程度に過ぎなかつた譯だ。鋼材を除けば、昨年に於ても尙ほ鐵鑛石は國內需要數量の七一%、屑及び故鐵は五五%、銑鐵と雖も三一%を夫々輸入に仰ぐ有様である。

勿論此の總てを從來の政策の結果に歸せしめるのは當らない。後にも述べる通り、屑及故鐵の輸入がかく多量に上る一面の理由は、我國鐵鋼消費が極めて少く而もその使用の歴史が新しい點に求めねばならない。また銑鐵の自給未達成は、隣邦に印度の如き世界に稀な低生産費の供給國を控えたこと、その生産設備には巨大な資本を要し、民間業者の同企業を防げたこと等が與つて力がある。獎勵法による一貫作業の保護も此等の障礙に比べると、僅に九年の一毛に過ぎなかつた譯だ。鐵鑛石に至つ

ては、更に根本的な、國內資源の不充分と云ふ事實に制約されざるを得なかつたのである。

我々は一應右の如き諸條件を想起すべきであるが、併し此等の問題はそのまま今後も、止むを得ざる事情と見做して放置すべきか否か、それが打開策は求め得ぬものであるか否か、これを再考すべき時期に當面してゐる。そして結論から云へば、その解決は、方策宜しきを得た場合決して不可能ではないのである。『製品の自給から原料品の自給へ』と云ふ名題こそ、今後採らるべき鐵鋼國策の新たな方向をなすものだ。

斷るまでもなく、問題はこれだけに盡きるのではない。鐵鋼市價の低廉を期し、自給から輸出への進出を計ることも必要だ。殊に價格の低度は、前掲『日本製鐵株式會社設立の趣旨』にも明かにせられてゐる如く、自給と併んで國策の二大根幹をなすものと稱してよい。けれどもそれは自給策と必ずしも相反するものでなく、寧ろ自給の達成によつて初めて可能とさへ見られる。このことは輸入屑鐵の騰貴により、或は輸入銑鐵の値上りの結果、鋼材相場が引上を餘儀なくされつゝある最近の事情に鑑みれば、容易に理解し得る處であらう。

三、原料自給への道

さて愈々、以上の推論から當然生れて來る疑問、即ち如何にして鐵鋼原料の自給が可能であるか、を述べる順序となつた。先づ我々は屑鐵の問題から出發しやう。此の場合最初に注意を要する事柄は、何故に今日の如き多量の屑鐵を輸入せなければならぬかと云ふ點である。これには大體二つの理由が考へられる。即ち國內に於ける鐵鋼消費が歐米各國に比して著しく少い結果、屑鐵の國內供給も自ら少量ならざるを得ないことがその第一である。第二には製鋼設備の過半は一貫作業によらぬ小規模のものであり、此等は作業能率の關係上自ら屑鐵を多量に使用せねばならぬとだ。そして此の第二の理由は、更に遡つて大戦中に於ける鋼材需要激増がかゝる小規模製鋼業者を簇出せしめ、此等業者はまた近邦に米國の如き安價且多量の屑鐵供給國を持つことによつて存在し得た、と云ふ特殊事情と結びついてゐる。従つて屑鐵の輸入防遏と云つても、かうした根本問題の解決が先づ要求される。右のうち第一の國內屑供給の少い缺點は鑛石製鋼法、即ち熔鑛爐より出る熔銑を直に利用する一貫作業によつて除去されるが、平爐しか持たぬ製鋼業者の總てにそれを行はしめることは不可能であらう。

然らば解決策は全然ないかと云へば必ずしもさうではない。先づ考へられるのは、屑鐵を多量に要する固定式平爐は、國內屑を消化する程度に止めてなるべく廢棄し、壓延専門に移らしめる方法だ。而して壓延に必要な鋼塊は、資力豊富で一貫作業設備を増し得るものより供給せしめるのである。こ

れに較べると全く消極的方法であるが、屑鐵の使用割合を可能な限度に（例へば原料中屑の占める割合を五割とする如き）まで制限するとも考へられる。これに平行して屑鐵輸入に適當な關稅を附し、混銑爐を設備せるもの乃至は銑鐵消費割合の一定率を超過した製鋼業者に對し、關稅免除の特典を與へる手段も或は必要だらう。

勿論右の如き分業乃至獎勵は、一方に於て資力豊富な業者をして一貫作業設備を可及的に建設せしめることを前提とする。従つて熔鑛爐建設を申請せるものは、一貫作業の貫徹を條件に遲滯なく之を許可すべきである。尤も此の點は今日一應解決點に到達したかの如き感がある。日本製鐵のみに獨占せしめるが如く見えた商工省の熔鑛爐建設認可方針は、既にその他にも之を許すことに改められたほか、日本製鐵は銑鐵五百萬噸の生産を昭和十六年上半年期までに完成して國內自給の達成を企圖しつつあるからだ。併し平爐建設の統制等の問題が解決されぬ限り、それだけでは矢張り屑鐵の完全な輸入防遏は期待し得ぬと云はねばならない。

次で解決を要するのは鑛石の自給策だ。殊に看過出來ぬのは一貫作業設備の擴大によつて屑鐵の輸入が防がれるとすれば、鐵鑛石の需要量は急激に増大することだ。昨年中の屑鐵輸入高は百六十九萬二千噸（但解體用として輸入された船舶を含まず）であつたが、いま大雜把にこの屑鐵の全部が銑鐵

に取つて代られる場合を豫想すると、二百五十萬噸見當の鐵鑛石需要増加を來すであらう。若し銑鐵として輸入された九十六萬二千噸をも合せ自給することを考へれば、鐵鑛石需要量の増加は更に三百九十萬噸近くに殖える筈だ。現在通りその大部分を輸入に仰ぐとすれば、今日の年輸入三百四十萬四千噸と合せて、總輸入鑛石は實に七百萬噸以上の巨量に達する。噸十圓で輸入されると見ても、金額に直して約七千萬圓となるわけだ。勿論これは銑鐵及び屑鐵が全然輸入されぬ場合の計算であつて、實際問題として屑鐵の輸入を皆無にならしめるのは容易なことではなく、従つて俄にかゝる巨量の鐵鑛石を必要とはしない。併し他面この豫想は、昨十年中の鐵鋼生産高を基準にしたものであるが、現状から推して此の生産數量が今後更に増す筋合にあることも考慮に入れねばならない。とすれば矢張り此の程度の鑛石需要は豫め覺悟してをかねばならぬのである。軍事的立場から主張されてゐるに過ぎぬ今日の鐵鑛石自給策は、かくて國際收支の觀點から見ても極めて重要な問題となつて來る。

斷るまでもなく、今日まで鐵鑛石需要の大部分を輸入に俟つたのには、首肯さるべき二、三の理由がある。國內の鐵鑛資源が頗る貧弱であることはそ

	(2) 鐵鑛石供給高 (千噸)			
	産出	移入	小計	輸入
四年	178	314	492	1,945
五年	246	288	534	1,974
六年	208	177	385	1,550
七年	227	152	379	1,482
八年	321	255	576	1,524
九年	432	181	613	2,132
十年	533	242	775	3,404
				合計
				2,436
				2,507
				1,935
				1,861
				2,100
				2,744
				4,179

の第一に擧げられるが、之と共に看過出來ぬのは近邦に支那（大冶、桃沖鑛山等）及び海峽植民地（ブングン、ジョホール、タマングアン鑛山等）の如き鑛石良質にして水運の便多き供給地を控えてゐることだ。就中海峽植民地は勞銀至廉なるのみならず鑛山が何れも海岸間近に位し、而も我國以外に之を利用するものがないと云つた好條件を持つ。たゞ海路の稍々長い悩みはあるが、海上運賃は普通陸上のその十五分の一前後に過ぎぬためこれも意とするに足らない。

例へば陸上距離を海上の十五倍と見て、日、米、獨の使用鑛石平均運搬距離を算定すると、日本（八幡）二千六十五哩、米國三千二百十五哩、獨逸二千五百哩に相當し、我國のそれは最も有利なことが知られる。此の調査は昭和五年のもので、現状は多少異つてゐると思ふが、何れにしる低運賃に幸されてゐることは争はれぬ。最近の輸入鐵鑛石のうち海峽植民地の占める割合が四割に上り、支那またこれに近い比率を示してゐるのも當然の成行である。併し乍ら、國內産業を刺戟することの必要から見れば、だからと云つて鐵鑛石の自給策を放置してよい譯はない。海峽植民地が濠洲と同様に英國の勢力範圍にあり、従つて何時また濠洲の如き關稅引上げの痛棒を喰はされるか判らぬとすれば、鐵鑛石自給策の必要は更に一層切なるものがあると云へやう。

然らば貧弱な國內の鐵鑛資源を以て如何に自給が可能であるか。次で起るのは當然此の問題であらう。併し此の點も、専門家の意見を綜合すると、やり方によつては必ずしも悲觀を要せぬやうである。近き將來六百萬噸と豫想される鐵鑛石需要を、全部國內で賄ふことは素より望み得ないが、かなりの程度は供給し得るのではないかと思はれる。その具體策として考慮されるのは、貧鑛の使用と砂鐵鑛の利用とである。

而して前者に就て差し當り問題となるのは三菱鑛業の所有にかゝる朝鮮茂山の鐵鑛石だ。同鑛山の埋藏量は人によつて推定が異り、或は一億噸と云ひ、また五億噸を傳へ、無盡藏だとも稱せられる。最少限度を採つても一億噸は間違ひないだらう。その鐵含有分は四〇%前後の由だから、決して富鑛ではなく貧鑛處理設備を必要とするが、他方磁鐵鑛である上に夾雜物少く、爲めに撰鑛は容易で結局鞍山のそれより安價に利用し得るやうだ。假りにこゝから年三百萬噸の供給を行ふとすれば國內需要の半ばを充す勘定であり、而も同鑛山の壽命は尙ほ最低三十ヶ年を保ち得る。商工省は既に資源局、朝鮮總督府、三菱鑛業等と協議の上處理鑛石運搬用の鐵道敷設を内定したと報ぜられてゐるが、速に大規模な開發に着手すべきであらう。

砂鐵鑛の利用は、茂山の貧鑛開發から見れば、比較にならぬ程困難が多い。埋藏は殆んど全國に遍く、またその利用に古き歴史を持つにも拘らず、近年の産出高が次表の如き少量に止つてゐる事は、如實

にこれを裏書きしてゐる。併し乍ら、同鑛石は我國に與へられた獨自の資源であつて、埋藏量は鐵含有量三五%以上のものだけで一億噸(商工省調)に上り、而もその開發は地方に資金を還元する作用をなすのである。此等の點に鑑みれば、之が利用こそ政府の最も意を用ふべき問題と云はねばならない。

鐵砂(噸)	高產出(噸)
31,831	31,831
21,618	21,618
18,902	18,902
37,948	37,948
9,134	9,134
3,118	3,118
259	259
780	780
629	629
4,544	4,544

元來砂鐵鑛利用に際して障礙となつて來たのは、(一)熔鑛爐作

業を妨げるチタニウムの含有量が多く、爲めに熔鑛爐による大量生産の原料となり得ぬこと、(二)鑛石の採掘蒐集に手数を要し、普通の鐵鑛石に比し高價たるを免れぬこと、(三)連續的に大量生産すること難く、爲めに供給の安定性を缺いたこと、の三點だと云はれてゐる。併し周知の如く、砂鐵鑛は總てがチタニウムを多量に含有してゐるわけではなく、中國地方に産出するものはその割合一〇%以下である。従つて供給さへあれば之が利用は大して困難でなく、現に日本製鐵は最近山陰産砂鐵約一千噸を購入して熔鑛爐原料に充當することゝなつた。勿論數量に於てチタニウム含有率の高いものが壓倒的に多く、こゝに問題は尙ほ殘されてゐるが、併しこれとて使用鑛石中五%内外の混用なら何等熔鑛爐作業に故障を來さぬらしく、全然利用の途がないのではない。商工省は大正十五年度以降昭和六年度までの間に砂鐵研究の爲め獎勵金を交付したと去る特別議會で

發表してゐるが、その額は合計只の五十二萬圓と云ふ貧弱なものであり、而もその大部分は日本鋼管、常磐商會兩社への海綿鐵製造研究その他机上實驗に對して與へられたのであつた。素より此等の研究も必要ではあるが、今後は以上の如き熔鑛爐向けの利用に中心を置き、その需要を喚起すべきものと思ふ。

以上は(一)の障礙に就てあるが、此の問題が解決されるならば、(二)及び(三)の困難は著しく解決が容易となる。假りに普通鑛石使用量の五%が砂鐵鑛に代へられるとすれば、現在のまゝでも砂鐵鑛の年需要量は二十萬噸に達する計算である。これでも數量的に見れば依然として僅少たること云ふまでもないが、それは聽て砂鐵鑛全般の採掘蒐集を刺戟するであらう。その結果はまた採鑛法の改良を促し、供給數量の安定とコストの低下に役立つことになる道理だ。こゝまで運ぶには、むしろ需要者側に於ても若干の犠牲を拂はねばならぬが、政府また相當の援助を覺悟すべきだ。

第三節 纖維原料自給とステープル・ファイバー工業

一 「國策纖維」ステープル・ファイバーの登場

ステープル・ファイバーの重要性は、單に濠洲問題を契機とする羊毛の補給といふ點にのみあるのではなく、この新纖維は各種の天然纖維に代りうる所に最も大きな意義を持つて居る。殊にその性質から言つて羊毛の代用と言ふよりは寧ろ棉花に近く、それに代替し得るものである。さればこの新纖維が、棉花のない綿業國たる我が國にとつて如何に重要性を有するかは凡そ明かであらう。

我が國の輸入品中原料品の割合は甚だ大きい、更にこのうち纖維原料の占める位地は最も大である。昭和十年の輸入に於いて棉花は七億一千萬圓餘、羊毛は一億九千萬圓餘で、この二者合計して正に九億圓を超え、同年の輸入總額中三割七分弱に達する。我が國に於いても棉花や羊毛の生産は皆無ではないけれど、然しあつてもそれは極めて微々たるもので、問題とするに足りない。即ち我が國は世界有數の纖維工業國であり、而かも纖維工業は我が最重要の産業でありながら、一方纖維原料に至つては、生絲を除き殆んど見るべきものがないと言ふ状態だ。

これらの事情は、言ふ迄もなく、我が國における纖維原料資源の甚だしい缺乏を物語るものであり、同時にまた我が産業構成の脆弱性を示すものである。自由通商時代ならこの脆弱性も敢へて意とす必要はないであらう。然し時代は變化して居る。殊に戰時經濟の下に於いては、この脆弱性は忽ち露呈する。既に獨逸はその先例を示してゐるのである。かくて今日我が國に於いて、原料國策が眞劍に論議され出したのも蓋し當然である。

かゝる我が國の基本事情と時代的背景の下に、ステープル・ファイバー工業は出現した。それは、これからの産業であるが、その基礎は今や次第に確立されんとしてゐる。更に、我々はいまこのステープル・ファイバーを天然纖維の代用原料と言つたが、然しそれは單は代用の域に止るのみならず、寧ろ独自の性質と用途を持ち、現に新分野を開拓しつつある。而して將來この新纖維工業が品質的にも數量的にも相當見るべき發達を示すならば、その効果は恐らく多大である。第一に纖維工業に限つて言ふならば、我が斯業の基礎は著しく強化される（同時に我が纖維工業は大きな變化を受ける）、第二に貿易關係の上に重要な役割を演ずる。第三に新産業の勃興と云ふ點からして國民經濟上に及ぼす効果も少くないだらう。更に第四戰時經濟下における原料自給といふことに想到するならば、その意義は贅言を要しない。勿論我が國に於ける斯業今後の發展にはなほ種々の困難が存在する。然し困難は

早晚克服されるであらうし、何れにせよステープル・ファイバー工業の將來性には注目すべきものがある。かくてステープル・ファイバー工業は、我が國原料國策の重要な一翼をなすであらう。

二、ステープル・ファイバーの特性と沿革

(A) ステープル・ファイバーの特性

それでは、このステープル・ファイバーとはどんなものか。この點に就いては最近種々の方面で述べられて居るから、こゝでは極く簡単な説明を加へるに止めよう。

ステープル・ファイバーが、纖維原料として持つ重要な特質の一つは、その用途の多様性といふことである。ステープル・ファイバー(Staple fibre)といふのは英名で、現在我が國では、人造纖維、人紡纖維、人造棉花、人造羊毛、人造麻、絹毛、光棉等々とよばれて居り、未だ一定の呼稱が附されて居ないが、然しこれらの名稱からも判る様に、この新纖維は天然纖維に代つて種々の方面に用ひうるものである。この點ステープル・ファイバーは他の纖維原料に見ない強味を有してゐる。またそれは人工的な化學製品なので、曾つての人絹と同じ様に多くの發展性を約束されてゐる。またそれは製造方法の原理は人絹と殆んど異なる所はないが、然し工程は人絹より少くて済み、また生産される

製品は別箇のものである。即ち人絹が織物用原料なるに對し、ステープル・ファイバーはその一步前の紡績用短纖維である。(言はゞ棉花、羊毛等と同様の位地にある譯だ)。工程から言へば、兩者は紡績工程まで殆んど同様であるが、ステープル・ファイバーは紡絲(吐絲)の際或は其後に切斷されて短纖維とされる。而して切斷する際長短それづゝの纖維となすことによつて、各種の天然纖維に相應する性能を持たせるのである。用途の多様性も主としてかゝる點から來て居る。

更にステープル・ファイバーは紡績用纖維たる以上、紡績性に富んで居なければならぬが、この點も必要な要件を具へてゐる。殊にそれは人工的纖維たる關係から、纖維を適當の細さ、長さとし、且つこれらに均一性を與へることが出來るといふ、紡績に最も必要な性質を多分に持つて居り、また夾雜物を含まない點なども勝れて居る。而かもステープル・ファイバーの價格は比較的低廉である。

然し、と言つてステープル・ファイバーが何れの點に於いても各種の天然纖維に十分匹敵しうる性能を具備してゐるかと言ふに、素より現在の所決してさうではない。なほ改善を要する種々の缺陷を藏してゐることは争はれない所である。だが品質上の種々の難點などは、將來の解決に俟つこと必ずしも不可能でないだらうし、また現在の程度を以つてしても、既に相當多面的に利用されてゐる。かくしてステープル・ファイバーは、天然纖維の乏しい國に於いて纖維原料自給問題の鍵をなして

る。天然纖維生産國にあつても、それらの天然纖維と併用し、或ひは獨立して使用することによつて得る所少くないであらう。こゝに新興纖維としてのステープル・ファイバーの價值がある。

(B) 世界におけるステープル・ファイバー工業の發展

ステープル・ファイバーは、新興纖維の名の示す如く比較的新しく世に出た纖維である。この製造方法を理論的に明かにし、また工業化しうるやうになつたのは何れも今世紀に入つてからだ。即ち一九一〇年前後佛蘭西、英吉利等での纖維の研究、發明が行はれ、當時佛蘭西の A. Pellrin 氏、Paul Girard 氏、及び英吉利のミッチェル會社 F.G. Mitchell Co. 等は製造方法に關し特許を得た。而して其後これが工業化を見るに至つたのは、獨逸が歐洲大戰當時經濟封鎖のため衣料原料に悩み、纖維原料自給策を計つた頃に始まつてゐる。この獨逸のステープル・ファイバー工業への着手は、其後の發展に一つの基礎を作つた。尤も當時は、技術的にまだ成功してゐなかつたので、製品の品質は悪く、十分實用化しうる様なものは出来なかつた。従つて大戰が終末を告げるや、獨逸における斯業は一時衰退して行つた。然し獨逸の其後の經濟的困難は原料自給の必要を促し、再びステープル・ファイバー工業の研究が進められたのである。かくて今日では、政府の支援と相俟つて斯業の始祖たる名に値する發達を示し、ステープル・ファイバー工業國として重要な位地を占めるに至つて居る。獨

逸政府の斯業獎勵策としては、現在、官廳、黨部、其他公共目的の織物、(毛織物、綿織物) に對し、ステープル・ファイバーの強制混用を命じてゐる如きである。

獨逸の成功に刺戟され、或ひはそれ〴〵各自國の必要から、其後ステープル・ファイバー工業は歐米諸國に漸次發展を見るに至つた。殊に近年の自由通商の崩壞、經濟的國家主義の擡頭は、原料自給策を痛感せしめ、斯業の發展に拍車を加へてゐる。纖維原料の乏しい國における發達は特に顯著だが、

年度	生産高 千封度	對前年 増加	生産高 千封度	同上 率 %
1929	8,300	—	—	—
1930	7,250	(-) 1,050	(-)	12.7
1931	8,980	1,730		23.9
1932	21,865	12,885		143.4
1933	29,353	7,488		34.2
1934	53,785	24,432		83.2
1935	133,839	80,054		148.9

(備考) “Rayon Organon” による。但し増加の額及び率は筆者の計算。

今日では纖維原料生産國に於いても發展を見つゝある。

かくて近年世界のステープル・ファイバー生産高は急激に増加した。世界各國に互る正確な生産調査はいまの所仲々困難のやうであり、従つて調査者によつて少なからぬ差異が見受けられる所もあるが、然し何れにしても生産高が最近相當増加しつゝあることは確實と見てよい。いま米誌『レイヨン・オルガノン』(三六年六月號)の調査によつて近年の生産狀況を示すと上表の如くである。

即ち一九三五年の世界ステープル・ファイバーの總生産高は一億三千四百萬封度弱で、その前年より約一四八%といふ増加振りだ。

(2) 世界各國ステープル・ファイバー生産高(單位千封度)

	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935
佛蘭西	未詳	未詳	未詳		2,200	4,400	8,000
獨逸	3,500	5,500	5,500	6,600	9,900	16,500	30,000
英吉利	2,600	700	1,200	2,200	2,750	3,300	10,000
伊太利	1,700	700	1,400	9,400	11,000	22,000	66,000
日本	—	—	—	550	963	4,720	13,624
波蘭	—	—	—	—	—	—	500
北米合衆國	500	350	880	1,100	2,100	2,200	5,000
合計	8,300	7,250	8,980	21,865	29,353	53,785	133,839

(備考) “Rayon Organon” による。日本の見積りはやゝ過大ではないかと思ふが、然し1935年の日本生産高は約10,000千封度には達してゐたと推定される。これに對し、英誌“Silk Rayon”は日本の1935年の生産高を6,600千封度と發表し居り、此の數字が今日我が國では可なり利用されて居るが、この推定は可なり過少に過ぎる。日本では昨年日東紡績、新興人絹、大日本紡三社の生産高だけで約8,800千封度に達してゐる。

絶對量としてはまださほど多くないが、それでも同じく一九三五年の世界人絹總生産高九億三千六百萬封度餘(レイヨン・オルガン)誌調査)に對し約一割五分に當つて居り、著しい進出と言つてよい。而してこれを各國別に見れば上掲表示のやうな結果を示して居る。

各國ともそれ〴〵相當著しい増加を示して居るが三五年と三四年の比較に於いて最も増加率の大きい國としては伊太利、英吉利があげられ、何れも三倍に増加して居る。日本、亞米利加合衆國の増産も顯著な方だ。増加の絶對量としては、獨逸が伊太利に亞いで多い。この兩國は何れも天然纖維の生産乏しい國であり、最近の經濟的難局に當面してそれ〴〵原料自給策を強化してゐるのである。

三、我が國に於けるステープル・ファイバー工業

日本におけるステープル・ファイバー工業は、歐米諸國より可なり遅れて出發した。實際には既に大正十年前後極く一部の纖維工業者は研究に着手し、其後また人絹會社ではこれが試験的生産を試みたものもあつた。然しやがて到來した人絹業の著しい發展のため、ステープル・ファイバーの研究は、全然放棄されないまでも一時中斷の形であつた。然るに先年の國際聯盟脱退當時經濟封鎖の不安が喧傳されるや、先づ原料自給策への關心を促された。次いで最近我が人絹業の黄金期が過ぎ去つたのを見て、ステープル・ファイバー工業は更に勃興の機運を醸成された。此の間また歐米諸國における斯業の發展にも刺戟された所少くないだらう、かくてこゝ二、三年來ステープル・ファイバー製造の專業會社が相次いで生まれると共に、既存纖維工業會社の兼營も續出し、斯業の基礎はやうやく確立されんとしつゝあつた。そこへ濠洲問題が勃發したので、俄然發展期を迎へるに至つたのである。

濠洲問題發生後、我が國のステープル・ファイバー工業の研究は急激に促進され、同時に斯業の新設擴張の著しい進行を見つゝある。而して最近ステープル・ファイバー製造會社は、專業、兼營を合せて二十餘會社を數へるに至つて居る。その生産能力は、吾々の調査によれば本年六月現在で合計約日産

七十七噸餘であり、本年末ではこれが更に百七十噸ばかりに達する豫想である。尤もこの數字は所謂公稱能力であつて、實際の生産はこれ程には行はれてゐない。と言ふのは、技術的にまだ困難があり、更に其他の事情も加つて、生産能力一杯の操業を行ふことは必ずしも容易でないといふ現状にあるからである。然し實産能力も最近漸次増大しつゝあり、本年七月のそれは日産約五、六十噸に達してゐると推定される。

(註) 我が國に於いては、今日までステープル・ファイバー實産能力に關する正確なる調査がない。従つて推定によらざるを得ないのであるが、他の調査者に於いては七月の實産能力を六、七十噸以上と見積つてゐる者もある。

生産能力は、今後の新設擴張計畫の進行、生産能率の向上によつて、更に増大する情勢にある。即ち目下計畫中のものゝ完成が豫定より遅れるとしても、本年末の實産能力は可なり増大するだらう。實際にはこれが正確なる豫想など困難であるが、本年末のそれは日産百噸以上には達することゝ思ふ。自然本年中の我が國におけるステープル・ファイバー生産高は可なり増大する筈であり、今の所年額四千萬封度以上になると見ることは何分過大な見積りではないだらう。四千萬封度としても、昨年の我が國が生産高一千萬封度餘に對し四倍の増加であり、正に著しい發展と言はねばならぬ。而してこの數量

は、最近の我が國棉花消費年額約十七億封度にはまだ遙かに及ばないけれども、人絹生産高約二億二千萬封度(十年實績)、羊毛消費高一億二千萬封度(洗上羊毛—十年分推定)に對してはそれ〴〵約一割八分乃至三割三分に當る。創業期に於いて早くもこの状態であり、蓋し注目されてゐる。

而かも明年以降になれば生産能力は一層擴大するだらう。現在操業して居るものに、最近續出しつゝある新設擴張計畫を加へるならば、その合計は實に日産四百噸前後にも達する状態だ。この過半は明年以降に完成豫定のものであり、そして實際には計畫通り進行せしめることは困難であらうが、然しそれにしても實産能力百數十噸に達することは遠いことでない。

我が國のステープル・ファイバー工業には、單に數量的に發展しつゝあるのみならず、品質上に於いても漸次改善を見つゝある。既に歐洲先進諸國の製品に比し殆んど遜色ないやうなものも生産しうるやうになつた。またこれを原絲とする新製品や混織物も漸次新分野開拓の方向に進んで居る。また羊毛との混紡、混織の如きに於いても、ステープル・ファイバー二、三割の混用は可能だと言ふ。

生産費の點に於いても、現時まだ一般に百封度當り四十五圓乃至五十圓前後を要してゐるが、今後生産規模が擴大され、技術的改善を見るならば、四十圓乃至それ以下で済ますことは決して困難でない。さうすれば價格上羊毛に對しては遙かに低廉であり、また棉花に對しても十分匹敵しうる。更

に現状を以つてしても、生産費は歐米諸國より安く、こゝにまた海外進出力の基礎もある。

四、原料對策としての重要性

(A) 原毛補給はどの程度に可能か

ステープル・ファイバーは、既に述べた様に棉花、羊毛、其他の天然纖維の代用として役立つ。尤も現在の我が國のステープル・ファイバーは、棉花の代用品としては、ほど使用しようと云はれてゐるが、羊毛の代用たるにはまだ種々の缺陷を藏して居る。然し缺陷はあるにしても、製品の需要者がそれを或る程度忍ぶならば、軍需品以外に於ては使用に決定的な支障を伴ふほどではない。また現在の情勢は、國民に對し多少の不便に堪へることを要求して居る。従つてステープル・ファイバーの生産量さへ相當にあれば、それに従つて濠毛制限による羊毛の不足を補給することは難事でない。

それでは先づこの當面の問題に對し、どの程度の補給が可能かと言ふに、吾々の生産調査からすれば凡そ次の如くである。即ち最近の我が羊毛使用量は月額一千百萬封度（脂付羊毛を歩留五五%として洗上羊毛に換算）であるが、これに對しステープル・ファイバーの推定生産高は、本年七月三百六十六萬封度（日産五十五噸として）、本年十二月六百五十萬封度餘（日産百噸として）となる。この生産高の

羊毛使用量に對する割合は、七月が三割三分餘、十二月が六割五分に當る。更に明年下期頃に至つてステープル・ファイバーの實産能力が百五十噸といふ風にでもなれば、右の割合は約九割近くに達する。紡絲に對する歩留りはステープル・ファイバーの方が羊毛より相當よいから、これらの割合は實際にはモツト高まる譯である。

かゝる事實から見れば、羊毛に對し可なり大なる代用可能量を得ることが出来る。たゞし以上は單に數量を單純に比較してのことであつて、實際問題としてはしかく簡單に推斷出来ない。ステープル・ファイバーは、羊毛の代用として利用される外に、他の纖維との混紡、混織にも向けられるし、また品質も良質のものばかり得られるとは限らないからである。がそれにしても、是非とも羊毛代用に使用する積りならば、相當多量なものが調達出来ると言ふことだけは事實と見てよい。そして、我が國が濠洲に對し強硬な態度を示しうるのも、一つにはかうした所に有力な武器が存在するがためである。

(B) 棉花代用としての意義・重要性

ステープル・ファイバーを棉花代用として見るならば、その意義・重要性は、羊毛代用とする場合に比し遙かに大である。この點は單に我が綿業の位地を想像して見ればよい。而かもステープル・ファイバーは羊毛代用より棉花代用として最も好適であり、むしろ目標は棉花にあるとされてゐる。

棉花の供給については、今日羊毛ほどに差迫つた事情は存在しないが、然し我が棉花需要の殆んど全部を海外に仰いでゐることは、言ふ迄もなく重大な問題だ。若しその幾部分でもステープル・ファイバーを以つて代置しうるならば、寄與する所蓋し少くない。

現在のステープル・ファイバーの生産量では、最近の我が棉花の需要量年額約十七億封度に比し何ほどもない。然しそれだけに我がステープル・ファイバー工業には發展の可能性が多い。假りに棉花需要量のうち一割をステープル・ファイバーを以つて代へるとしても、その日産能力は約二百二十噸餘を要するのである。これは最近の實産能力に比し約四倍に當る規模である。更に二割、三割、或ひはそれ以上を占めるに至ることを想像するのも、強ち夢想ではないだらう。かくの如く、棉花を目標とするならば、ステープル・ファイバーには大きな發展性が與へられてゐるのである。我が綿業の規模が大きいだけに、その原料自給の意義・重要性は推して知ることが出来るだらう。

五、「原料國策」と残された問題

(A) 政府のステープル・ファイバー工業助長問題

我が國の纖維原料自給問題の解決にとつて、ステープル・ファイバーの持つ重要性は、以上でほと

かにされたと思ふ。されば濠洲問題を契機として羊毛補給の必要が生ずるや、政府が積極的に原料對策に乗り出して來たのも蓋し當然である。商工省では、廣田内閣の「庶政一新」に關する重要對策の一つとして「原料國策」の確立を期してゐるが、該問題の一つに纖維原料自給策をとりあげ、そしてステープル・ファイバー工業の發展を支援助長せんことを明かにして居る。陸軍省でも積極的にこれが研究に着手せんとしつゝある状態だ。最近、政府當局者が民間關係業者と屢々相會して研究、對策に歩を進めつゝあるのは既に讀者の知られる所である。我が國における纖維原料の乏しいことを考へるならば、この對策への着手はむしろ遲きに失する憾みがあるけれど、とまれ政府が纖維原料自給策の樹立を積極的に意圖し出したのは注目すべき現象だ。

尤もステープル・ファイバー工業に對する政府の具體的助長策は未だ何ら示されてゐない。けれどもその一端として、主管大臣小川商相が、將來ステープル・ファイバーの需要を確保すべきことを表明してゐるのは、十分指摘するに値するだらう。この小川商相の態度表明は、今後濠洲問題が解決した場合ステープル・ファイバー工業は如何に處すべきかと言ふ當業者の質問に對する答辯であつた。獨逸の如きは既に法律を以つてステープル・ファイバーの強制混用を命じてゐる。我が國に於いては、これまで發展するかどうかは疑問だが、この點將來における重要且つ興味ある問題である。たゞ何れにし

ても政府が「原料國策」の建前から、ステープル・ファイバー工業を支援助長するならば、當業者の事業熱と相俟つて、將來纖維原料自給の基礎は一段と強化されやうになるだらう。

(B) 原料パルプの自給問題

然しながら、この纖維原料自給策の確立に支障となる様な何らの問題も存在しないかと言ふにさうではない。最後になほ重要な問題が残されてゐる。曰く、原料パルプの問題の解決がそれである。(註)

(註) ステープル・ファイバー工業今後の問題としては、なほ、これが紡績業、人絹業に與へる影響、現在既に統制權を繞つて紛糾しつゝある統制問題、早晚來たるであらう生産過剰問題、取引上の問題等々があるが、こゝにはこれらの點は暫く措き、最も重要性を有するパルプ自給問題に關して言及するに止める。

ステープル・ファイバーの原料は人絹と同様主として木材パルプであるが、我が國では、これまた大部分海外に依存して居る。國內でも近年人絹用パルプが生産される様になつたが、その數量はまだ少ない。昨昭和十年の我が人絹パルプ需要高は約十三萬噸に上つたが、このうち國産パルプは約二割餘りである。本年は國産パルプも増加するが、然し一方總需要量は十八萬噸以上に上る豫想であり、従つて國産パルプは依然その一部を供給しうるに過ぎない。既に計畫されて居る滿洲に於ける人絹パルプの製造もまだ早急には間に合はない。かくて何れにせよ需要の大部分は輸入に俟たねばならぬ。輸入

先きは米國、諾威、芬蘭、加奈陀、瑞典等々である。而かも近年世界の人絹業並びにステープル・ファイバー工業が急速に發達しつゝあるため、最近ではパルプの供給難を呈してゐるやうな状態だ。従つて我が國に於いてステープル・ファイバー工業が一應確立しても、原料パルプの供給に缺くることがあるならば、纖維原料國策は根底から脅かされねばならぬ。こゝに、更にパルプ自給問題の解決が必要なのである。最近の國際情勢は、益々その必要を痛感せしめるに至つた。

實際には従來に於いてもこの問題は閑却されて居た譯ではなかつた。現にパルプ増産も企てられて居るし、また最近では新たなる研究も進められつゝあり、そして一部には或る程度成果も得られて居る(註)。更に將來の研究の結果は、やがてパルプ自給の基礎を確立せしめることも敢へて不可能ではないだらう。但し現状は既に述べた如くであり、こゝに弱點が伏在して居ることは否定されない。

(註) 例へば民間當業者のうち、鐘紡では滿洲に野生する蘆から、東洋紡では桑の莖から、それと人絹並にステープル・ファイバー用のパルプ生産に成功したと言はれる。

たゞこの問題に對していま詳しく立入ることは出来ないが、こゝでは單に問題の所在を明かにし、而してこの原料パルプの自給が可能になつた時こそ、我がステープル・ファイバー工業が、新纖維工業としての役割を十分果たしうるやうになることを指摘しておかうと思ふ。

第四節 濠毛買控え可能限度と其影響

羊毛國策中、代用纖維としてのステープル・ファイバーの研究に付ては前節にこれを行ひ、又綿羊飼育に付ては第四部第六節に於てこれに觸れる事とする。従つて以下こゝでは問題を非常に限定し、當面對濠通商戰に於て我國が幾何まで濠毛買付を減じ得、又それがどの程度迄濠洲を打撃するかを、出来るだけ具體的に検討する事とする。その正確なる把握は、云ふ迄もなく羊毛國策の樹立に不可欠のものである。

一、濠毛買控えほどの程度に可能か

(A) 羊毛需給の實狀と代替毛

先づ最初に我が國が如何に多額の濠洲羊毛を買付けるかを見やう。一九三五—三六羊毛年度に於ける濠毛の元地輸出の明細は第一表の如く、同年度の我國の買付高は七十七萬九千八百五十七俵で、英國の九十五萬七千九百八十五俵よりは僅かに劣るが、佛、白、獨其の他の諸國に比しては壓倒的に多

く、我國は殆ど全體の三割に近い買付を行つてゐる。濠毛の顧客としての我國の重要性が判然認識されやう。

翻つて我國全體の輸入羊毛中、濠毛がその幾割に當るかと言ふに、大藏省の貿易月表の示す所に依れば次頁第二表の如く、昭和十年には數量で九三%八、金額で九四%八を示し羊毛の供給は全く濠洲一國に仰いでゐる事が判る。新西蘭、南阿等からの輸入も勿論あるにはあるが、新西蘭は數量で三%、金額で二%に過ぎず、南亞は數量金額とも僅々一%に過ぎないのである。

斯様に我國は多大の濠毛を輸入しつゝあるのであるが、之が不買

は果して何の程度に可能であらうか。

濠毛の代替品としては新西蘭、南阿、南米等の羊毛が擧げられてゐる事は周知の如くであるが、之等の諸地方から何の程度の代替品を得る事が出来るであらうか。最近年に於ける之等三地の羊毛の輸出又は輸出數量を示すと第三表の如くなるが、我國羊毛工業關係者の大部分は、大體に於て新西蘭より五萬俵、南阿より十五萬俵、南米より二、三萬俵の代替品を求め得るものと豫想してゐる。南米

第四節 濠毛買控え可能限度と其影響

(一)濠毛仕向地別輸出高(俵)

	一九三五 三六年度	一九三四 三五年度	差引増減
英國	957,985	1,125,331	(-)167,346
法國	257,526	276,091	(-) 18,565
德國	779,857	635,872	(+)143,985
日本	107,429	101,553	(+) 5,876
暹羅	373,692	448,689	(-) 74,997
中國	17,833	59,707	(-) 41,874
他國	90,126	19,736	(+) 70,390
計	198,115	184,617	(+) 13,498
英佛日獨白伊米其總計	2,782,563	2,851,596	(-) 69,033

(二)昭和十年輸入羊毛國別百分比

	數量	金額
濠洲	93.8	94.8
新西蘭	3.0	2.1
南阿	1.0	1.0
其他共計	100.0	100.0

〔備考〕大藏省外國貿易月表より算出

(三)羊毛出市又は輸出高(俵)

年度	新西蘭	南阿	南米
1932—33年	630,000	—	518,831
1933—34年	650,000	658,000	417,075
1934—35年	516,000	614,000	469,084

(備考) 南米のみは輸出數量, 他は出市高。

の一俵は大小區々にして多きは一千封度、少きは五百封度と言ふ具合に容量が異なるので、計算には不便であるが濠洲羊毛の大體二倍の大きさの物に見て大過ないやうであるから、南米羊毛の俵數を修正して三者合計すれば、二十五萬俵見當となる。之だけが、濠毛代替品として使用し得るのである。

(B) 代替品値差問題と補償

然し茲に考へなくてはならぬことは二十五萬俵の代替品が見出されるとしても、それが果して支障なく直ちに使用出来るか否かと言ふ事である。假りにその技術的不便は暫く忍ぶとしても、經濟的には可成り不利で、新西蘭は別として南阿、南米の羊毛は、濠毛輸入に比較して相當割高である。例へば三者の中代替の可能性最も多く數量も又多くを期待しうる南阿羊毛をとつて、これを濠毛の輸入値段と比較してさへ、結果は第四表の様になる。即ちメリノ七〇番洗上羊毛での比較で市價を濠毛三〇片、南阿毛二七片とすれば、輸入値段は濠毛一封度一圓八十三錢、南阿毛二圓十四錢、其の開きは三十一錢で、南阿毛は濠

毛に比し一割七分高、一俵に換算して約五十圓の値開きとなる。

(四)メリノ七〇番洗上一封度

輸入値段比較	市價	諸掛	爲替	邦貨換算比
濠洲	三片	二片	一志五片%	一圓八三・〇〇
南阿	三片	三片	一志二片	二圓一四・二七

南米毛は一圓七十八錢で、値差は三十四錢、一割九分高に當る。洗上一俵を百六十五封度として換算すれば、一俵に付き五十六圓五十錢の値差を生ずることになる。

濠毛と、之等諸地方の産毛との値開きは一つには羊毛工業の本場たる歐洲に對する地理的關係から来るが、同時に他方其の産毛の品質上の差異も與つて力あるものと見ねばならぬ。たゞ前述の値開きも、それ等の羊毛の特殊性をよく生かして使用し得るならば決して常に不利であるとは言ひ得ない。南阿羊毛の如きは極めて良質で、高級品の製造に適してゐるのである。然し現在のところ、我國では此の南阿毛の特質を生かし使用するだけの技術的發達がない。この技術的未發達は一部には、さういふ特殊の高級品の需要の僅少と言ふ事にも原因してゐるが、兎に角現在、此の優秀な羊毛を生かして使ひ得ない事は事實である。従つて經濟的には、之等諸地方の羊毛の輸入は、其の値差を補償するか或は著しき製品の騰貴なくしては行ひ得ないといふのが實狀である。

羊毛工業會社は少く共一俵三十圓の補償を要求してゐるやうであるか、此の補償の問題は案外スムースに行はれるのではないかと思はれる。羊毛工業會社が獨り國策の爲とは言へ其の負擔を全部背負はねばならぬと言ふ道理はないからだ。關係業者の補償は當然である。

既に日本人絹絲布輸出組合聯合會では、去る六月廿二日臨時總會を開き、八月一日より輸出人絹織物に對し仕向地の如何を問はず全面的な輸出統制を行ふ事にし、一律に次の如く統制手數料を徵收する事とした。即ち、(A)普通統制手數料一碼につき一厘、(B)特別統制手數料一碼につき九厘、合計一錢を徵收するのである。此の内特別統制手數料は主として羊毛工業會社の代替毛値差補償に使用されるものと見られる。而して此の統制實施に依り、特別統制手數料は何の位得られるかと言へば、輸出を年五億碼と見て年額四百五十萬圓となる。勿論此の全部が羊毛値差補償として使用されるとは限らぬが、然し大體此の目的に使用されるものと見て支障ない。之を代替羊毛輸入一俵に對し三十圓の補償とすれば、十五萬俵分の補償金となり、四十圓補償として十一萬三千俵の補償金に當る。即ち日本人絹絲布輸出組合聯合會だけで既に之だけの補償が得られるのである。

更に、綿布の方面に於ても人絹側が補償金を出すとすれば、默視しては居られまい。日本綿織物對印輸出組合でも、羊毛値差補償に就ては既に或種の決意をなせるものゝ如く洩聞する。同組合は現在對

印輸出特別割當に對する特別割當納付金を、初年度以降累計五百五十萬一千圓有してゐる。之を規約の改正なくして羊毛値差補償金として使用する事は困難であり、此の特別割當納付金徵收の目的が、日印條約に基く印棉輸入數量が少く、その爲に綿布輸出を著しく壓迫するやうな事態が生じた場合此の資金を使用して印棉の輸入を行ひ、以て綿布の輸出の伸張を確保する用に供さうといふのにあつたのだから、之を崩して全部を羊毛の補償に當てる事は事實上出来ないであらう。然し、同納付金の累計は五百萬圓を既に突破してゐるのだから、も早之以上あまり多くを必要としない事は事實だ。現に今第三年度は、其の金額を減じ統制手數料と合して五十萬圓程度の納付金しか徴らない事にしてゐる之に依つても資金はもはやあまり必要としてゐない事は明かであらう。従つて今後の納付金を補償に廻すことは決して困難ではあるまい。そして此の補償の金額が人絹側に較べて少いと言ふなら、今後の納付金を増すことも出来なくはないのだから、少くとも、五十萬圓の補償はあるものと見てよい。此の資金で以てしても一俵三十圓の補償とすれば、一萬七千俵、四十圓の補償とすれば一萬三千俵分の補償は出来る譯だ。兎に角日本人絹絲布輸出組合聯合會と對印綿織物輸出組合だけでかなり代替羊毛の値差の補償は出来る譯である。

(C) 人造纖維と屑毛絲の利用

代替羊毛の他に、羊毛の節約と言ふ事も考へられ、其の可能な方法として次の二つが擧げられる。一つはステープル・ファイバーの採用であり。他は屑毛絲の一層徹底的な利用である。

羊毛代用品としてステープル・ファイバーが最も有望視されてゐる事は周知の如くであるが、特にステープル・ファイバーを原料とするモスリンは、モスリンの代用として賞用はされないまでも、代用可能な域にまでは到達した。未だ、モスリンの一等品や中等品の代用とはなし得ないけれども、二等品の代用としてならば將來充分の可能性がある。もし、此のステープル・ファイバーを以てモスリンの二等品を全部代替し得るものとすれば、羊毛の節約がかなり可能である。昨年モスリン生産高は大體一億一千二百萬平方米であつたが、此の中二等品に當たるものは六割を占め、之を羊毛に逆算すると七萬五千俵となる。モスリン二等品全部をステープル・ファイバーを以て代替すれば、七萬五千俵の羊毛が浮いて來るのである。更に其の他の製品中にもステープル・ファイバーを混紡、混織すれば、羊毛の節約を十萬俵見當に達せしめる事は必ずしも至難ではあるまい。

ステープル・ファイバーの羊毛代用の他に、屑毛絲の利用も亦等閑に附せらる可きでない。勿論現在でも屑毛絲の利用はかなりの程度に行はれてゐる。然し、現在を以て充分だとは必ずしも言へない。現に昨昭和十年中に此の屑毛絲の輸出が、百八萬四千封度にも上つてゐる。洗上げ羊毛として換算するとざつと六千五百俵となる。未だ一萬俵には満たないとは言へ、羊毛業非常時としては馬鹿にならぬ數字である。

ステープル・ファイバーの代用と、此の屑毛絲輸出禁止で、最少八萬俵見當の羊毛節約は可能と見られる。従つて少く共、八萬俵の濠毛輸入削減は、我が決心次第では直ちに行ひ得る譯である。

以上に於て述べた様に、南阿、南米等よりの輸入羊毛に對し、羊毛工業會社の忍び得るだけの補償が行はれるとすれば、二十五萬俵の濠毛輸入を削減し得るし、ステープル・ファイバーの援用と屑毛絲の輸出禁止とで節約し得る八萬俵を加算すれば、三十二、三萬俵見當になる譯だ。此の上に更に三割見當の操短を行ふとすれば、裕に五十萬俵は削減し得る。が實際問題としては商工當局は操短を好まないらしいから、五十萬俵の削減は難しく、三十萬俵程度に落着くかも知れない。

二、濠毛買控の濠洲に與ふる影響

濠毛買控が、假令三十萬俵見當に過ぎないにしても、之が濠毛市況に打撃を與へない筈がない。地理的關係から言つても、日本の輸入が減れば、當然其の影響を受けて、日本が従前通り買ふ場合に現れる價格以下に陥る事は確かだ。特に日本が、南阿、南米等に於て多く買ひ、濠洲に於て減ずるとすれば、一時は、濠洲と其他の市場との値差は従前より著しいものとなるであらう。濠洲が下つて、其他の市場が騰がるからだ。然し乍ら、此の事は一時的であることを忘れてはならぬ。世界羊毛市場が自由市場である以上は、不均衡な相場が永續する筈はない。結局はレヴェル・アップして或水準に落着くに違ひない。然し、そうは言つても、一時の混亂を輕視すべきでない。シーズン始めの、九、十月頃には特に従来日本の使用してゐた品種の出市が多いのである。之に對し日本側が結束して不買に出れば濠洲市場は著しく下げるであらう。濠洲農民の困惑は火を見るより明かだ。が濠洲側では或は之を豫側して、従来日本の使用してゐた品種の出市を手控へ、市況には大した變化を見ないやうにするかも知れぬ。然し、手控へたものはそれだけ其後の市場の壓迫材料となり、濠洲に取つて有利には決してならない。要するに不買の効果を擧げる爲には慎重なる考慮と機宜の處置とが絶対に必要であつて、其の對策がよろしきを得れば、或程度の膺懲も不可能ではない。要は今後に採らるべき戦法如何に懸る譯だ。

第二部 電力國營問題の本質と其の進展の見透し

わが國の財政及び經濟は現下の國際情勢上いはゆる戦時
統制體系の準備過程を進行してゐる

——奥村内閣調査官(東京日々七月十六日)

序 電力國營問題の重要性

電力國營問題はいまや政治上の重大問題化せんとしつゝある。此の問題は、日本經濟の「いはゆる戦時統制體系の準備過程」に於て、現内閣が、官僚及軍部を中心として唱道される「庶政一新」をどこ迄實行し得るかを示す試金石となるであらう。と同時に、此の電力國營案は電力資本を或る程度制肘するといふ結果を持ち來す爲、電力資本家及其の背景にある金融資本家の反對を惹き起さざるを得ないし、既に惹き起しつゝある。のみならず、斯る統制の一般産業への波及が廣く産業資本家によつて恐怖されてをり、現に去る八月五日、平生文相は關西財界の反對空気を首相に報告したといふ状態だ。だから此の問題は、「革新的」勢力に對抗する最も有力な「現状維持的」勢力が、現在の政治情勢

下に於て何程の力を持ち得るかを示す試金石ともなるであらう。斯うした意味に於て此の問題の前途は大きな注目を要するのであるが、然し斯る政治的問題としてこれを見るばかりではなく、純經濟的觀點からも検討を加へることが固より必要である。即ち國營案の原案作成者達が目的とする所の電力料金の引下や發送電の統制が、果して國營によらねば不可能なことかどうかを、冷靜に検討しなければならぬ。以下それらに就て研究を進めたいと思ふ。

第一節 電力國營案の内容と電力國營の目的

一、電力國營案の内容

電力國營案に就ては未だ政府當局の正式の發表はない。我々は、新聞紙の報道や此の原案作成者たる内國調査局の奥村調査官、出内閣調査局専門委員の新聞雜誌等への寄稿、前田遞信政務次官の聲明、頼母木遞相の民政黨に於る講演等によつて其の概貌を窺ふとが出来るに過ぎない。従つて此の案に就て

は種々の疑問も生じるし、この案に對する充分な批判を行ふことも出来ないが、論議を進める爲には今迄知り得た限りの案の内容に依る外はない。そこで新聞紙の報道や政府當局者の發表意見を綜合して見ると次の様になる。(三月十五日諸新聞の内閣調査局案、東京朝日六月十日の内閣調査局案、六月廿三日諸新聞の遞信省案、東京朝日及東京日々七月四日第一回國策審議閣議に於ける遞相説明、同盟通信「國際經濟週報」七月廿三日號、七月廿七日諸新聞遞信省案。當局者の意見發表就中國策研究會編「電力國策に關する研究資料」所載の奥村私案等)

- 一、國營の範圍は發電及送電事業とする。配電事業は切離して、これは從來通り民營に任せる。
- 二、國營の方法は全國的に發送電事業を綜合統一する爲に發送電設備の特殊會社を設立する。そして現存電氣事業者の所有する發送電設備を此の特殊會社に現物出資せしめる。又官廳及縣市等の所有するものも出資せしめられるであらう。此の特殊會社に現物出資した發送電設備は、其の適當な評價に應じて特殊會社の株式を交付される。鐵道省其他が現物出資をする場合には國家も多少の出資をする事になる。

政府は發送電設備特殊會社の設備全部を使用して、電力の發生と其輸送とを管理する。此の特殊會社で發電した電力は凡て國家の所有とし、此の電力は凡て配電事業者に卸賣する。

政府は發送電設備會社に對して設備の使用料を支拂ふ。

政府は電力國營のため特別會計を設けるが、電力國營案に於ては政府收入の増加を目的とするものではない。

三、國營の業務、政府は發送電計畫を定め、電力の卸賣を行ふ。而して此の卸賣料金は産業政策、社會政策的立場から決定される。我國電力事業の最高政策の決定、發送電設備の新設、電力の配給、料金の決定、資金問題等に關する政策を議し、或は實行する爲に恐らく電氣委員會或は審議會の如きものが出來、國營電氣事業の運營の中心となるだらう。

四、設備會社、國營に必要な設備を爲し、政府の用に供することを目的とする一種の國策會社である。従つて資金の募集、建設工事其他右の業務遂行上に必要な相當の特權を與へられる。同時に政府の特別の監督を受け、重要役員の任免、定款の變更、社債募集、利益金處分等に認可を要する。また監督上必要な命令を受ける。

また原則として、將來の發電所建設、送電設備を獨占する。其の建設は政府の發送電計畫による指示に従ふ。設備會社は毎年恐らく二十萬キロワット前後の新建設を必要とするだらうが、其の資金は場合によつて政府が融通する。

現在未開發の水力を合理的に開發すると共に同一水系に於て多數の發電所の競合するものは、之を整理調整して發電量の増大とコストの低下を圖る。また送電は、長距離送電によつて廣範圍に亘る需給の調節を行ふ。

設備會社の資本金は二十億圓とする。これは現在の民間會社の發送電設備資本が二十數億圓に達してゐるが、其の中不良資産、水増し資産等の數億を除去した殘額が大體二十億であるから、これを目標として定めた數字である。

發電設備は原則として二千キロワット以上の水火力發電設備を現物出資として指定される。送電線は三萬ボルト以上のものが現物出資される。

五、配電事業、配電事業は現在の經營者をして經營せしめられるが、卸賣料金を低廉且つ合理的ならしめる一方、配電區域の整理結合、料金監督の擴充等により、發送電の國營精神と共に協同せしめる様適當に措置する。

六、法律及豫算案、以上の電力國營案を法制化するために、(一)電力國營法、(二)發送電設備特殊會社法、(三)電力事業特別會計法、(四)電氣事業法改正法の四法律を制定する。電力國營法の法文は數ヶ條を出でざる極めて簡潔なもので、電力國營の趣旨を宣言する所謂宣言法とし、發送電設備は特

殊の會社に對し現物出資すべきこと、及び右の特殊會社に於て發電したる電力は凡て國有とする旨を規定し、現物出資に對する評價並に特殊會社の株式交付に關することは凡て發送電設備特殊會社法に於て規定する。國營案の内容は事實上特殊會社法に盛られる。特別會計法は、國營電氣事業の會計を特別會計とし、一般會計との混同により其の収益を國庫收入増加を圖ることに供せられない様にするものであり、また發送電事業が民間電氣事業中から消滅するので、これに伴つて現行電氣事業法は當然改正されねばならぬのである。

右の電力國營實施の爲の準備費が必要だが、此の準備費は昭和十二年度追加豫算として計上される。豫算は電力國營準備費として昭和十二年度九十五萬圓、十三年度八十五萬圓、合計百八十萬圓で、主として臨時電力國營準備局に於ける事務費、人件費である。

七、國營の實施期、以上の法律案及豫算案は遞信省に於て立案中だが、大體今秋十月頃完成の豫定で、之らの法律案及豫算案は來る十二月に開かれる通常議會に提案される筈だ。これらの法律案及豫算案が若しも順調に議會を通過すれば、政府は愈々この實行にかゝる譯で、昭和十二年四月以降「臨時電力國營準備局」を開設して現物出資財産の評価、特殊會社の設立等を行ふ。而して國營實施の準備期間も豫定通りに進捗するとすれば、昭和十三年秋、或は遅くも十四年度から實現する見込みだ。

二、電力國營の目的は何か

電力國營案の内容は、今迄知り得る限りでは大體右の如くであるが、次にそれではどういふ目的から斯うした案が作成されたか、を知らねばならない。これに就ては遞相の第一回國策閣議に於ける説明として新聞紙に傳へられたところを左に引用するが、これを簡單に言へば、産業就中新興化學工業及農業への豊富且つ低廉な電力の供給、燃料資源の節約が目的である。而して更に一步を進めてこれらの目的は何故民營によつては達せられず、國營によらねば成就出來ぬか、また果して國營によれば充分に達せられるかといふことが問題になるが、これは簡單に説明が加へられてゐるのみで、充分の説明が爲されてゐない。次の如くだ。

「電氣は單に照明明、家庭用として國民の日常生活に必須なるものであるばかりでなく、凡ゆる産業の原動力は現に九割近く迄も電氣が之を占め、又從來全部を外國から輸入によつてゐた新興諸化學工業の製品の如き同時に國防上絶対に缺くべからざるものであるが、其事業の成否は全くかゝつて電力の低廉且つ豊富なる供給といふことに存する。更に現時の重大問題たる農村の振興であるが、これとても電氣の利用を改善することによつてその疲弊を匡救し都市との對立氣分を緩和し得

る。又我國に貧弱なる燃料を節約して有事に備ふる等電氣の有する國家的公共的使命實に重大で、割切なる電力國策を確立することは庶政一新の非常時局を擔當する現内閣の最先にして最高なる使命の一つであると確信する。而して電力國策の要諦は究極するところ「良質の電氣を豊富且低廉に供給することを確保する」といふに盡きるもので、これがためには供給區域を全國的に擴大し、これに應じて大規模な發送電計畫を遂行し、設備の重複を排し、經濟的に又公益的に綜合統一した計畫の下に運營することが肝要である。』

即ち何故それが『肝要』であるかといふことが説明されてゐないので、此の點に就いて種々な疑問が生じて来る。そして電氣事業家がこれに反對する最も重要なポイントも此處にある。従つて次節以下に於て再び此の點に觸れなければならぬし、またこれに就ての論争の紹介を爲すことによつて明かにされるであらうから、此處では此の問題に立入らぬことゝしやう。

第二節 此の電力國營案の特質と電力資本への影響

一、政治化した電力論争

三月十五日各新聞社の内閣調査局案報道以來、三、四の新聞雑誌や評論家がこれに對する論評を加へて來たが、七月に入つてから電力業者が遂に沈黙を破つて反對論を高唱するに至り、電力論争は急に熾烈となると共に、政治的抗争の色彩を加へて來た。今後國營案の完成、議會の接近と共に此の抗争は一層激烈となるであらう。

今迄のところでは、林宇治電社長、電氣協會會長たる池尾日電社長、電氣協會電力問題調査中央委員會等の業者を中心に最も活潑な反對論が展開され(註)、これに對して奥村内閣調査官、出内閣調査局専門委員、前田遞信政務次官によつて政府側及原案作成者側の駁論が爲されつゝある。其他殆ど毎日の新聞紙、殆ど毎號の經濟雑誌に種々な意見が掲載されてをり、また衆議院議員若尾璋八氏の「電力國營問題の批判」なる小冊子公表等々がある。が今は、主として右の業者及政府當局者の意見により電力論争の中心點を紹介し、批判することゝする。其他の人々の意見にも勿論聽くべきものもあるが、紙面の都合上、それらには觸れない。

(註) 電氣事業者中にも發送電の國營に賛成し、配電は民營を望んでゐるものがある。例へば京都電燈石川常務取締役。(國策研究會編『電力國策に關する研究資料』による)

業者對政府當局の電力論争には幾つかの論點があるが、これを要約すると大きく三つに分けるこ

第二節 此の電力國營案の特質と電力資本への影響

とが出来る。第一は電力國營案の「思想的背景」に關する點（國營案が所有權を犯すといふ點に關聯を持つ）、第二は何故に電力を國營にすることが必要であり、また國營にすれば果して政府の企圖する如き目的を達し得るかといふ問題、第三は國營實行上に於ける障礙の問題である。以下その一つに就て述べることにしやう。

二、電力國營案の「思想的背景」

當業者による反對論の特徴は、電力國營案の「思想的背景」なるものに極度の恐怖と増悪の念を懷いてゐる——或は懷いてゐるかの如き感を與へる——ところにある。當業者として反對論の火蓋を切つた林宇治電社長はこれを露骨に表明して次の様に言つた。

「遞信省案なるものについて見るに……國は國の力をもつて既設事業を取上げ、國費を費さずして極度の干渉を行はんとするもので、未だかつて見ないファツシヨ的國家統制案である。……

「……立憲制度の確立とともに、政黨が絶大なる勢力を得、ために官僚は一時その存在を認められなかつた状態に置かれたその反動が、若い官僚を憤慨奮起せしめたので、この……社會情勢が新官僚をして資本主義を打破し、官權擴張を計り、ファツシヨ氣分となり、ロシア、イタリ、ドイ

ツの國勢の強度化竝に國家統制が如何にも痛快に見えるので、自由主義、資本主義の長所を忘れて一氣にこれを打倒せんとする考へが新官僚の頭腦を支配し、これ等の人達が今の諸官省の中堅となり、すべての産業を國家統制に誘導せんとする思潮の流れになつたことを見逃してはならぬ。」（東京日々七月三日）

そして斯る「ファツシヨ的國家統制案」を實行せんとする現内閣に對して、次の様に不信の聲をさへ發するに至つてゐるのである。

「長年月の間に苦心經營の餘今日あるを得た電氣事業を國家が一文半錢の支出をするとなんして取上げるかの如き感を與へることが今日においてどうして必要であらうか。非常時ではあらうが、殆ど電氣事業に對する國家的總動員に等しい統制を必要とするまでに國家が危急存亡の域に望んでゐるのであらうか……總理大臣初め各大臣共庶政一新といふも決して急激の變化を與へないと屢々明言せられ、また三月廿四日の閣議により決定された内閣書記官長談の形式をもつて聲明書を發表されたくらゐであるにも拘はらず、相次でこれに反する發表あるにおいては國民は如何にして慎重事に當り得るであらうか」（東京日々七月四日）

池尾日電社長も亦これと軌を一にして、

「……要するに國營案には幾多の無理がある。我々が無理であるとするものを政府當局は無理ではないとして押し通さうとするのだ。かうなると、これはもはや電力問題ではなく思想問題である。國家社會主義といふかファツシヨといふか、その名はどうでも、もし思想上の問題といふならば、我々は一電氣事業者としてではなく日本國民として日本全體のためにもつと大きな見地からこの問題を検討する必要がある」と見榮を切つた（大阪毎日七月廿四日）。

また電氣協會電力問題中央委員會は

「若し所謂政府案の基調が世間傳へらるゝが如く國家社會主義觀念より出發せるものとせば我邦産業の全般に關する由々敷問題にして……容易に賛意を表し難い（傍點引用者）と言つてゐる。

扱て右の様に電氣業者の『國家社會主義』論を長々と引用したのは、何も此處で國家社會主義論を上下しやうとする爲ではない。後にも述べる如く、電力國營案が電氣資本家にとつて或る程度の犠牲を要求することは確かであり、且つ現状維持を望む電氣資本家にとつては決して好都合なものではないが、このことが電氣資本家の眼には『國家社會主義』の思想として映じるものなのであらう。其の感じを大膽率直に表明した勇氣を稱すると共に、東洋經濟新報が述べてゐる様に『社會主義と云ふ様なわが國産業家一般が好まないことになつて居る所へ問題を持つて行つたと云ふことは、戰術の意味

から一寸上手だと思はせるものがある』（七月廿五日號一五頁）といふことを指摘しておくことが必要と思はれたからである。

だが、電力資本家がこの案を以て『ファツシヨ的』とするのも、其の立場に立つて見れば全く理由のないことではない。と言ふのは、今度の電力國有案が電力資本の自由な活動に對して可成りの制肘を加へることも亦確かだからだ。この制肘が如何なる程度のものであるかは、前節に記した電力國營案の内容を一見しても判ることだが、此の點は、電力國營案の本質を知ること、及び此の問題の今後の進展の見透しを立てる上にも必要なことだと思はれるから、以下に於て稍々詳細に見ることにする。が、其の前に尙原案作成者自身によつて語られた其の『思想的背景』を引用しておくことは無駄ではあるまい。

「われ等少壯官僚は政黨に對して別に何等の反感も持たずまた恩怨も有せぬ。……官權の擴張を計らうといふが如き末梢的希望は更に有せぬ。況んやロシア、イタリー、ドイツ諸國の壓制的政治を……わが國に移し行はんとする如き大それた思想は斷じて持たぬ。……」

「若しそれ統制經濟の必然性に至つてはこれを資本主義發展過程の當然なる歸結と觀するものであつて現下經濟機構の病根を排除し、わが國民經濟の發展飛躍を招來せんがためには不可避にして且

當然採るべき經濟政策の根本基調と確信するものである。國家權力が自己の營利活動に對し力強く加へらるゝを目して官憲横暴などといふは古い。國家權力は資本主義の初期においてはその自由なる發達を妨ぐる障礙を排除するために發動したが、資本主義の downward — 現今は正にこの時期に屬するが——にあつてはその矛盾を克服するために資本主義の必然的特質たる經濟の自由に對して全體的共存共榮觀に立脚して強力なる制限を加ふるやうに發動するものである。かやうにして好むと好まざるとに拘らず、國家權力は資本主義の修正の上に働きかけることとなる。現下、國策樹立の根本的指導方針たる統制經濟は資本主義の機構の上に立つて、これを否定することなしに、その特質たる經濟の自由性を國家權力をもつて制限し、その弊害を芟除し、より大なる全體的發展を求めんとするのである。この意味で、電力國營は現下のわが國政治情勢上當然斷行せられてしかるべき合法效果の方策なのである。〔奥村内閣調査官の林宇治電社長への反駁文の一節、東京日々七月十五日、傍點は引用者による〕

三、電力資本への制肘

そこで電力國營案が電力資本を制肘する點であるが、その第一は發送電設備會社への現物出資が法

律によつて強制的に行はれることである。従つて現存電力會社は其の發送電設備の現物出資を拒むことが出来ない。發送電設備會社への現物出資は、電力會社と國家との兩者の意志の合致を要せず、國家の一方的な意志によつて行ふことが出来る。例へば昭和九年に行はれた製鐵合同の場合には合同參加を希望しない製鐵業者は參加しないでも済んだ。が今度はさういふ譯に行かないのである。勿論現物出資は無償ではない。出資財産に對しては其の評價に應じて發送電設備會社の株式を交付される。だが後にも述べる様に、出資財産に對する評價は政府の任命する評價委員會（電力業者の代表はこれに加へられない）によつて行はれるもので、此の評價が電力會社によつて不満足であつた場合にも、出資を拒み得ないものとされる。此の強制的出資の點は、後述する様に反對論者によつて所有權否認、憲法違反等と言はれるところであつて、これは從來に其の例を見ないところのものである。

第二は國家が此の發送電設備會社に出資することなくして、而も此の發送電設備會社をして發送電に要する設備を提供せしめることである。この設備會社は、これに現物出資をした電力會社が株主となり、それらの株主の所有に屬するのであつて、政府はこれに一定の使用料を支拂ひ、この使用料によつて此の會社は株主に配當をする。而して此の配當は、頼母木遞相によれば「只今各會社が利益を得て參つて居りますが、その状態を見まして、先づこれを規準として、大體六分とか、或は六分何厘

とか云ふ様な配當は、これを得せしめたいと考へて居る譯である。(頼母木遞相の七月八日民政黨に於ける講演、『日本講演通信』七月廿五日號二〇頁)

然し乍ら同じく頼母木遞相によれば『會社監督としては矢張り多數特殊會社の例の如く、重要役員の任免權は政府の手に收め、定款の設備の變更、社債募集、利益金處分、その他の重要事項は政府の認可を受けしめます。又會社の業務に關しまして、必要なる監督命令をなし得ることにする等、會社の機構をその現實に於ては恰も政府の分身であるかの如くに構成』する譯である(同上二一—三頁)。つまり、發送電設備會社は民有ではあるが、其の運営は國家の手に委ねられ、國家の用に供される。國家はこれを買収することなしに、一定の使用料を支拂ふことによつてこれを運営することが出来る。

何故國家は發送電設備を買収し、國有・國營としないかと言ふと、遞相の説明によれば、『現下時局に鑑みまして國家財政に及ぼす影響、既存事業への打撃を最少限度に止めて、而もその目的を十分に達する方法を……考究の結果、事業經營を國家に收むれば、設備を官有に移さずともよいと云ふ結論に到達した』のであつて(同上二二頁)、軍事費の爲の赤字公債膨脹の勢ひにある今日、電力國有の爲に二十億といふ公債を發行することは財政上不可なりといふ理由が大きな要素になつてゐる。此の民有國營の形態も亦從來見られなかつた所のもので、最も注目に値する點だ。

第三は發送電設備會社への現物出資に關する評價の問題である。此の點は電力業者にとつて最も利害關係の深いところだ。此の點に就ては、臨時電力國營準備局の中に現物出資評價委員會が設けられて、これが評價に當る譯であるが、頼母木遞相によると『評價委員會は帳簿價格と實際とを十分研究致しまして、會社が非常な損をしないやうに……適當にこれを審議決定致しませうが、……只今私の腹案はその決議を参考と致しまして、遞信省はこれを再検討致しまして、堪能なる技術者に十分研究さして、その實行權は政府にあるのであります』といふことだ。(同上二九頁)

此場合、電力業者の最も關心を持つのは、右の評價委員會が如何なる人々によつて構成されるか、また如何なる標準に基いて如何なる評價が行はれるかと言ふことで、これらの點に就ては未だ政府の正式の發表はない。が、新聞の傳へる所によると評價委員會には『各官廳、軍部、政黨、民間學識經驗者を委員とするが、電力國策遂行の焦眉の急に應ずるため民間電力當業者側の代表としての委員は特にこれを任命せしめざる場合もあるべしとなしてゐる』(東京朝日六月廿三日)若し此の報道が誤つてゐないとすれば、民間電力業者の評價に關する發言は封じられて了ふ譯である。過般の製鐵合同に於ても民間側の製鐵業者は評價委員會には参加しなかつたが、あの時の合同には、周知の如く結果に於て資産内容は却つて水増しが行はれた。が、今度の場合は果してさうなるかどうか。

「設備評價の切下げは不当な水膨れのものゝ外はない。誠實な事業者は寧ろ帳簿價格よりも高く評價される場合があるであらう」と前田逓信政務次官は言つてゐるが(中外商業新報七月廿六日)、「不当な水膨れもの」は評價の切下が行はれるだらうし、また民間電力會社の代表は評價委員會に於て發言權が與へられず、更に民間電力會社の不満とする評價が與へられた場合でも現物出資を拒むことが出来ないといふ點は、電力會社の利害よりすれば苦痛とせざるを得ない。

第四は水利權の問題である。新聞紙の報道によると、逓信省案は「從來未開發水利權はもとより、當業者に許可した發電水利權も悉くこれを補償することなくして國家に回収し得る事とする」といふのであるが(東京朝日六月廿三日、調査局案にはこれが無かつた)、其後、此の點に就て逓信當局は電力業者の質問に答へて「水利も使用上正當に費した経費は補償される。唯水は元來國有で公益上の必要ある時はこれを回収することは最初からの條件である」と答へ(前田逓信政務次官「中外商業新報」七月廿六日)、また逓相は次の様に言つてゐる。

「既設の會社の水利權を無償で國家がこれを回収するか、斯様なことは斷じて致しません。但し一文も金を掛けないで、而して權利だけを取つて開發を一つもしない水利權に對しては、これは考慮をしなければならぬと思ひます。併しながら金を掛けて、さうして開發の手續迄も既に準備して居

りますものに對しては、これは相當の價格を以て認めなければならぬと思ふ」(「日本講演通信」七月廿五日號一九頁)

これらの逓信當局者の言葉から想像すると水利權に對する補償は、登記料、測量費用等「使用上正當に費した経費」に限られる様である。が、電力會社の利害からすれば、未開發の地點を將來開發し新しい發電所を建設して固定資産評價を全體として引下げるとか(言ふ迄もなく新たな發電所の建設は古い發電所の建設よりも遙かに安く出来る)、新たな發電所を建設して一つの水系にある發電所を連系して能率的に運営するとか、新たな發電所によつて營業を擴大するとか言つた様な將來に關する利益に就ては恐らく充分には補償されないだらう。此の點既設の電力會社にとつては不利に違ひない。

四、電力國營案は「國家社會主義」か

では斯る電力資本への制肘が一體何故必要となつて來たのか?

大正十二年以後種々な電力統制案或は電力國營案が唱えられ——一時下火になつたこともあるが——遂に種々の論議の後、昭和六年四月に改正電氣事業法が制定され、また昭和七年春には五大電力による電力聯盟形成となつて、統制問題に一應の結末を見たのである。が、此の間に起つた國營或は統

制は電力業者自體及び電力業に金融する銀行資本家の必要から來たものであつた。

『統制が問題に上つたのは、毎度各社間の闘争が激化し、殊に東邦と東電の戦の收つたすぐ後で日電と東電とが激烈な闘争を演じつゝあつたことが、内外の金融資本家の憂慮する所となつたからである。金融資本家は競争者の双方に金を貸して居るから、双方傷つく闘争を最も厭ふのである。而して、この闘争の爲めには侵入者側に資金を要するが、この資金の援助をして闘争を爲さしめたのも亦金融資本家なのである。』

併し、兎に角、矛盾は矛盾として、事實闘争を目前にしては、貸付資本の損傷を憂へざるを得ない。統制問題を眞剣に考慮し初めた金融資本家は實にその資金擁護の「必要」からであつた。けれども、わが金融資本は先頭に立つことを何時も避けたがるのであつて最初は懇談會の形で何とか話合をつけようと試みた。……これは雑誌に終つて次には官廳を引つ張り出した。』（東洋經濟新報昭和七年五月廿八日號二七頁、傍點は引用者による）

斯うした關係によつて遞信省は送電會社案を作つたりしたが（これは成立しなかつた）、然し元來は政府自體の創意から來た統制ではない。然るに今度の電力國營案は政府（内閣調査局及遞信省）自體の發案によるものだ、而も大きな特質は軍部がこれを積極的に支持してゐることにある。例へば寺内陸

相は次の様に語つてゐる。

『……電力國營の問題についてはポツ／＼當業者方面から反對が出てゐるがこれだけは是非實現させねばならない。』（東京日々七月廿七日）

然らば直接電力事業に關係ないと思はれる軍部までが何故此の問題に大きな關心を寄せるに至つたか？ 奥村内閣調査官は極めて明瞭に此の事情を語つてゐる。

『わが國の財政及び經濟は現下の國際情勢上いわゆる戦時統制體系の準備過程を進行してゐるか、軍需産業の基礎たる電力事業に對しては國防充實上一朝有事の秋に備うるの配慮をなす必要がある。』

國家が危急存亡にのぞんで急遽強固な統制方策に着手しても時はすでに遅いのである。平時より戦時經濟の根基を確立し、平戦時の産業政策を調和して戦時における軍民の要望を満足せしむべき準備を完成しておく必要がある。されば電氣事業に對して電力の發生及び輸送を全国的に單一有機體たらしめるの要がある。』（東京日々七月十六日、傍點は引用者による）

即ち今度の電力國營案は、從來のそれが資本家から出たものとは違つて『國策』となるべきものなのだ。だから軍事産業たる特殊化學工業の助長、農村の負擔軽減及農村電化、戦時に備へる爲の發送電

設備の統制を目的とし、其目的の爲には或る程度の強制をも行はんとするのである。

従つて此の案を實行せんとする政府當局者の態度も強硬であつて、(二・二六事件後の社會的緊要期の影響もあつただらう) 前述の如く電力業者によつて恐怖を持たれたと共に、言論機關によつて其の反省を促される様な状態になつた譯である。例へば『國營實現に就ての政府筋の態度は初めから威嚇的強行一本槍で以て進んで來て居る』(東洋經濟新報七月廿五日一五頁) と言はれてゐる。

が然し國營案自體に就て言へば、勿論現在の經濟機構を根底から覆すやうな、變革的な案ではない。此の案の内容に就ては、現在知り得る限りで其の概貌を前節に於て述べておいたし、また後にも電力論争の紹介の節で述べるが、要するに私有財産制の基礎を揺がすものでないことは明白だ。

即ち現在の卸賣専門會社は發送電設備の現物出資によつて其の營業を失ふが、然し出資財産に對しては一定の利潤を與へられる。卸賣(發送電)と小賣(配電)とを兼ねる會社は卸賣の營業を失ふが、其點に對する補償は卸賣専門會社の場合と同様であり、小賣營業部門は引續き存續する。更に小賣を主とする會社に於ては僅かな影響を受けるに過ぎない。(註)

(註) 奥村調査官は、『収益力高き配電部分の残存は一般株主も歓迎すべし』と考へてゐる。(『電力國策に關す研究資料三二頁』)

勿論前述した様に現物出資の評価は問題になるし、發送電設備の帳簿價格が水増しや償却不足によつて著しく割高になつてゐるものは切下げられて損失を蒙るだらうが、然し帳簿價格の低いものは反つて利益を受けるであらう。勿論また、小賣營業に於ても國家の監督は今よりも一層強化されるだらう、といふこともある。然し營業を禁ずるものではないことは勿論だ。従つて電力資本の活動は或る程度抑制され、犠牲を蒙るであらうが、然し全く活動を停止されるのではない。

また電力事業に貸付けられてゐる資本、即ち社債及貸付金に就ても、或は發送電設備特殊會社の肩替り、或は償還等が爲されるであらうから、これ亦大した影響を蒙むらない。勿論從來得てゐた様な電力資本に對する支配力は著しく失はれるだらう。其の限り金融資本の活動は可成りの程度抑制されることになるが、活動が全く停止されるのではない。

だから此の案の本質は資本主義の修正を一步も出さるものではない。と同時に其の修正は、從來の觀念からすれば可成り劃期的なものである。民有・國營といふ形態がそれだ。だから資本家側の猛烈な反對があるし、法律家の中からも反對論が出てゐる(註)。而して此の點に關する是非の論は、要するに論者の立脚點——所謂イデオロギーの差異から生れるものだから、容易には解決のつくものではない。

(註) 例へば東洋經濟新報八月十五日號、電力國營問題の座談會に於ける松本蒸治博士。

第三節 果して電力は國營を要するか

——發送電の統制について——

電氣事業者が電力國營に反對する論の第二の點は、電力は國營にする必要がないし、また國營によつては政府の意圖する様な目的を達することが出来ないといふにある。即ち電力料金の引下は民營でも出来るし、民營では不可能な二割三割といふ大幅な料金の引下げは國營によつても出来るものでないといふことに盡きるが、其の論旨を紹介し、政府側のこれに對する反駁といづれが正しいかを検討して見よう。

一、民營の儘で電力料金引下は出来る

國營案によると農村及新興諸化學工業への電力供給を豊富且つ低廉にすることが一つの目的になつてゐるが、これは——電氣業者に言はせると——民營のまゝでも出来ることであつて、何も國營にする必要がない。わが電力界は過去七、八年間、高金利、金解禁による不況、再禁止による外債利拂増

加及外債償還損の負擔加重で苦しい經營を續けて來たが、金利も安くなり、爲替も安定し、景氣も稍々上昇して來て電力會社の經營も樂になつて來た。一方、電力の需要は漸進的に増加するもので、例へば毎年一萬二萬といふ様に増加するが、供給は階段的に増加するものだから、例へば十萬キロの發電所を建設すると需要増加が十萬キロに達する迄の期間には設備の遊びが出来る。従つてそれ迄の期間は料金を高くせねばならないのだが、最近では需要の増進によつて設備の遊びが無くなつて來た。

以上の二つの事情から電力業者は電力料金の値下げを爲し得る状態にある。
のみならず政府に於ても、昭和七年の電氣事業法改正に當つて、從來届出主義であつた電氣料金監督を認可制度に改めて各種料金の低減を企圖しつゝあるが、右法律改正當時實施中であつた各種電氣料金は昭和十二年十二月に更改されることになつてゐる。そして遞信省では此の料金更改に對する準備として先頃來各電氣事業に對し業務検査を續行中である。されば電氣事業法の活用と電氣事業者の料金値下可能な状態に立至つたことと相俟つて、電氣料金の引下は民間のまゝで出来るではないか。何も國營にする必要はない。——以上が電氣事業者側の主張である。(池尾日電社長談七月廿四日各新聞紙所載、電氣協會電力問題調査中央委員會「電力民有官營案の検討(其一)」の記すところ。林宇治電社長の東京日々—七月三日乃至十日—に發表した意見はこれとは議論の運び方が違ふが、國營を要

せぬといふ結論は同じ)。

これに對して政府當局者はどう答へるかと云ふと、現状のまゝで料金低下を招來することは、業者の説明を俟つまでもなく明かなことだとして此の點を承認するのであるが、更に一步を進めて、國營にすれば尙一層の料金引下が出来ると主張するのである。(前田遞信政務次官の池尾日電社長への駁論七月廿六日各新聞紙、及び出内閣調査局専門委員、ダイヤモンド八月一日號)

そこで民營の儘で料金引下は出来るといふ點に於ては、國營論者にも反對論者にも意見の相違はない。問題は、國營にすればヨリ一層の料金低下が可能かどうかといふ點に移るのである。

二、國營にすれば料金は一層低下し得るか

國營にすれば電力料金の一層の低下が出来るか否かの點は、電力論争の中心問題であつて、電力業者は此の點に攻撃の主力を注いでをり、政府當局者も亦此の點に反駁の重點をおいてゐる。而して此の點こそ最も慎重な研究を要するところなのだ。

(A) 電力業者の主張

此の問題に關する電力業者の論點は幾つかあるが、其の論旨は、第一に發送電原價を割つて供給す

るならば電力料金の二割三割といふ大幅の低下は出来やうが、さうでない限り、國營によつても斯る料金低下は不可能である。『農村の電気料金が問題だといふが、農村の電気が高いのは廣い配電區域に使用率の悪い電氣を供給しなければならぬ爲めコストが高くなるので、元さへ安くすればこれが安くなると考へるのは素人考へである』。また『新興工業への電力料金が問題だといふ。しかし化學工業その他電力を主とする事業は現に自家發電によつて或は特殊契約によつて安い電氣を得て』を(註)、『それ〴〵目ざましい發達を遂げてゐるのであつて、もしこれ以上に直線的低下が差迫つて必要とあれば、それこそ國家も片棒を昇がうし、民間業者も亦ヨリ安い方法で結びつくに吝かでない』(大阪朝日七月廿四日、池尾氏)。

而して強ひて原價を割つても農村及特殊化學業にヨリ廉價な電力を供給するのであるなら、企業形態が國營であつても民營であつても此の損失が國民全般の負擔となることは勿論で、民營の下で國庫補助を行ふのと國營で原價を割つて賣ると、國民負擔に於て變りはない。強ひて原價を割つて安い電力を供給することが必要ならば、民營會社に國庫の補助を與へるとか、特殊化學工業には特殊の助成方法を講ずるとかした方がよい。何も國營にする必要はない。

(註) 電氣協會の『電力民有官營案の検討(其二)』には特殊化學工業の自家發電の例として日本窒素、日本電

工、三井系の電氣化學工業等を、また化學工業への低料金の例としては富山縣の實例を挙げ、林氏は東京日々七月八日に於て軍需工業への電力料金が安い例を擧げてゐる。

第二に、政府當局は發送電設備の統合連系によつて設備利用を合理化し、以て料金を低下せしめると言ふが、此の點は林宇治電社長によれば、現行電氣事業法の定めるところによつて『逓信大臣が公益上必要と認むる場合は、電氣設備の效用を増進し、電氣の需給を調節する爲め電氣事業者に對し電氣工作物の施設變更若しくは共用、電氣の流用または伸縮を命ずることを得べき權限』を逓信大臣は持つてゐるのだから、電氣事業法を活用すれば民營の儘で出来る(東京日々七月十日)。また池尾日電社長の話によると、『河川使用の合理化と二重設備の廢除と言ふが、これは過去に於ける逓信省の方針の變遷によるところで、假に不合理なものがあつたとしても事業全體から見れば無視していゝ程のものである。また將來の合理化が民營ゆる何故出来ないといふのか。國營でないと合理化出来ないといふ理由はない』(大阪毎日七月廿四日)。

第三に、國營によつて料金引下を可能にする方法を強ひて言ふならば、其の唯一の方法は、發送電設備特殊會社へ現物出資される發送電設備の評価を切下げることにあるが、そんな方法で電力原價を引下げるとは誰にも出来る藝當である。これでは料金引下の根據が正しいものだと言ひ得ない。斷

然承服出来ないところである。

第四に、國營案によれば大規模の水力開發計畫が爲されてゐるが、それらは採算を無視した夢の如き計畫であつて、電力原價を安くするどころか反つて高めるものである。従つて國營によつては電力料金の低下は期待し難い。寧ろ反對に高くなるだらう。

(B) 政府當局者の主張

池尾日電社長、林宇治電社長及電氣協會の意見をまとめると右の様になるが、これに對して政府當局者は何う答へてゐるか。

先づ第一の發送電原價を割らぬ限り、國營によつても農村及特殊化學工業への低廉な電力供給は不可能であるといふ論に對しては、次の様に答へてゐる。即ち前田逓信政務次官は、『現在農村電氣は負荷率が悪く、従つてこのまゝ營利會社に委せておいては電氣の元値が下つても効果薄い事は池尾君の言ふ通りであらうと思ふ。この事は國營を必要とする理由にこそなれ、反對論にはならない。農村電化の如きこそ國營による全體主義的經營中に包含せしめねば料金値下げの目的は達し難いのである』(中外商業新報七月廿六日)

而して此の『全體主義的經營』中に於て農村電力料金の値下を行ひ得るといふ理由を、出調査局專

門委員は左の如く説明してゐる。

『電力は現在大都市を中心とした地方に集中して居り、農村地方の需要は極めて少ない。茲が我々の付け目である。即ち全體として假りに二割の値下げが可能でありとすれば、現在に於て都會地方の料金は、一般的に地方農村よりも安いのであるから、此の分を一割低下に止める。そして残りの一割を地方に廻すと、地方の需要量は少いのであるから、地方の料金は四割或は其れ以上も値下げし得ることになる』(ダイヤモンド七月廿一日號二四頁)

此の説明によつて『全體として假りに二割の値下げが可能なりとすれば』農村の料金は現在よりも更に低下し得ることを知り得たし、従つて、前述した電力會社の主張たる農村への低廉な電力の供給が國庫の負擔となるものでないことをも理解し得た。が然し、それでは右の『全體としての値下』が國營によつて如何にして可能とされ、また何の程度に可能であるかを聞かねばならぬ。これが重要なのだ。で、これに就ては後に改めて検討することゝしやう。

次に特殊化學工業への低廉な電力供給の問題であるが、前田遞信政務次官は池尾日電社長の、新興工業は皆自家發電又は特殊契約に依つて安い電氣を得てゐるといふ言葉を引用した後に、次の様に反駁してゐる。

『唯眼前の事實が池尾君の言葉通りであるとしたら將來もその儘で放置して良いと言はれるのか。之等の産業は皆國防上重要なものであつて、その成否は一に電力の低廉豊富の如何にかゝつて居て、そして之等の工業が目下如何に電源の不足に悩み、その搔集めに焦慮してゐるかは熟知して居る筈である。經濟國防の確立を深く考慮するものには、この問題を池尾君の如く簡単に片付けることは斷じて許されないのである』(中外商業新報七月廿六日)。

池尾日電社長と前田遞信政務次官の意見を比較すると、前者は、現在新興化學工業は低廉な電力を得て目覺しい發達を遂げをり、後者は新興化學工業が電源の不足に悩み、その搔集めに焦慮してゐると言つて、現状に就ての兩者の認識には大きな隔りがある。且つ電力業者の議論のなかには其の議論を裏付ける實例が擧げてあるのだが(前に引用した)、前田遞信次官の反駁には單に『熟知して居る筈である』と言はれてゐるのみである。だから此の反駁は、新興化學工業の現状に就ていづれの議論が正しいかを第三者に教へることは出来ない。が、實は政府當局にとつては——少くも前田遞信政務次官にとつては——此の點を立證する必要はない様だ。何故ならば、政府當局の立場は新興化學工業の將來に對する政策に關してゐるのであつて、現状が池尾氏の言ふ如くであつたとしても、將來はそのまゝで放置してはならぬといふ見解に立つてゐるからである。『經濟國防の確立を深く考慮する』者に

は、新興化學工業の現状に満足出来ないといふのである。従つて新興化學工業が現在目覺しい發達を遂げてゐるからと言つて、『簡単に片つけることは斷じて許されない』といふのだ。

だから新興化學工業の現状に就ての兩者の認識の相違は、これ以上論じないことにしやう。だが、それでも此處に未だ問題が残る。それは、國防上重要な新興化學工業への低廉豊富な供給は、國營によれば、原價を割ることなしに果して可能となるかどうか、といふ問題である。がこれは、農村電力の値下の問題の際に見たのと同様に、『全體としての値下』の中の一つとして取扱はなければならぬ。だから此の點は改めて論じることが必要になる。

そこで電力業者の國營反對論の第二の點に移ることにしやう。政府當局は、國力を國營にすれば河川使用の合理化と二重設備の排除によつて電力料金が下げられると言つてをり、これに對して電力業者は合理化は民營によつても出来ると言つてゐるが、此の點は電力國營問題のキイ・ポイントである。政府當局者が國營を主張する根據が此處に在るのである。以下、此の點を先づ當局者側の意見に聽かろ。前田遞信政務次官は次の様に言つてゐる。

「〔池尾氏が〕「將來の合理化が民營では何故出来ぬか、國營でないと合理化が出来ぬ理由はない」と言つてゐる點は説明を加へて置く必要がある。河川の使用や送電線の建設を國家的に集大成して

全體主義的にやるのと、個別的會社經營でやるのと、何れが合理的に行くかといふことは池尾君に判らぬ筈はないと思はるゝに拘はらず、殊更に「之は料金が高くこそなれ安くならぬ」と斷言して居るに至つては、唯呆れるの外はない(註一)。要するに料金が安くなるのは國營といふ形體自體から來る要素と、之に依る全體主義的經營の結果であつて、池尾君のいふ如き「國債利率と配當利率の差、税金公課」等の細かい所にあるのではない事を明かにして置く(註二)。(中外商業新報七月廿六日)。

(註一) 一寸横道に外れるが、此の一行は前田遞信次官の曲解でなければ誤解であらう。池尾氏は『採算を無視した大規模の設備、不利益な水利地點の開発などをすれば、料金は高くなりこそすれ安くはならない』(大阪毎日七月廿四日傍點引用者)と言つてゐるので、合理化によつて高くなると言つてゐるのではない。これは別個の問題である。後に述べるであらう。

(註二) 池尾氏は『或はもし國有にするならば國債利率と配當利率の差だけ、また税金、公課の金額だけ安くすることが出来るかも知らないが、特殊會社による民有國營案ではこの利益もない』と言つてゐる(大阪毎日七月廿四日)。

即ち『國營といふ形體自體から來る要素と、之に依る全體主義的經營の結果』電力料金が安くなるといふのであつて、此の點に就ては前田氏は、『假りに現在の主要な會社を今日のまゝ唯國家的統一に

移すだけで相當料金を下げ得るとの計算を持つて居る」と言明してゐる（中外商業新報七月廿六日、傍點引用者）。

更に此の點に就て、原案作成者と見られる奥村内閣調査官も亦た次の様に言つてゐる。

「政府は詳細な資料に基き計數的根據により、發送電の國營が卸賣料金の徹底的低廉化を招來し得るものなることを把握し得たものである。料金が下るか下らぬかといふ最も大事な重點を看過して、かかる重要政策の斷行に取りかゝれるものではない。」（東京日々七月十七日、傍點引用者）

では何故これを發表しないのか？ 此の「計數的根據」を何故一日も早く發表しないのか？ 電力業者は勿論、其他の人々の電力論争は、此の計數的根據さえ發表されれば無用な廻り道を止めて問題の核心に入ることが出来るのでないか？

「政府案の着眼は單なる經營の節約とか一會社内部相互間の設備利用の合理化とかいふ消極的なことではなく、合理的な發送電聯系の完成による投下資本の最有効の利用と電力の有無相通に伴ふ利益といった積極的な方法に依存するのであるから、當然相當額の引下げが可能となるのである。補助的の火力發電設備は綜合せられて大容量のものとなり、水力發電の開発に當つては全國家的系統より考慮して河川の利用を最大ならしめ得る。現在では只一水系だけでも數個の事業者が各獨立し

た立場から各別に一々の水利地點を開發してその間何等の統一連絡もない。従つて一水系全體としての最大能率的開發は行はれてゐない。この點の改修だけでも驚くべき利益がとげられる。設備容量の増大による單位當りの建設費の減少、その運轉費の節約は今更いふまでもない。」（奥村内閣調査官、東京日々七月十七日）

と言つた様な抽象的な説明も必要であらう。そして斯う言つた説明は、政府當局者によつて繰返し新聞、雑誌に述べられてゐるところである。（民間評論家に於ても例へば東洋經濟新報は斯る意味での電力國營の必要を早くより論じてゐた。同誌昨年六月十五日號、七月十三日號及七月二十日號參照。また河川統制による集約的電力經營が有利なことに就ては石山賢吉氏が實例を引いて詳しく述べてゐる。ダイヤモンド誌今年六月廿一日號以後連載）だが、政府當局の斯る抽象的説明は、これを裏付ける具體的な計數を發表することによつて初めて萬人をして納得せしめるであらう。而して、民營による合理化によつては、到底國營によつて擧げ得るだけの利益を得られないことをも明かにし得るであらう。斯くてこの發表こそが、電力論争を本筋に導き得るのである。

電力を國營にすれば、民營によるよりも一層の且つ著しい電力料の引下を行ふことが出来るかどうか、といふ最も中心的な問題は以上によつて稍々明瞭になつて來た。即ち抽象的に論ずれば、全國的

發送電設備の聯繫を行ふ國營は、確かに個々バラ／＼の會社による經營よりも投下資本の利用効果を高め、發送電原價を低下せしめるであらう。また此の目的は、池尾氏の言ふ様に民營の下に於ても一部分達することが出来、また林氏の主張する様に電氣事業法に於ける規定の活用によつても可能であらうし、且つ國營といふより徹底した全國統一的經營の下に於ては、ヨリ一層の效果を持つことも確かであらう。だが、國家の政策として實行に移す爲にはこれだけの議論では不充分だ。政府は、前田遞信政務次官や奥村調査官によつて言はれた具體的計數を國民の前に明示して、國營論の正當なる所以を國民に知らしめねばならぬ。そして實は、其の後でなくては——單なる理論としての國營論ではなく——實際政策としての國營論は論じることが出来ないと言つてよいのである。そこで此の問題に就ては一應此の邊で打切つて次へ進むことゝしやう。

國營案の内容に對する反對の第三の點は、右に述べた第二の點に關聯したものだ、それは國營による料金引下は發送電設備の評價切下による外はなく、そんな方法によるのなら、電力業者は斷然承服出来ないといふことだ。然し既に右に見た様に、抽象論的には設備評價の切下なしにも料金を引下得るといふことを知つたから、も早此の問題を論ずる必要はあるまい。唯此の點に就ては、前田遞信政務次官の次の言葉を引用するに止めよう。

「設備評價の切下は不當な水膨れものゝ外はない。誠實な事業者は寧ろ帳簿價格よりも高く評價される場合があるであらう」(中外商業新報七月廿六日)

勿論「不當な水膨れ」の程度が如何に決められるかは電力業者にとつて大きな利害があるし、此の點が電力業者によつて不安を持たれてゐることは確かだが、そのことに就ては前に第二節の三の項で述べておいた。そして國營に於ける電力料金引下の方法として評價の問題を取上げるとは、既に見たところから、も早必要ではあるまい。

第四に電力を國營にして、採算を無視した大規模の設備、不利益な水利地點の開発などをすれば、電力料金は反つて高くなるといふ點である。此の點に就ては電氣協會の「電力民有國營案の検討(其一)」に於て次の様に言つてゐる。

「政府筋より往々官營によるときは民營に於て到底實行し得ざる大發送電計畫を實現し得る點を報ぜられ居れり。例へば奥日光尾瀨ヶ原に八十萬キロワットの發電計畫を爲すやに傳えらる。右計畫は夜間利根川の水をポンプにて尾瀨ヶ原に汲み上げ三、四時間位發電せむとするものゝ如し。

此の計畫の外或は諏訪湖を貯水池とし天龍川に大發電所を設け、同様の設計を以て大井川筋に於て十數萬キロワットを發生し、又琵琶湖と余吾の湖とを連結利用せむとする計畫等を合し、五年間

に總計二百萬キロワットを發電せむとすとも傳えらる。

右に依る發生電力の輸送に付ては尾瀬ヶ原より二十二萬ヴォルト乃至二十八萬ヴォルトの特別高壓を以て方面を異にする二線路により五百哩の大阪へ遠送するものと傳へらる。而して二百萬キロワットの需要は直ちに之を得ること困難なるべきも一朝有事の日の豫備として役立つべしと稱せらるゝが如し。

吾人は斯の如き夢の如き空漠たる計畫は實行上不可能と斷じ、斯の如き計畫あることが事實なりとせば特に國費を濫費するものなりと考ふ。』(一四—五頁)

池尾氏も亦これと全く同様のことを言つてゐるが、(七月廿四日大阪朝日)池尾氏に對する反駁を公表した前田遞信次官は此の點に對して次の様に言つてゐるのみで、右に述べられた諸計畫が有るものか無いものか、また有りとすれば政府當局が如何なる成案を持つてゐるのか等に就ては觸れてゐない。單に送電幹線に就て答へてゐるのみである。此の點前田政務次官の反駁は發電計畫の説明を回避してゐるかに見える。

『池尾君は「何を好んで東京の電氣を大阪に持つて來なければならぬか、設備費だけでも勿體ないではないか」と嘲笑してゐるが、之れは恐らく尾瀬原に八十萬キロを發電してそれを大阪に送るも

のと早合點して居るものと推察するが、國防上産業政策上東西幹線の連絡を完成する必要は、採算だけ考へる人には恐らく理解出來ぬ馬鹿げたことに思はれ様が、それは暫く置くとして、水力資源を完全に使用する國家的見地から尾瀬原の電氣を近距離の東京地方に送ることになれば、それだけ今まで遠い西の方から東京へ送つて居た電氣を名古屋や大阪方面へ送ることは當然であらう。』(中外

商業新報七月廿六日)

送電幹線に關する限り右によつて一應政府の意圖は明瞭だ。だが如何なる發電計畫を持つかは言はれなかつた。唯、出調査局専門委員が『五ヶ年間に二百萬キロの水力を開發するとか、尾瀬原から大阪迄の送電が急速に實施せられる様に、池尾氏は考へられた様である。經驗ある電氣事業者としては輕卒な言論であらう』と言つてゐる所を見ると(ダイヤモンド八月一日號二二頁)、斯る計畫は有るには有るが五ヶ年間でやるのではないといふことの様思はれる。いづれにしても、政府當局は出来るだけ速かに且つ具體的に其の發電計畫を發表すべきだ。立入つた討議も亦其の後に進められるべきである。今のところ其の具體的な發表がない限り、これを論じる譯に行かない。

尙水力開發の問題に關聯して、水力主か火力主かの問題が起きてゐる。電力業者は、右の『夢の如き空漠たる』大發電計畫を政府が有するのは、我國石炭資源の消費を節約し所謂燃料國策に合する爲

のものであらうが、これは採算上不利であつて、水力に膠着する必要はないと言つてゐる。これに對し前田政務次官は「我國情は石油石炭等燃料資源を平時に節約して萬一に備へる必要あること……を指摘するに止めて置かう」と答へてをり、(中外商業新報七月廿六日) 出専門委員は「原則としては水力並用で進むべきで、火力は水力開發を有效ならしむる限度に於て使用せらるゝことが必要である」と言つてゐる(ダイヤモンド八月一日號二二頁)。

此の水主か火主かの問題は水火力並用だと當局者によつて言はれてゐる所だし、政府の發電計畫に對する假定を基にしての電力業者の意見であるから、此の點今は論じなくてよいだらう。

x

x

x

以上に於て筆者は「何故電力は國營を要するか」といふ國營問題の中心點に關する論争を取扱つた。そして要するに、國營は抽象論としては理由あるものだが、然し現實的な政策論としては、其の有利なことを立證するに足るだけの數字的な根據を示さねばならぬといふ見解に達したのであつた。

其他電力國營實行への障碍として電力會社の外債處分の難點が電力業者によつて問題にされたり、これは國營實施途上の手續の問題として考慮を要するし、法律上は大きな問題ともなり得るだらう。然し政府當局者も言ふ様に、會計上の技術的な問題であるから、國營問題の本質を述べること

目的とする本稿では、此の點に觸れないことにする。

また所謂官吏非能率論、或は古手官吏の椅子確保のための國營案だ等の議論も一部にあるが、これ亦、國營案の内容そのものとは別個の問題だ。従つてこれ亦本稿では觸れないこととする。

第四節 電力國營問題の見透し

以上に於て電力國營問題に就て論すべき大要を盡した様に思ふ。残るところは此の問題の今後の進展、其の落ち着くところに關する見透しである。が、此の點に就ては東洋經濟新報(七月廿五日號)が參考するに足る意見を述べてゐるから、これを引用して此の稿を結ばうと思ふ。然し冒頭にも觸れておいた様に、此の問題がコヂれると或は内閣の運命に關する虞ありといふこと、及び此の問題は、現在の現状維持勢力たる資本家が何程の力を持つかといふことを示す試金石であることを、重ねて指摘しておきたい。

『政府當局者は出来るだけ速かに、可能の範圍に於て電力國營の要項を正式に發表して、國民の研究に任さねばならぬ。影の様なものをつら／＼させて置いて、國策に反對する電氣協會には解散を

命ずると云ふ様な威嚇は、假令それが噂であつても、甚だ良くない噂である。況んや、若し事實とすれば許し難いものである。少數の者が勝手に作つたものを國策と稱し、之を批評し反對する者を以て國家に弓をひく者であるとする如き戦略は、國策の名に隠れた卑怯な振舞だからである。こゝに記者はこの電力民有國營は一體何處へ落付くであらうかと考へて見た。國營の可否、善惡の問題でなく、見透しとしてどうなるかである。

最初に結論を云へば、この案は恐らく實現が困難でないかと思ふ。その理由の主なる點は、國營實現に責任のある政府筋にステーツマンシップが非常に缺けて居ることである。何を以て左様に言ふかと云へば、實現に就ての政府の態度は初めから威嚇的強行一本槍で以て進んで來て居る。それ故、或る氣流が残つて居る際に一氣に押し切るつもりであつたなら、即ち例へば去る臨時議會でも實現しやうとしたのならば、或ひは實現の可能性が政治的にはあつたかも知れない。併し乍ら、氣流は日一日と消えつゝある。斯様な情勢に於ては強行一本槍は到底成功する望はなく、あらゆる方面に於ける支持を必要とする。然るに、最初の出發が強行一本槍で單純であつたから、今更引つ込みがつかない。然うして當業者全部を結束せしめ、團體としての電氣協會と正面衝突した。尙、貴衆兩院の政治團體も此問題を探り上げて研究し出したが、必ずしも國營論に有利ではない模様で

ある。しかも内閣々議が未だ國營論に纏つては居らぬこと周知の通りである。斯様な情勢に展開しつゝあるのも、素はと云へば國營實現の責任の衝に當つて居る政府筋の人々が、評價委員會の構成には業者を一人も入れないとか、未開發水利權は無償回收をする、とか云ふ様な非常に押しつけがましい態度で臨んだからである。記者は、電力の國營に就ては原則として反對するものでないが、現在の政府筋の人々の如き考へ方で之を實現しやうとするのには、どうしても賛意を表し難い。恐らく今後國營反對論は相當に強く且つ廣範圍に於て行はれるであらう。然うして、政府案の實現は益々困難となり、遂に實を結ばぬに立至るかも知れない。夫れは、いまの政府筋の政治認識と態度からすれば、蓋し止むを得ない結末であらうからである。

然らば電力統制問題は跡形もなく消え去つて仕舞ふであらうか、と云ふに然うは見られない。また、消え去らして仕舞ふべきものではない。發送電の民有國營が假令實現されぬとしても、(一)農村に供給する電氣を低廉ならしめる方法、(二)電氣を原料とする産業に豊富、低廉な電氣を供給する方法、(三)發電を能率的ならしめる方法、(四)國防的見地から發送電を有効に連系する方法、を中心とし、企業形態論をも含めて研究論議されるであらう。つまりは電力統制問題が、昭和の初頭に於て論ぜられ、研究されたる如く再び各方面に於て取り上げられ、考へられるに至らう。而して、結

局に於て落付くところは貯水池の建造を含むところの未開發水力の開發事業を國營若くは半官半民會社で行ふ、と云ふ處ではあるまいか。これは統制としては部分的ではあるが、一部の業者に異論のあるを除いて大體に於て纏り易く、且つ必要でもあるからである。記者は寧ろ現在の如きステーツマンシップに缺けたる政府の國營論よりは、比較的實現し易いと思はるゝ未開發水力の國營論が此際よいと考へる。」

第三部 ソヴェートに於ける通貨制度問題

序

ロシア革命の初めに當り、レーニンは『我々が世界的規模に於て勝利を占めた曉には、公衆便所を黄金で建てる』と、豪語した。然るに昨年五月十五日、モスコの地下鐵開通式直後スターリン氏は『第二次五ヶ年計畫の完成する一九三七年までにソヴェート聯邦は世界最大の産金國となるであらう』と、述べてゐる。而して事實ソヴェートは昨年既に五百六十五萬オンスの金を産出し、南阿に次ぐ大産金國になつたが、若しスターリン氏がレーニンの目標とした世界的な勝利を占むる理想を放棄したのでないならば、ソヴェート・ロシアは今や五ヶ年計畫の名の下に、黄金公衆便所建設の爲めの國家總動員を行つて居ることになる。

この一見皮肉なパラドックスは何を意味するか。レーニンが資本主義に對するアイロニーとして取扱つた場合の金の意義と、スターリンが今日其の増産を熱望せる金の意義と、そこには果して何んな

關聯或は差異が存するであらう。我々はこゝに頗る興味深き問題に逢着する。それは貨幣が人類の經濟生活——假令それが資本主義ならぬ形式の下に營まるゝ場合と雖も——に對して如何に重要な役割を持つか、且つ又何故金は貨幣として人類に尊重せられるかと云ふことである。

第一節 ソヴェートに於ける幣制樹立迄の經緯

一、革命當初のインフレーション

ソヴェートの貨幣制度史は、狂暴なるインフレーションに始まる。しかしインフレーションはボルシェビキが政權を掌握した後に初めて發生したのではなく、大戰に伴ふ帝政ロシアの財政赤字に由來する。世界大戰の爲めに起つた財政の赤字は、其の第一年たる一九一四年に於て、既に十八億九千萬ルーブルを算したが、翌一五年には八十五億六千萬ルーブルになり、一六年には更に百三十億五千萬ルーブルの巨額に上つた。ツアー政府はこの赤字に對して内外債のみでは追付かず、紙幣發行に依頼した。赤字に對する紙幣發行の割合は一九一四年に六七%、一五年三二%、一六年二五%であつた。この結果流通紙幣量は一九一五年一月一日の十六億六千五百萬ルーブルから、一九一七年三月一

日、二月革命勃發當時に於ては百十七億八千六百萬ルーブルに、即ち七倍に膨脹した。これに伴つて物價は一九一三年を一〇〇として、一七年三月には三一五に暴騰した。

帝政ロシアに於て大戰を通じて起つたインフレーションは既に決潰點に近付きつゝあつた。こゝに於て二月革命が勃發し、ケレンスキー臨時政權が樹立された。しかしこの政府は一方に於て戰爭を續行し、戰費を支辨せねばならなかつたと共に、他方に於ては革命による行政の混亂から收入は杜絶した。爲めに歳出は益々印刷機に依頼して支辨するより他はなかつた。かくて一九一七年三月一日に百十七億八千六百萬ルーブルだつた紙幣發行高は、その十一月には二百二十四億四千六百萬ルーブルに達し、『ケレンスキー紙幣』の増發は八ヶ月の間に、一九一四年から二月革命に至るツアー治下戰時三年間の増發高に匹敵するに至つた。

この亂暴なインフレーションの中にボルシェビキは十月革命に成功した。しかし政權を掌握したボルシェビキは國內の強靱な反革命軍と戰はねばならなかつた。このための不可避的貨幣支出は多大だつた。それにも拘はらずボルシェビキは一方に於て租税を全廢した。一九二〇年十月一日の人民委員會は財政人民委員部をして、政廳及び國營企業の支拂ふべき郵便、電信、電話、水道、下水、電氣、瓦斯の料金、中央燃料局及び食糧人民委員部より支給する食糧、燃料代を始め、國有及び公有

住宅に居住する國營企業労働者、事務員の住宅料を全廢せしめ、其の後更に廢止項目も追加せられ、鐵道及び水運に關する無料運送も規定せられた。そこでボルシェビキとして、このバランスをつけるためには、唯一つの手段があつたのみだつた。それは、再び印刷機に全能力を發揮せしめることであつた。モスコ、レーニングラード、ペンザ、ペルム、ロストフの造幣局に使用せられた職工は一萬三千人に上つた。財政赤字は一九一八年に三百十一億ルーブル、一九二一年一千六百六十四億ルーブル、二〇年一兆五百五十五億ルーブル、二一年二十一兆九千三百七十八億ルーブルに上り、赤字の豫算に對する割合は一八年六六%、一九年七七%、二〇年八六%、二一年八四%であつた。そこで流通紙幣量は一七年十一月一日の二百二十四億四千萬ルーブルから、一九二一年七月一日には二兆三千四百六十一億三千萬ルーブルに、即ち三年半の間に一百倍に増加した。

二 貨幣の排撃とその誤謬

如斯基ボルシェビキの紙幣濫發は、上記のごとく經濟的必要を土臺としたものではあつたが、しかしボルシェビキはこのインフレーションに對し、彼等一流の解釋を與へた。ボルシェビキはマルキストであるから、その貨幣觀念はマルクス貨幣理論の上に打樹てらるべきであつた。然るにマルク

スは共產主義社會に於ける貨幣の役割を下の如く述べて居る。「貨幣資本は、社會的生産が行はるゝに至れば消滅する。其の場合社會は勞働力及び生産手段を種々なる生産部門に分配する。生産者は證明書を受くるを得べく、これに據つて、彼等は社會的消費資料中より、その勞働時間に相當する數量を所得する。これらの證明書は決して貨幣でなく、流通しない」と。即ち貨幣は消滅し、之に代つて一種の勞働證券が採用さるべきだと云ふのである。ボルシェビキはこの貨幣理論を直ちに當時の貨幣現象に適用し、ルーブル紙幣濫發の辯明とした。例へば一九一八年十二月末召集せられた國民經濟會議は次ぎの如く決議した。「經濟生活の社會的再建には、生産に於ける資本制的諸關係の絶滅、及び凡ゆる貨幣的勢力の完全なる排除を必要とする。私營金融業の根絶、生産及配給機能の基本的部門の國家への集中は、貨幣流通の組織的崩壊に對し充分な基礎を提供するであらう。『即ちボルシェビキは資本制廢絶の一手段として貨幣制度の破壊を必要すると云ふのである。又G・I・ソコリニコフは『新に巨額の紙幣が發行せられる毎に、貨幣制度のハツピイ・エンドが近付きつゝあると云ふ確信を強めた』と説き、更に著名なソヴェート經濟學者、E・ブレオブラジエンスキー氏（一九二一年から一九二七年に至る人民財政部委員）は『印刷機に榮光あれ、偉大なるプロレタリア革命の再建過程に於て、プロレタリアートの敵を薙ぎ倒した近代的小銃、旋條銃、機關銃と相並んで名譽ある地位は人民

財政委員會の機關銃によつて占められなければならない。これは貨幣流通のブルジョアの法則をその制度自體を破壊する手段たらしめ、革命の資源に轉化せしめることによつて、ブルジョア制の背後を衝いたのであつた』と論じた。

右の如きボルシェイキの解釋が、果して正しかつたか、何うかは、事實をして後に語らしめるであらうが、兎に角此の激烈な紙幣の増發が、ブルジョア貨幣制度を、完全にではなかつたとしても殆んど破壊したことは明かだ。しかしブルジョア制を破壊し白衛軍を撃退するに役立つた人民委員會の機關銃は果してその射手をも傷けずに置いたであらうか。

ルーブルの濫發は物價を上昇せしめ、流通貨幣の購買力は減少した。従つて政府が紙幣を發行すればするほど、反つて實収入は減少した。ユーロフスキー氏が物價指數によつて計算した所に依れば、一九一八年前半期の政府の紙幣發行収入は六千八百萬ルーブル（戦前ルーブル）であつたが、一九九年前半期には一千九百萬ルーブルに低下し、更に一九二〇年には一千萬ルーブル、二一年には五百萬ルーブルに迄減少した。而して終には紙幣發行から政府の受ける収入が果してその紙幣生産費を償ふか如何か、が疑問となつた。

斯くて従來國庫の収入不足を補ふ唯一の方法であつた紙幣發行すらが収入を與へなくなつた。其の

結果は従つて行政、警察、軍事の諸機構を運轉不能に陥らしめ、秩序の維持とボルシェイキ政權の防衛を困難ならしめた。ボルシェイキはこの難局を無貨幣決濟即ち記帳による決濟によつて打開しようとした。一九二〇年六月十八日の全ロシア中央執行委員會は次ぎの如く決議した。『人民財政部の活動は、第一に財務委員部の諸機關を中央、地方共に簡單化し、變形してプロレタリア國家の簿記局たらしむること、第三に貨幣制度の總體的廢除を目的として、無貨幣決濟制度を樹立すべく努力すること』と。

しかし少しく思慮すれば明かなやうに、かゝる記帳による決濟は、貨幣制度の廢止の結果生れるべきものではなくして、反對に信用の高度の發展、幣制の安固を前提としてのみ成立し得るものである。結局ソヴェート幣制の紛亂からソヴェート國民經濟を守り、これを再建するためには、ソヴェート幣制を何等かの形式で安定せしめねばならない事情に迫られて來た。

ところでボルシェイキが通貨安定のために採るべき新幣制は、當然マルクス主義經濟理論に適合すべきものであらねばならなかつた。一九二〇年一月のソヴェート國民經濟會議のテーゼ中には次の如き一節があつた。『今日の貨幣單位及び計量單位が實際に役立たざるに至つた事實に鑑みて、經濟諸機關は國家財政の爲めに、勞働の一單位を計量の基礎とする計量單位を構成せねばならない。』このマ

ルクス主義的貨幣造出の問題は、最高經濟委員部の特別委員會に付議せられ、ロシア經濟論壇の中心題目となつた。しかし、ユーロフスキー氏は其の結果を次の如く要約した。

「この問題が果して一般的に解き得らるゝものであるか何うかは兎に角として、我々は次の事は云ひ得るであらう。即ちこの問題について費された多大の勞働は、何等實施し得べき方策を生まなかつたのみならず、アカデミックな興味にさへ訴へ得る何等の効果も現さなかつた」と。

三、戦前ルーブルの採用とボルシエビキの轉向

於是通貨安定の第一歩として一九二一年六月「戦前ルーブル」が採用せられ、同十一月五日豫算を戦前ルーブルで組むことが人民委員會で決議せられた。云ふ所の戦前ルーブルとは、總ての商品及び勞務の一九一三年に於ける平均市場價格に對する現在のその比率を出すことによつて得られる所のものである。此計算は結局物價指數に依らざるを得ない。然るに此の物價指數は財政委員部、特別金ルーブル指數委員會、税關、或は勞働組合等に於て、幾つか作製せられた爲め、結局戦前ルーブルによる評價を統一したものは出来なかつた。一九二一年十一月、人民財政委員會は一戦前ルーブルを、現在の紙幣の約六萬ルーブルに算定したが、これがその十二月には八萬ルーブル、二二年一月には十

萬ルーブル、二月には十五萬ルーブル、四月には二十萬ルーブルと急速に高められた。

一九二二年十一月三日「一九二二年型紙幣」が發行された。この新紙幣の一ルーブルは從來の紙幣の一萬ルーブルに等しいとされた。然るに翌一九二三年十月二十四日には更に「一九二三年型紙幣」が發行された。この一ルーブルは「一九二二年型ルーブル」の百ルーブル即ち以前の紙幣の一百萬ルーブルに當るものである。しかし此等の方法も事態を救済する力はなかつた。流通紙幣量はどん／＼増加した。一九二一年一月一日の一兆一千六百八十六億ルーブル(四千四百萬金ルーブル)は、一九二三年十月一日までに二萬二千七百兆ルーブル(四千三十萬金ルーブル)に上つた。

ボルシエビキがこの狂暴なルーブルの下落に當惑し、效果的な方策も建て得ず、理論鬭争を行つて居る間に、民衆は自らの必要から自らの打開策を發見した。「一九二二年の末、ソヴェート政權の領域内には各種の——多くは外國の安定せる——通貨が多量に流通して居た。例へば極東では日本の圓や支那の銀貨が通用した。中央アジアではブラハに金を基礎とした独自の紙幣があり、それは迂路を経てトルキスタンを越え、遠くモスクワ附近迄その重要さと影響力とを擴大した。有らゆる方面から中央を目指して金銀及び安定せる外國本位貨の行進が行はれた。」

戦争、内亂、飢饉、此等に加ふるに破壊的インフレーション、この重壓下に崩壊に瀕した社會は、

ソヴェート政權の下に辛うじてその秩序を維持して居た。國民の生活はますます困難になつた。而かも世界の狀勢は、一時トロツキの世界革命論が實現せられるかと思はせた不安も鎮靜し、經濟界には戦後の相對的安定期が訪れた。ソヴェート政權は、世界を革命に導く前に、先づ『一國社會主義』に依り自己を守らねばならなくなつた。その爲めには國民經濟に計畫と秩序とを與へ、生産の増加を計ることが急務である。然るに國民經濟に計畫と秩序とを與へ、生産の増加を計るためには、何はさて置き幣制の安定が計られねばならない。レーニンは一九二一年コミンテルン第三回大會に於て此問題について次の如く述べた。『何が實際に重要であるか。これはルーブルの安定問題である。此問題の爲に我等は働き、我が優秀なる人々は働く。我等はこの課題に決定的意義を付する。我等が長き期間に——従つて永久に——ルーブルを安定することを得ば、即ち我等は勝利せるものである。……その場合には、我が經濟を鞏固なる地盤に建て、且つ鞏固なる地盤の上に發達せしめ得るであらう』と。(先きの決定に對し何と變つたことか!) ポルシェビイキ革命は爰にその第一段階たる戰時共產主義時代から、新經濟政策時代に移行することになつた。

四 新經濟政策と新幣制の樹立

世界資本主義には相對的安定期が訪れ、世界革命の夢は破れた。ポルシェビイキがこの新狀勢に對應すべく取つた政策がネツプであつた。ネツプは資本主義の部分的許容であり、共產主義の一步退却である。幣制の再建と相並んで、資本主義を或程度迄許容することによつて、國民經濟の回復を計らうとするものであつた。

農民には剩餘農産物の自由處分が許され、市場に販賣取引することが認められた。又商業並に賃労働を雇傭する小工場の私的經營、農業に於ける賃労働の使用及び狭い一定の範圍内に於ける土地貸借が許された。

一九二二年第十一回黨大會に於て指示せられた新財政政策の綱領は、第一に實行豫算を設定し、豫算上の不足額を少なくし、次でそれを絶滅すること、また國費を切詰め、貨幣及現物による國家收入を増加させることによつて豫算を安定させること。第二に堅實な通貨をつくり、金保證制度を復興させて紙幣の發行を減少し、次で其の増發を禁ずること。第三に信用を發達せしめ、その調節を國立銀行に委ねることであつた。

この綱領に基いて曩に廢止したばかりの物品や勞務の有料制度を忽ち復活した幾多の法令布告が發せられ、一九二二年には現物税に代へて貨幣税も復興した。即ち商工業税を課し、戸別税を設け、

間接税としては、葡萄酒その他酒類の消費税を始め、煙草、燐寸、茶、珈琲、砂糖、鹽、その他に課税し、更に單一農業税を設けて、當初は一部を現物、一部を貨幣を以て徴収した。更に現物公債、富籤公債、金貨公債が発行されるに至り、國庫の貨幣収入を計ると共に支出の側の思ひ切つた節減が行はれた。一般物價を低落せしめ、この方面から貨幣價値の上昇と、間接に財政收支を健全ならしめるため、政府は生産物價格を一五%乃至二〇%低下せしむべき法律を制定し、輸已向穀物の國內販賣が命ぜられたこともあつた。國內商業取締のために特別商業委員部が設けられ、労働者は生活上の希望を犠牲にすることが要求され、賃金は二〇%の切下を見た。

このため、一九二二——二三年度には國庫の紙幣發行による収入は三億九千四百萬ルーブル、全國庫収入の二六・九%を占めて居たのに對し、一九二四——二五年度には國庫は紙幣發行による収入なしでバランスを作り得た。

如斯き緊縮財政々策と相呼應して、一九二一年には戰時共產主義時代に閉鎖せられた國立銀行が再建され、二二年十二月十一日『チエルポオネツツ』と稱する新貨幣單位が採用された。その最少單位は戰前の十金ルーブルであつた。當分不換紙幣ではあるが、その二五%は貴金屬又は外國貨幣によつて準備され、残りの七五%は手形、短期債券、及び直ちに換價し得べき物資により準備せらるゝものであつた。この結果新しいチエルポオネツツと、古いソヴェート・ルーブルとが相並んで流通することになつた。

更に一九二四年二月十五日從來のソヴェート・ルーブル紙幣の發行停止が法律を以て命ぜられ、三月七日にはこの流通禁止が決定された。即ち四月十日以降チエルポオネツツルーブルは「一九二三年度紙幣」の五萬ルーブル、即ち一九二二年前發行ソヴェート・ルーブルの五百億ルーブルと引替へられることとなり、舊ソヴェート・ルーブルは四月十日迄私取引に於ける授受が許され、政府に於ては四月三十日迄之を受入れた。舊ソヴェート・ルーブルの流通停止に代へて財政部は同月五日、一金留、三金留、及び五金留の價値ある紙幣の發行權を得た。これは當初チエルポオネツツ流通高の半ばを越えない定めであつたが、後二八年に至りこの比例は四分の三に高められ、更に現在に於てはこの割合が一〇〇%成つて居る。

以上が一九二四年の幣制改革と稱せられるものであつて、ソヴェートの幣制はこゝに一應の安定を得、ネツプによる經濟回復に伴つて、二七年以降の五ヶ年計畫への途を拓いたのであつた。

五 銀行の設立と金融機構の整備

この時代に幣制改革と並んでまた金融機關の整備が行はれた。「國立銀行」はこれより先き一九二一年に再開されて居たが、一九二一年から二三年にかけて次の如き諸銀行の設立を見た。

- 一、商工銀行 當銀行は工業及大商業に金融する機關であつて、後に電化銀行と共に「ソヴェート電工長期信用銀行」に合併された。
- 二、聯邦協同組合銀行 協同組合に對する金融を目的とする。
- 三、モスコイ公共銀行
- 四、ロシア商業銀行 特に私企業及産業に金融し、後に貿易銀行に改組された。
- 五、中央農業銀行 農業金融は當銀行を中心として農業信用組合、各共和國農業銀行、農村協同組合によつて行はれた。
- 六、電化銀行
- 七、西南銀行(ロストフ・オンドン)
- 八、中央アジア銀行(タシケント) これは株式銀行で後に國立銀行に合併された。
- 九、小額金融機關
- a 相互信用組合

b 信用協同組合

c 貯蓄銀行(財政部所管)以上小額金融機關は全國に散在した。

十、對外銀行

- a ロシア貿易銀行
- b ナドロニイ銀行
- c 北歐商業銀行(パリ)
- d 東部抵當信用銀行(ベルリン)この銀行はハンブルグに支店があつた。
- e スヴェンスカ・エコノミ・アクティエボラゲ(ストックホルム)
- f ノルデイスケ・アクティエセルスカフ(コペンハーゲン)
- g 協同運輸銀行、
- h 極東銀行(ハルビン)
- i ロシア・ペルシャ銀行(テヘラン)

かうして財政の均衡、幣制の再建、金融機構の整備と共にネツプ下に於て國民經濟の回復が行はれ生産水準が戦前のそれに達するや、ソヴェート經濟はその新たな五ヶ年計畫時代に移ることになった。

第二節 五ヶ年計畫時代及び其後の金融及び財政

一、金融部に於ける計畫化・集中化の進行

既に一九二一年二月、ゴスプラン(國家計畫委員會)は労働國防部の一委員部として組織せられて居た。これが自らの技術的向上と國民經濟の全般的回復につれ、次第に計畫經濟への準備を進め、遂に一九二八年から其の實行を見るに至つた。

この經濟建設計畫は、産業部に於ける私的資本主義分子を抑壓し、國家統制下に生産の擴大を行つた。これと同時に、金融部に於ける計畫化集中化も強化せられた。新經濟政策時代に於てもゴスバンクをして銀行の銀行たらしめようとする努力が行はれ、その支店網が擴張せられた。併し更に一九二七年の半には、各産業部門に對する諸特殊銀行の金融が廢止せられ、國立銀行の活動範圍を擴張するための改革が行はれ、翌年電化銀行はプロムバンクに合併され、その短期業務はゴスバンクに移された。

一九二八年以前には各銀行の活動分野が限定せられてゐなかつたが、この年以後これが嚴重に規定され、長期信用、短期信用が區別されるに至つた。その後の一九三〇年初頭の『信用改革法』はソヴェート信用體系を一層單純化した。同法律は外國資本を使用しない國家企業、協同企業、及混合的株式會社が、相互に信用によつて物品又は勞務を提供する事を禁止した。總ての金融は必ず銀行を経て行はれねばならず、國家企業及協同組合其他の決済はゴスバンクを通じて行はれる。かくしてゴスバンクは國民經濟の社會化せられた部門の短期信用を行ふ中央手形交換所となつた。

二、ソヴェート金融機關の現況

このやうにして整備せられた現在のソ聯金融機關網は、本店及び支店を合し一九三四年十月一日に於て全聯邦合計二千九百四十九の多きに達し、この内譯は國立銀行七二%、二千百四十、協同組合二十六、農業銀行四百九十三、自治體銀行百八十二、プロムバンク百八、である。右の外我國の郵便貯金に比すべき貯蓄銀行は一九三五年一月一日現在に於て四萬七千二百十八を算した。

以上の金融機關中支配的なのはゴスバンクであつて、その發展速度は他のものゝ比でなかつた。以下は此等諸金融機關の最近の概様である。

ゴスバンク(國立銀行) この銀行は一九二一年十一月に再建されたもので、一九二九年六月人民委員會及中央執行委員會により認められた國立銀行定款によつて、國立銀行の任務として規定されたも

のは、通貨の統制、工業、農業、商業、運輸其他に對する短期資金の供與である。其の銀行資金の源泉は(一)金融諸機關からの受入金、國家及び地方財政の當座勘定、國庫より融通された特別資金。(二)諸企業の當座勘定(三)社會的及職業的團體の當座勘定(四)保險事業當座勘定(五)ゴスバンク自行資金、通貨發行利益金の五項目から成つて居る。

既に第一次五ヶ年計畫時代に財政部地方出張所はゴスバンク支店に併合され、財政の全收支はゴスバンクの管理下に置かれた。その後ゴスバンクは産業及商業コムビネーションに出張所を開き、その收支を取扱ふと共に全會計を司ることになった。この結果ゴスバンクは、資金の凍結を防ぐために其資金使用者の業務を監督し、資本主義諸國の銀行同様各企業に對する發言權を持つてゐる。

ゴスバンクはソ聯の中央銀行であり、各國の中央銀行同様金準備を保有し、紙幣を發行し、資金の調節をする。しかし又他の國の中央銀行の多くの場合とは異つて、企業に對して直接短期資金を供給する。貸出資金については利子が要求される。其の最近の利率は短期貸付四・〇%、運送證券貸付二・〇%、延滞利子六・〇%である。この銀行の収益の五〇%は國庫収入となり、五%は従業員福利施設へ $\frac{1}{4}$ %以下はボーナス、残りは自行資金の蓄積に充當される。一九三四年一月一日の資本金及積立金は十億八千六百萬ルーブル、資金融通高百四十二億二千百萬ルーブルであつた。

プロムバンク(長期信用銀行) この銀行は、重工業、輕工業、運輸業、配給事業の長期資金を供給する。資本金は一億三千萬ルーブルで、一九三三年の投資額は九十五億ルーブルに上り、この八〇%は國庫からの割當金である。これ以外の資本の源泉としては、各企業が各自の資本償却の目的で積立てた資金及び銀行自體の利益から積立てられた自己資金がある。

協同組合銀行(フセコバンク) 協同組合の資金はフセコバンクから金融せられて居る。一九三三年の金融計畫は十億ルーブルを計上した。此の銀行の資金は出資金、協同組合積立金及國庫割當金より成る。出資金は總額四千萬ルーブルでこれは一萬六千に上る協同組合の據出する處である。ウクライナに存在するウクラインバンクは、フセコバンクと同一の原則の下に運用せられて居る。ウクラインバンクは八個の出張所を有する。

中央農業銀行 當銀行は國營農場及びトラクター・ステーションの基本資金を供給し、又協同農場及其組織員、及個人農場の發展のための長期資金を供給する。銀行資金は資本金、國庫割當金、農業企業の積立金、銷却金及當座預金よりなる。支店及代理店は五百に近く、資本金七億五百萬ルーブル、資金合計(一九三三年一月一日)十二億五千五百萬ルーブルである。

中央自治體及住宅銀行(ツエコムバンク) 當銀行は住宅及自治體建設事業金融を行ふ(教育施設、

病院等)。各聯邦及地方自治體銀行は、その地方支店として活動する。ツエコムバンク及地方自治體銀行の一九三三年一月の資本投下額は三十五億ルーブルであつた。當銀行の資金は國庫割當金、保險事業及自治體收入金からの受入金である。

貯蓄銀行 貯蓄銀行は一九三五年一月一日、全國に四萬七千二百八十八行存在し、預金額は十六億三千六百萬ルーブル、預金者數三千五百萬人に上る。此の中貯金高二十五ルーブル以下の人員が六七% 二に上つて居る。預金利子は個人及びボルホーズに對し三・〇%、國家機關及公共團體に對し一・〇% である。

モスコウ・ナロドニイバンク 當銀行は一九一九年舊モスコウ・ナロドニイバンクのロンドン支店を基礎として設立された。銀行の主要目的はソヴェートの中央協同組合の貿易金融を行ふことであつた。當初の公稱資本金二十五萬ポンドは一九二四年九月九日五十萬ポンドに更に一九二五年十一月八日一百萬ポンドに増資された。ソヴェート外國貿易再建のために一九二三年設立されたロシア貿易銀行はモスコウ・ナロドニイバンクに合併された。この結果モスコウ・ナロドニイバンクはソヴェート貿易一般の金融を司ることになつた。合併の結果當銀行の拂込資本金は百六十三萬五千ポンドになつた。保險業 以上の金融機關の外保險業は一九二一年以來國營に依つて行はれ、財政人民委員部の國營

保險部(ゴストラアク)の管轄する所である。但し社會保險、即ち労働者の傷害、疾病、老年、失業等の保險は労働組合聯邦中央委員部により取扱はれる。ゴストラアクは建築物、動産、運輸、收穫、牧畜及生命の保險を行ふ。一九三四年一月一日の國營保險の資金は一千萬ルーブル、貸方合計十九億二千九百萬ルーブルであつた。

三、ソヴェート財政と其金融との關係

ソヴェート金融に於て特徴的なことは、それが他の國には見られぬ程度に、國家の財政と密接な關係を持つ點である。之はソヴェートに於ては、國家が資本主義社會に於ける個人の代りに金融活動を通じて社會的剩餘労働を強制收用し、これを擴張再生産、經濟建設事業、文化事業等に投入することから派生する。今此の關係を知る爲めに一九三六年度のソヴェート豫算を示すと次の如くである。

一九三六年度ソヴェート豫算(百萬ルーブル)	最大の財源は取引税である、一九三六年度豫算
歳入	七百八十七億一千五百萬ルーブル中、本税は六百七十八億九千九百萬ルーブル即ち七九%を占める。
取引税	六〇八〇
公債、租税及特別課徴金	八二〇
關稅收入	一、九八八
其他	六、七五
合計	七、七五
社會保險收入	三、一五〇
所得稅等	七九
收益稅	三、一八
稅	三、六〇

歳出の部	
國民經濟	三〇、五〇〇
國防費	一四、八二五
教育費	四、九一八
保健費	一、四七三
地方費補助金	一三、四五六
其他	七、三〇〇
合計	六、七二五

やうだが、併し之は資本主義諸國に於ける資本家の利潤に相當するものである。

支出の最も大なる項目は、『國民經濟』即ち計畫經濟のための支出三百七十五億八千四百萬ルーブルである。この内百一億六千百萬ルーブルは重工業に支出される。此等は資本主義國に於ける資本家の投資に當るものである。

ソヴェートにも、また公債がある。それは一九二二年の第一期短期穀物公債（無利子、期限八ヶ月）を最初として毎年發行せられ、國民所得を更に動員して來たが、殊に五ヶ年計畫實施以後は國庫收入の一〇%近くを常にこれに依頼して居る。昨年度發行の第二次五ヶ年計畫第三年度内國公債は總額三十五億ルーブル、償還期限十個年、債券は抽籤割増金附及利子附の二種に分かれ、又額面百ルーブルのものと、小額に分割されたものとある。利子附債券の利子は年八分とされた。この公債は四千五百萬の民衆により應募せられた。それは全人口の二八%を示すものであつた。併し事實は殆ど強制募集

に近いと傳へられた。

尤も最近の報道に依ると、本年七月發行せられた新産業公債は利子が年四分に引下げられ、又労働組合機關に對しては應募強制を嚴に禁じたとのことである。

第三節 ソヴェートに於ける

インフレーションと其の教訓

一 急激なる通貨膨脹と物價の上昇

以上の財政と金融との關係は、後にまた觸れなければならぬ機會が起る。併し我々は、それよりも前にソヴェートの通貨状態を一瞥して置く必要がある。ソヴェートは以上の如く、一九二一年以來貨幣及び金融制度の再建に努力したに拘らず、其の通貨の發行高は驚くべき増加を示した。一九二四年幣制改革以來の通貨數量は次頁表の如くであつた。

この數字を見たものは誰でも直ちに事態の容易ならざるを知るであらう。一九二四年と一九三五年とを較べると、通貨の増加率は二三五四%五二に達する。五ヶ年計畫第一年の一九二八年と、一九三五年とを較べても、其の増加率は三七二%四三に上り、十六億六千七百萬ルーブルの通貨が七十八億

ソヴェート通貨數量(百萬ルーブル)

七千九百萬ルーブルに増加した。

年次	補助貨を含む	
	通貨發行高	増加額 同増加率
一九二四年一月一日	三二・九	—
一九二五年一月一日	七四・七	四一〇・八 一三〇・七
一九二六年一月一日	二九・三	五六・六 七・七
一九二七年一月一日	一四・三・六	一三・三 二・六
一九二八年一月一日	一六・七・八	二五・二 一八・〇六
一九二九年一月一日	二〇・七・八	三〇・〇 二・五
一九三〇年一月一日	二七・〇	七五・二 二・七
一九三一年一月一日	四〇・三・〇	一五九・〇 三・九
一九三二年六月一日	四三・四・九	五三・九 一・三
一九三二年六月一日	五七・六・五	一四二・六 三・九
一九三五年四月一日	六九・三・三	一〇九・八 一・六

(U.S.S.R. Hand Book)

る所である。併し茲では古い時代は措いて五ヶ年計畫以來、昨年度の切符配給制度廢止に至るまでと、其後との物價に就て觀察しよう。

先づ前期の物價について見ると、第一にソヴェートの物價は、資本主義諸國に於けるそれとは異り需要供給によつて決定せられる原則が著しく揚棄せられてゐることが認められる。ソヴェートの物價決定に於ける特殊性の第一は外國貿易が國家の獨占であるために、國際的商品のルーブル價格を世界

的水準に近付ける働きが行はれない事である。第二は、ソヴェートの大企業は國營であるから、その生産物の販賣に於て競争が存在しない、従つて政府は購買者の要求を或程度迄無視した販賣價格を自由に決定する事が出来ることである。第三に、個人又は協同組合諸事業に於ける比較的小額の例外を除けば、國營企業及國營農場は機械の獨占的使用者である。従つて生産手段に對する購買價格は亦政府が勝手に定め得ることである。

以上の事情から直接需要供給の法則が作用するのは農産物の一部、古物及小産業の生産物の販賣に限られる。そしてソヴェートに於ては右の比較的重要でない例外を除けば、政府が物價を完全に支配して居る。

政府が全體的供給者であり、亦全體的需要者である生産財の價格はその生産費プラス小額の取引税によつて決定せられる。然るに國民により消費せられる消費財價格は單なる生産費ではなくてその生産費の上に政府の意志次第で増減勝手に定め得る多額の取引税(二%から五〇%に上る)其他を加へたものによつて決定される。のみならず其等の消費財價格は更に政府の政策に依つて、買手及び市場の相違に従つて、異らしめられた。これは五ヶ年計畫遂行を容易ならしめるために、計畫に従事する労働者及び技術者に對し比較的に物質的優遇を與へる目的其他の理由に依つて作られた制度であつ

た。此時代のソヴェートには七個の價格水準を異にする市場が存在した。第一は工場や各種職業労働者のための『閉鎖協同組合』である。第二は販賣が前者よりは自由に行はれる協同店である。第三は一般民衆のための『國營商店』である。第四は外貨による販賣所としてのトルグシンと稱する商店、第五は外人の爲のインスラブと稱する商店、第六は上述各方法で購買し得ないもの又は購買を欲しない者のための『自由市場』である。第七は一九二九年から實施され、昨年一部廢止された食糧品の切符配給制度である。この外各大工場には労働者のために低廉な食堂もあつた。この配給制度による價格と自由市場の價格とは三十倍から四十倍の開きがあるのを普通とした。そして配給市場と云つても、この内に又色々な種類がある。例へば赤軍兵士や技術者に對するものは他のものよりも割合が良いと云ふ如きであつた。

第一次五ヶ年計畫以來、ソヴェートには斯のやうに種々雑多な價格水準が並び行はれて居たが、昨年度から主要食糧品配給制が廢止され、配給價格と自由市場價格との中間價格で國營商店から發賣せられことになつた。以上の如くだからソヴェートの物價を、前後の二期を通じ總括して論ずることは困難だ。しかし昨年露誌『經濟諸問題』第三號中の論文に掲載せられた自由市場價格より成る物價指數があるから上に掲げる。甚だ簡単な調査ではあるが、之で見ると黒パン、馬鈴薯、牛肉、バター、

ソヴェート小賣物價

品目	年次	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二
黒パン	一九二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
馬鈴薯	一九二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
牛肉	一九二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
バター	一九二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
卵	一九二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

卵の五商品の物價指數は一九二八年即ち五ヶ年計畫第一年度を一〇〇としてその完成年度たる一九三二年には平均一、三二〇を示した。此數字を受納れるならば、實に甚だしい物價騰貴が起つたことになる。

又、一九三三年以降の第二次五ヶ年計畫時代に於ける自由市場價格は同一人の計算に依ると次の如く、各商品

個々について見ても、物價が下落して居る事は明かであるが、一九三三年を一〇〇として一九三五年三月一日の六商品平均は五五を示す。この故に第二次五ヶ年計畫下に於て物價が一般的に下落した事は疑ひがない。しかしながら、以上二個の統計の各平均によつて一九二八年と一九三五年を比較すると、二

第二次五ヶ年計畫時代小賣物價

品目	年次	一九三三	一九三四	一九三二・一	一九三三・一	一九三五・三
黒パン	一九三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
馬鈴薯	一九三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
牛肉	一九三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
バター	一九三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
卵	一九三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
織物	一九三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
絲	一九三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

(同上書)

八年の一〇〇に對し三五年は七二六を示す。二者に含まれた商品が同一でないから嚴密ではないけれども、大體の傾向として第二次五ヶ年計畫下に於ける物價下落にも拘はらず、物價は未だ一九二八年に比し著しく

騰つて居たことが判る。かく自由市場物價を以て全物價を推す事は危険だが、第一次五ヶ年計畫下の當市場の重要性に鑑み、少くも其時代には相當な物價上昇があつたと云ひ得やう。

ソヴェートに於ける物價は、前述の如く殆ど政策的、人爲的に決定せられたと見られるにも拘はらず何うして斯様に騰貴したか。それは如何に人爲を加へても、通貨の増大が齎す物價上昇の法則は破壊し得なかつたからである。ソヴェートに於ては、資本主義下に於けると同様、通貨の膨脹は矢張明かにインフレーションを發生した。

二、ソヴェートの外國爲替とその暴落

次に資本制下に於てインフレーションが行はれる場合に必ず隨伴する爲替下落の現象——金本位國又はより低度のインフレーション國に對し——はソヴェートに於て如何に現はれたか。此場合第一に頭に入れて置かねばならないのは前述の通り、ソヴェートに於ては外國貿易が國家の獨占であることである。而してソヴェートの國營貿易は外貨によつて計算を行つてゐるから、資本主義諸國に於けるが如く爲替相場を建てる必要は——少くも表面的には——無い。又在留外人に對してはトルグシンと稱する商店があつて、今年それが廢止せられるまで外貨で商品を販賣した。斯くてソヴェートの貨幣

は外貨から一應獨立した關係を保たしめ得た。そして政府當局は兌換こそ行はないが、ソヴェート紙幣は一ルーブル金七七四・二三四ミリグラムと規定せられ、この割合を以てルーブルは常に金に對して平價を保つて居ると公表して居た。これによると一ルーブルは佛貨の一三・一三フラン、米貨の〇・五一四弗(切下前)、英貨の〇・一〇五ポンドである。

この結果、正式な發表からルーブルの爲替相場の變動を見ることは全く不可能である。ソヴェートの爲替らしいものとして、漁業に關する我が國との取極中にルーブルと圓との換算率が定めてある。がしかしこれは屢々問題になることが示すやうにルーブルの正常な爲替關係を示すものと見ることは出来なう。

そこでルーブルの大體の爲替相場を知る方便としては、トルグシンに於ける外貨の購買力と、その物品のトルグシン以外に於けるルーブル價格とを比較して見るより外にない。例へば一九三三年、四年のモスコイに於ける實地調査によると、トルグシンに於て米貨八弗(切下後の弗)、即ち約八金ルーブルで買へる一足の黒靴が、トルグシン以外ではチエルボオネツツ貨の二百八十ルーブルであつた。これから算定すればチエボオネツツ一ルーブルは一金ルーブルの約三十五分の一の購買力しか持たない。

然るに一九三五年十一月十四日ソヴェート政府は左の如き聯邦人民委員會令を公布した。「ゴスバンクは一九三六年一ケ年間外貨對チェボオネツツ貨の換算を一フランに付き三十三コペック三分の一と公定し、フラン貨以外の外國貨幣も右公定相場に準據して換算する。」これと共に從來事實上外貨とルーブルの交換を行つて居たトルグシンを閉鎖し、之と共にインツォリストに於ける同様の事務をも廢止した。之は從來一ルーブル、一三フラン一三三であつた平價を三フラン〇〇〇に切下げたのであつて、切下率は七割七分一厘六毛と云ふ大きなものである。此の改正がルーブルの對外價值を正當に再評價することによつて、ルーブルの對外價值を安定せしめやうとしたものであるとするならば、此限りに於てもルーブル貨の下落の存在した事は否定し得ない。

以上によつてソヴェートに於ける通貨膨脹の事實が資本制下に於けると同様物價の上昇、爲替の下落と云ふインフレーション現象を伴つた事は明かである。而らばソヴェート計畫經濟下に於けるインフレーションは如何なる過程を経て發生したのであらうか。

三、ソヴェート・インフレーションの意味とインフレーション訂正の運動

五ヶ年計畫の公にせられた目的の一はチエルボオネツツの購買力を二〇%高めることであり、その

遂行の過程に於て流通紙幣は十二億五千萬ルーブルを超えない範圍で増加せしめらるべきであつた。

然るに一九二八年十月一日の流通高は十七億ルーブルであつたのに對し、一九三三年七月一日には六十四億二千五百萬ルーブルに達し計畫を超えること實に一一〇%、三十四億ルーブルであつた。其後三四年一月一日に於ける通貨總額は六十八億六千萬ルーブル、この内チエルボオネツツは三十四億三千万ルーブルで政府紙幣の發行はチエルボオネツツに對し一〇〇%であつた。此のチエルボオネツツの發券準備は金貨及金塊、貴金屬、外國通貨、外國手形の合計、即ち純發券準備と稱されるもの八億六千万ルーブル、割引手形による準備二十七億七千萬ルーブルで、純發券準備率は二五%一に止つた。其後此の準備率は更に低下し、一九三五年一月一日には二三%四、同年十月一日には二〇%一になつた。ソヴェートに於ては既に見たやうに、ルーブルは不換紙幣であるから、大體の傾向としてその價值は流通界に投入せられる財貨の量と政府の發行する紙幣の量とによつて決定せられる。然るにソヴェートに於ては大企業間の取引——従つて生産財の取引——は銀行を通ずる帳簿上又は手形の決済によつて行はれるために、貨幣の介在を必要としない。そこで、ルーブルの購買力が安定する爲めには、財と通貨との廻轉速度が不變であるとすれば、消費財の増加と通貨の増加とが一定の均衡を保つことが絶對に必要である。

所がソヴェートに於て、第一次五ヶ年計畫の下に生産財及軍事財生産の増大が、消費財生産を犠牲にして敢行せられた。そこで生産財、軍事財生産のために動員せられた労働者に對する賃金として仕拂はれた通貨の増大が消費財の相對的稀少を齎した。是に於て通貨價值は下落せざるを得ない。

然るにソヴェート國立銀行發券準備表によると、前述の如く純發券準備率は低下したにも拘はらず割引手形による準備を加へると常に發行餘力を示してゐた。(例へば一九三四年一月一日の發行餘力は二億ルーブル、三五年一月一日のそれは六百六十萬ルーブル、十月一日のそれは百四十五萬ルーブル)之は一見上述のソヴェート生産關係の不均衡に由來するルーブル・インフレーションの發生を否定して居るかの如く見える。

この發券準備中非常に大きな額を占める割引手形は一九三四年一月一日二十七億七千萬ルーブル、三五年一月一日二十九億四千萬ルーブル、同年十月一日三十九億九千萬ルーブルであつた。若し信用手形の此の増加が消費財取引の増大から生じたとすれば、勿論インフレーションは發生しない筈である。所がソヴェートに於ける手形決済は國營大企業間のみ行はれるものであり、この國營大企業は生産財軍事財の生産を行ふものが多いから、従つてかゝる生産財軍事財取引の増大から生ずる手形を準備として發行する紙幣の増大は、其の紙幣によつて取引せらるべき消費財の増加と何等の關聯を持たない。茲に即ち流通紙幣量と之に依つて取引せられる物資量(消費財)との均衡は破れ、貨幣の購買力は激減を來したのである。

以上の事は云ひ換へれば、政府が生産財乃至軍事財を増加する目的を以て一般民衆の手から消費財を奪ふ政策を(果して何れほど意識したかは判らぬが)取つたことを意味する。

ソヴェートに於ては、政府は資本主義國に於ける資本家に代つて資金を集中し、これを其の經濟建設プランに投入せねばならない。それが以上の金融操作に依つて行はれたのである。金融と財政との關係はこゝに特にソヴェートに於て密接の關係を持つた。曾つてレーニンは『インフレーションは強募公債の最も悪い形態であり、特に労働者、下層民衆の状態を悪化せしめ、回復に對する重大な障害である』と云つたが、それが正に彼の治下及び後繼者に依つて、行はれたのである。

唯だ茲に辯解し得る途は、ソヴェートに於けるインフレーションは、資本制下のそれとは異り、之に依つて蓄積労働を收納する者が、私人でなくして、『社會』であると云ふことであらう。が、其の意味の何であるにしても、ソヴェートのインフレーションが民衆の生活を可成の困難に陥れたことは、資本主義國に於けるそれと同様であつた。

そこで『財貨は終局に於てそれを生産するために生産するのではなくして、消費するために生産す

るのであると云ふことを知らなければならぬ(スターリン、一九三四年、第十七回共産黨大會報告)と云ふ判り切つた議論が眞面目に述べられるに至り、インフレーションの弊害訂正への運動が起るにいたつた。第二次五ヶ年計畫が消費財の増産をはかり、もつて前記の生産部門間の不均衡を訂正し、インフレーションを阻止し、生活水準の向上を齎らすことを目標としたのは、その爲めであつた。斯くて消費財は増産せられ、一九三五年一月一日からパン、麥粉、麥類、米、豆類、マカロニを切符配給制度から除外した。更に今年一月一日からは肉類、砂糖、牛酪類、馬鈴薯等一切の主要食糧品に對して亦切符配給制度を廢止し、一定値段で販賣し始めた。

又一九三五年一月一日以降販賣制度に統一したパン其他の諸品の公定價格を、本年一月一日から一齊に引下げた。これらは何れもインフレーション訂正に對する努力の現れである。先きに述べたルーブルの平價切下も同様の意味に理解せられる。

四 ソヴェートは何故に金を尊重するか

一九三三年一月七日、中央委員會及共産黨中央執行委員會の合同大會に於て、スターリン氏は、ソヴェート通貨の安定を保ちつゝあるのは金準備の力ばかりだけではない、流通界に投入せられる莫大

なる財貨こそ、之を維持する最大の要件であると云ふ意味を述べ、『資本主義諸國の經濟學者達は金準備が通貨安定に對する唯一の保證であると云ふ理論のために全く昏迷に陥つて居る。』と廣言した。(一九三三年當時は、斯く廣言せられても致し方のない理由がまだ資本主義國には著しく多かつた。)

然るに一九三五年八月末發行の政府機關誌『經濟生活』中には次の如き記事があつた。『現在ソヴェートが當面する最大重要事の第一は國內に流通する通貨を組織化することである。而してこの目的のためには國立銀行の金庫に豊富な金準備を藏することを必要とする。金準備が多ければ多いだけ我々は流通々貨の安全を保證し得るのである』と。この二つの言葉、そして本論文の最初に引用したレーニン氏の論を引較べると人は奇異の感に打たれざるを得ないであらう。我々から見ると一九三三年のスターリン氏の言が正しくて、一九三五年の『經濟生活』誌のそれは間違ひだ。併し後者は何で斯様な誤つた叙述をしたのであらう。一九三三年第六十及六十一號に於て『經濟生活』誌はこの問題について大要下の如く云つて居る。ソヴェートが『外國に於て購入する設備及びその他の物資と交換に、大衆的消費財を輸出せねばならぬとすれば、この事實はソ聯の内國商業市場を縮小するものである。それ故にソ聯に於ける金準備の量、金の採掘量の増加はソヴェート貨幣に確實性を増し、ソ聯が商品の代りに金を輸出し得れば得る程ルーブル安定に役立つのである。』『經濟生活』誌の金讚美論が、若し此の

意味であるとするなら、それは我々に理解せられる。換言すれば露國には其の建設に必要な商品の輸入に對して、輸出すべきものとして金が最も適當して居ることを意味する。而かも資本主義國に於ては、一九三三年頃以前に比すれば餘程變つてをるとは云へ、未だに金なら無條件に輸出商品代償として受取る習慣が絶たれてゐない。茲にソヴェートの現況に於て明かに金の重要性が認められる。

外國輸出商品として、金はソヴェートに取り最も便利な商品だが。此の事はレーニンが金を以て共同便所の建築材料と考へた意味と果して相違するであらうか。否、我々から見れば、ソヴェートは依然、共同便所の建築材料として以上の使用價值なき物を世界に與へ、而して其の代りに、彼が見ても高き使用價值ある外見的物資を購入してゐるに過ぎない。こゝに我々は本篇の冒頭に述べたレーニンとスターリンとの言葉の矛盾に感ずる以上の痛烈な皮肉を感ずる。金を尊重する我々の貨幣制度の誤である、と同時に又我々は以上ソヴェートの幣制の變遷を概観して、彼等が其の革命初期に於て如何に幼稚の貨幣理論を抱き、爲めに如何に國民を苦めたかの事實から、意味深長な教訓を受ける。又彼の經濟生活中、その理論に於ても、實際に於ても、果して何れだけ資本主義國のそれと異なるかと云ひ得るか、是にも亦以上の記述は有益な資料を供するであらう。

第四部 各經濟部面の分析の見透

第一節 景氣の前途を決するもの

前輯の此の節を書いてから、現在までは僅か一ヶ月餘を経過したに過ぎない。然し其の時間の短かつた割合には、重要視すべき數多くの變化が此の間に現れた。そして此の間は丁度、二・二六事件後の人心不安最高潮期から、該事件に依つて規定された新たな景氣動向の本格的出現期への、移り目に相當したやうに思はれる。尤もまださう云ふ意味の本格的景氣動向は、纔に其の前兆を現したと云ふに過ぎないが、然しそれに對する見透の少くも相當大きな部分が、既に明かになつて來た。いま斯る本格的景氣の最も重要な楨杆をなすと思はれるものを列挙すれば、第一人心の安定が漸く取戻されたこと、第二公債低利借換の遂行とそれに關聯する金融緩漫深化の見透、第三財政膨脹の不可能性とその景氣刺戟力、第四海外諸國の經濟狀態、第五消極的要因としての政治的竝に政策的不安の繼續である。以下それ等諸要因の分析を一通り行つて見るであらう。

一、人心は稍々安定を得た

二・二六事件關係者の處分が一段落し、帝都の戒嚴令が解除されたことは、人心の安定を取戻す第一の契機となつた。言ふまでもなく事件關係者の前途が如何に行はれるかと云ふことは、單に此の重大事件の締括りが如何になされたかを示すばかりでなく、また之を少しく強い言葉で言ふならば、それは依然として禍根を後に残すか、それとも禍を轉じて福となすの妙機をなすかの、岐れ目を決するものである。事件に直接参加せる將校その他に對する、東京特設軍法會議の判決文は附録として全文を掲載してあるし、また政治的部面の稍々詳細な動きは例に依つて此の部の最後の節で取扱ふこととする。然しこゝで極く簡單に其の經過を顧みるならば、先づ六月三十日に二・二六事件に前驅した相澤中佐に對する死刑の判決が下された旨、七月一日陸軍省から公表せられ、而して同中佐の死刑は七月三日に執行された。それに次いで七月七日には二・二六事件陸軍側直接關係者の判決が公表（言渡は五日）され、其中十七名に對する死刑は七月十二日に之を執行された。相澤中佐を加ふれば實に十八名の少壯軍人が死刑に處せられた譯で、之に對しては何人も涙なしには済まされぬ所である。が一面判決理由書を讀んで分るやうに、今度の處斷が實に嚴正そのものであつたことは、向後の爲に國

民をして十分に信頼せしめ、また襟を正さしむるに足るものであつた。判決理由書に依つて事件の真相が或る程度まで明かにされたことと共に、國民に嚴肅なる安堵の念を起させたのは當然である。而して更に之に次いで七月十七日に、戒嚴令解除に關する緊急勅令の公布されたことは、愈々治安の確實感を與へ、經濟界を含めた社會全般の氣分を著しく明るくしたのである。尙ほ寺内陸相は右の外陸軍部内の人事異動等を通じて、着々肅軍の實を示しつゝある。

だが人心の安定、特に經濟上から見たそれは、右の如き非常事件の結末と云ふ形式だけから生れたのではない。即ちそれと平行して、時の經過が、自ら廣田内閣に依る革新的國策の方向を大體明かならしめた爲めに、内容的にも安定の條件が與へられたのである。我々は國策の方向に就て、第九節に改めて記述するであらうが、七月三日から國策閣議が開催され、各省を通じての全國策がそこで一應検討されることになつた。此の國策閣議は、所謂國策氾濫の波濤中に溺没して、閣議の形式に依る國策検討は一旦中止の已むなきに陥つたが、然し各省は其の抱懷する國策を先以て文書にて首相の手許に提出することとなり、それが七月十七日頃迄に一通り出揃つた。勿論之は未だ試案の域を出ないもので、多數に上る國策案中何れを如何やうに採擇されるかは總て今後に残された問題である。然し兎に角之に依つて國策の外延的限界が一應示された譯で、其の善惡適否の判斷は暫く措いて、全然の無

見當からは既に一步を脱した。また財政の前途、就中増税の程度及様式は、依然多分の未知數を含んでは居るが、それにしても大分見當が付くやうになつて來た。更に革新國策中、電力國營案の如き比較的早くから具體問題として論ぜられつゝあつたものが、之亦最早内閣調査局や軍部の意向を徒らに付度し恐怖する時代を去つて、活潑な討論時代に入つた。我々は此の問題の爲に特に第二部を設けたが、これなど政治問題として新たな不安を加へんとしつゝあるものであると言へ、其の不安の性質が變つたことは見逃すべからざる一點だ。

而して更に斯る政治的動向の中に於て、現内閣が既に着手した殆ど唯一の具體策たる低金利策にも、亦一の重要な發展が見られた。即ち五分利國債の低利借換計畫が既に第五回まで進行し、遅くも來年春頃までには五分利公債全部の借換が、成功裡に完了するだらうと見られるに至つたのだ。之は經濟界の前途に一の大きな燈臺を据ゑたやうなもので、これが所謂本格的景氣動向を示す一要因となつたことは言ふまでもない。それに就て我々は項を改めて少しく詳細に検討して見ることにしやう。

二、五分利公債低利借換の進行

我々は既に前輯（第四部第三節）に政府の五分利公債低利借換計畫が三回に互つて發表されたこと

を記しておいた。然るに政府は七月十日に至つて更に第四回の公債低利借換を更に八月六日第五回目の借換を發表した。これで第一回以來を累計すると既に二十一億三千餘萬圓の五分利公債が（五分利國庫債券の全部）三分半利公債に借換へられた譯になる。而して其の借換條件は各回共に大差なく、利率三分五厘、期限十二ケ年乃至十四ケ年、發行價格九十八圓又は九十七圓五十錢（第三回以後の乗換應募者に適用）で、利廻は複利にして三分七厘見當のものである。此の條件が新内閣の行はんとする低金利策の一つの標準をなすものである次第は前輯にも述べたが、それでは此の條件で結局如何なる成績が擧げられたか。數字の上から見ると次掲第一表の如くなる。

(一) 五分利公債借換額並に借換成績(單位千圓)

實行期	五分利債額	三分五厘債額	乘換應募額	應募不足額	同受者上
第一回 五月一日	三三三、四元	三六、〇〇〇	三五、一七七	二元、八〇三	簡易保險局、大藏省預金部
第二回 六月一日	四〇七、五九〇	四三、〇〇〇	三七、〇〇〇	三、〇〇〇	大藏省預金部
第三回 七月十五日	三三三、二五一	三六、一、五九〇	三九、五九四	二、九九六	簡易保險局、鐵道共濟組合
第四回 八月十五日	五八三、二五三	五九七、〇〇〇	—	—	—
第五回 九月十五日	四三三、二九元	四〇〇、〇〇〇	—	—	—
累計	二、一三七、八二三	二、一五二、五九〇	—	—	—

但し此の應募成績を見るに就て尙ほ注意すべきは、其の借換債發行方法が、米國や英國で普通行は

れるやうな一般公募に依らず、一定銘柄の舊五分利債所有者のみに對して優先應募權を與へ、それで不足した分は一旦日本銀行の引受とした上適當に處分することゝなつて居る點である。従つて應募額が新券發行額を超過すると云ふやうなことは絶対に起らない。即ち新低利債に對する要求の如何は、全く乗換應募額の如何に依つて見る外ない次第である。

さて前表に依ると、第一回分では乗換應募が新券發行額の約九二%であつたのが、第二回分ではそれが九一%に下つた。そこで第三回分の發行條件を、乗換應募價格九十七圓五十錢に引下げて應募者に有利ならしめたのは、政府の説明に依れば其の借換が、償還期限のかなり先にあるものを繰上げて償還するものである爲め、一つは舊券所有者の蒙るべき損失を補償する意味を持つものだと云ふて居るけれども、結局の狙ひ所は寧ろ乗換應募率の低下を防ぐことにあつたとも見られる。ところが斯く條件を變へた結果、第三回借換の乗換應募率は果然九七%弱に高まつた。元來國債市場の趨勢から見れば、新三分五厘公債に對する人氣は決して悪くなく、市場相場は發行價格を上廻る状況にあつたのだから、發行價格を引下げる必要もなかつたのだが、それが敢て引下げられた結果は、何か特殊の事情で現金償還を欲する者も、寧ろ舊券を市場で賣つた方が有利となり、斯くて前記の如き高い應募率を示すに至つたものと思はれる。而して尙ほ最近の状況はどうかと云ふに、三分半公債の相場は九十

九圓二、三十錢を示して、乗換應募價格九十七圓五十錢に比すれば實に二圓近いプレミアムが付いて居る。従つて第四回及第五回借換の對象となつて居る五分利公債にも一圓五、六十錢のプレミアムが付き、此の分なら無論現金償還を受ける者は殆どなくなるだらうと思はれる。

此のやうに市場相場と發行價格との開きを大きくしてまで、乗換應募率を高めるのは、甚だ無駄なやり方だと思ふが、兎に角公債借換成績が今迄の所頗る良好なので、政府は更に残つて居る五分利公債の全部を借換ふべく、着々歩を進めんとして居るやうである。そこで一體我國の五分利國債（内債のみ）の總額は幾何あるのかと云ふに、今次の借換を開始する以前に於て約四十四億圓に上つて居た。尤も其の中には据置期限等の束縛を受けて借換を實行し難きものもあるが、來年一月になれば數千萬圓を残して全部借換へることが出来る。然るに此中既に借換を實行したものは前記の如く五回で二十億餘萬圓に上るのだから、後に残されて居るものは二十二億餘萬圓である。ところが此の残されて居る二十二億圓の公債中約十億圓ばかりは大藏省預金部の所有する所であるから、結局民間にあるもので今後借換の對象となるものは十二億圓ばかりに過ぎない。さればあと尙ほ二回か三回の借換を行へば、四十四億圓に上る五分利公債の低利借換が大體完了する譯で、それは早ければ本年中遅くも來春までには實現するであらうと見られる。

ところで尙ほ此の公債低利借換操作に關して一言注意しておきたいのは、比較的少額ではあつたが舊公債の現金償還された部分が、如何に取扱はれたかと云ふことである。前掲第一表の示す通り、それは第一回から第三回まで、既に約八千萬圓を算して居る。而して若し此の現金償還に要した資金が、日銀の新公債引受に依つて得られたとすれば、それだけインフレーションが加はる道理であつた。然し實際にはそれは前掲表にも記しておいたやうに、總て簡易保險局、大藏省預金部、鐵道共濟組合等に日銀からそれだけの公債を賣渡すやうにしたので、日銀の所有公債は借換に依つて少しも影響を受けなかつたのである。(尙ほ第五回分では減債基金から三千餘萬圓現金償還される)。

三、公債借換の諸結果と金融の前途

さて然らば前項に見たやうな大規模な公債借換は果して何を意味するものであるか、先づ第一に之を政府財政の上から見れば、公債の利拂額を減少せしめるものであることは言ふまでもない。假に四十四億圓の公債が五分から三分半に借換へられたとすれば、其の差額一分半だけ、即ち年額にして六千六百萬圓の利拂が減少することになる。之は赤字に悩んで居るいまの政府にとつては、かなり大きな意味を持つものと言つてよい。

但し嚴格に言ふと右の計算は聊か粗雑で、借換の爲めには、新公債の發行價格が額面より低くされて居るだけ公債發行高の増加を來し、それだけ年々の利拂額も多くするし、また償還すべき金額も多くなる。そこで此の關係を取り入れて眞に幾何の節約になるかと云ふことは、次の如くにして計算すればよい。即ち新公債の發行利廻は約三分七厘であるから、それと五分との差一分三厘を四十四億圓に乗ずると約五千七百二十萬圓となるが、之だけが正味年々の節約額に當るのである。

だが公債低利借換の結果から來る影響の中、右の財政關係より遙かに重く視なければならぬのは、一般金融に對するそれである。抑々政府の利拂額が年約六千六百萬圓を減ると云ふとは、それだけ公債所有者の利息収入が減少することに外ならない。然るに我國に於ては、公債の最も大なる所有者は銀行信託會社等の金融機關である。即ち公債低利借換は必然的に銀行等の収益關係を悪化させるのであるが、之をカバーする道はたゞ一つ、預金の利下げを行ふこと以外にない。されば政府の公債發行條件や日銀金利の如きは假に現在の儘で當分据置かれるとしても、銀行預金利子のいま一段の引下げは、最早到底免るべからざる運命にある。而して其の場合、今春の銀行預金利下に際して据置かれた郵便貯金の利率が、當然一の邪魔物になるに相違ないが、若し五分利公債全部の借換がなされるに至れば、郵貯利率も、銀行預金利子との振合を外にしても、當然引下を必要とするに至るであらう。何となれば預金部は現在五分利公債約十億圓を持つて居るが、之が三分五厘公債に借換へられるとす

れば、其の爲の收入減は年約千五百萬圓に及ぶ譯である。假ひそれなくとも、預金部の貸出利率は低下を免れざる勢にあるのだから、かうなればどうしても貯金利率の引下を行ふ以外に、收支の均衡を得る道がない。そこで假に右千五百萬圓の收入減が、現在の郵便貯金總額約三十億圓に對して幾何の割合に當るかと言へば、約五厘である。即ち現在の郵貯利率年三分は遠くない將來に少くも二分四厘程度まで引下げられる外ないことが豫見されると言つてよい。惟ふに銀行預金利率の第一次引下げも、大體此の程度を標準にして行はれるものと考へてよいであらう。

ところで銀行預金利率や郵便貯金利率が引下げられれば、そこからまた株式社債等の證券利廻り低下、惹いて一般貸出利率の低下を誘ひ、産業界を刺戟するに至るべきは極めて見易い道理である。然し實はかう云ふ形勢が前途に横つて居る爲めに、却て此の際公債の發行利廻を著しく低めたり、日銀の資金供給を一層豊富にしたりするやうな、此の上の積極的低金利政策は採用し難いのではないかと我々は考へる。前にも述べたやうに、今日では三分五厘公債の市場價格が既にパーに近づいて居るのだから、何時までも三分七厘利廻りで公債を發行するが如きは大なる矛盾である。然しさうかと言つて公債發行條件を大幅に変更することは、金融界では利害關係上極力反對するだらうし、日銀や大藏省當局なども、公債消化力の點から躊躇する可能性が強い。従つて日銀の公債賣止めが解除された後

に於ては、またまた公債の賣行旺盛を極め、一時的に市場金利を吊上げ、それに依つて右の矛盾を解消せしめるやうなことになるはせぬかと考へるのである。

然し之は決して全般的に見た我國金利の前途が既に行間に陥つて居ることを意味するものでない。前述のやうに銀行預金及郵便貯金の利下げは必至であるからだ。結局政府は、五分利公債の低利借換を先づ押進め、それが金融界に如何なる影響を及ぼすか、其の結果市場金利が如何なる點に落着くかを見極めた上で、更に次段の低金利工作に移るのであらうと觀測される。而して財政の膨脹が不可避免的であること其の他から考へて、金利が前途尙ほ低落の可能性を多分に持つものなることは、蓋し改めて言ふまでもない。

四、財政膨脹の不可避性

財政膨脹の益々不可避的となつたに就ては、寺内陸相が七月三十一日車中談として次の如く述べて居ることに依つても明かである。

『自分は西下の際に車中談で國防豫算の三十億(向ふ六ヶ年間)位に驚いてはならぬ五十億でも差支ないと言つたが百億でもかまはぬ。此言葉は今後益々強調する。實行力のない氣の弱い大臣は庶政一新達成の爲にどしどし辭めた方がよい。——來年度豫算編成に當つて増税とか公債とか色々と言説が出て居るやうだが、最近軍事費は

公債を發行して國防の完壁を期し、一方増税に依つて適切な諸政策を實施し、國民生活の安定を期すべしとの説が出て居る様だ。自分はこの國防費に關する限り公債發行に依るに限ると思つてゐる。支人筋では公債の發行額に限度があると言つて居るやうだが要するに肚の問題だ。(『東朝紙による』)。

無論まだ膨脹の程度は分らねが、軍事費の要求熾烈なるは明かだし、而かも一方國民生活安定の爲の支出も要求されるのである。而して増税の額に就ては、藏相の腹案では初年度一億圓位と言ひ、調査局案では三億見當とも言はれて、之亦依然はつきりせぬが、大體は之等の數字が示す程度のもつと見てよいであらう。そこで、經濟界では今までの所増税のみを氣にして、財政膨脹から來る刺戟力に就ては考へること甚だ少く、此の傾向はまだ當分續くかとも思はれるが、然し我々は結局増税は恐らくさう怖るゝ程度には達し得ず、來年度豫算の概貌が明かになれば寧ろ歳出膨脹の重要性が漸次認識を高めて來るであらうと考へるのである。

五、海外よりの影響は好惡兩様

以上見て來た如く國內だけの關係から言ふと、無論未解決乃至不透明の問題はまだ多分に殘されて居るが、漸次安定的事情の増加して來たことは争はれない。然らば次に海外よりの影響はどうであらうか。これには好惡二様の部面がある。先づ米國及び英國を中心とする世界の景氣情勢が、大體に順

調な回復を辿りつゝあることは、我が經濟界にとつて樂觀すべき一面である。こゝに其の詳しい解剖をして居る邊は到底ないが、我々は其の一つの指標として卸賣物價指數を見る。即ち物價は米・英・日を通じて本年初以來多少とも低落の氣味にあつたが、それが六月末頃から再び稍々強い回復傾向に變つて來たのであつて、其の反撥の内容を點檢して見ると少からぬ示唆が與へられる。

先づ之を我社調の東京卸賣物價指數に依つて見ると(一)表の如く其の總平均は六月末に於て既に回復に轉じて居たが、七月末にも續騰し、結局七月末の位地は昨年末に比べて二%八の騰貴、本年五月末に比すれば三%六の騰貴に當つて居る。

(一) 東京卸賣物價指數類別(我社調、大正二年一月一〇〇)

類別	同			騰落率	
	④ 昨年 十二月末	⑤ 本年 五月末	⑥ 同 六月末	⑦ 對④ 騰落率	⑧ 對⑤ 騰落率
穀物類	一七九・七	一九四・六	一九四・二	(+) 一〇・八	(+) 一〇・八
其他食料品	一九三・二	一九四・七	一九三・六	(+) 〇・六	(-) 〇・七
織物及同原料	一五四・三	一五〇・〇	一五四・六	(+) 三・九	(+) 六・九
金屬類	一五三・七	一四六・七	一三九・六	(-) 五・五	(-) 〇・一
雜品類	三〇〇・一	二三三・五	三三五・三	(+) 三・四	(+) 二・三
平均	一八〇・〇	一七九・七	一八二・五	(+) 二・八	(+) 三・六

ところでいま右の如き騰落の内容を類別に互つて見ると、第一に穀物類の騰貴が頗る顯著で、五月

末から七月末までの約二ヶ月間に一一%程の騰貴率を示して居ることが注意される。それを更に各品別に見ると、麥及大豆の騰貴が頗る著しかったのであつて、前者は最近に於ける一の世界的傾向を示すものに外ならない。また大豆の騰貴は滿洲を中心とし、それが最近特に強く騰つたのは、滿獨貿易協定の成立で大豆の輸出増加が見透されるに至つたことを最大の原因とする。次に類別に見て尙ほ最近の騰貴が特に著しいものは織物及同原料品であるが、之は棉花、羊毛、生絲等の一律的騰貴に依つて居る。そして此の騰貴も亦、一面に收獲の減少が大いに與つて居るとは言へ、米國其他の纖維品需要が一般に良好なるの反映と見得ると共に、世界農業地方の購買力増加を示唆するものである。斯くて最近に於ける物價の騰貴は全く世界的なるもの、就中農産原料品の騰貴に基くことを知るのである。が更に物價指數の内容を見ていま一つ注意すべきものは金屬類である。即ち此の類の平均指數は本年六月末まで續落の狀勢にあつたが、七月末に至つて俄然反撥に轉じた。我々はこゝにも亦極く最近に於ける世界的物價反騰の一傾向を見るのであつて、斯る物價指數の示す所は、即ち今後に於ける我國經濟界への世界的影響が明かに好望視されることを示すのである。

だが海外諸國よりの影響は、決して右のやうな樂觀的部面だけではない。例へば我國の輸出貿易を中心として見ると、そこには種々なる難問題の横つて居ることは周知の通りである。而して我々の豫想に従へば、本年下半期の輸出總額は或は昨年同期より幾分の減少を免れないかと思ふ。言ふまでもなく我國の産業は輸出貿易に依存することが甚だ大きいので、輸出不振は其の影響する所が少なくない。而してまた我國貿易の構成内容から見ると、輸出の不振なる場合に原料品價格の騰貴することは、結局企業利潤の減少を齎すことになるから、一層面白くない。

かう云ふ譯で、今後に於ける貿易の推移は特に注意すべきものがあり、その如何に依つては、海外より來る影響なるものも一概には断定し難いものがある。然し此の場合海外諸國の邦品抑壓政策を過大視するは決して當を得たものでない。世界全體としての製品需要が増加するならば、貿易障害の如きは決してさまで恐るゝに及ばない。況や冷靜に判斷するならば、輸出貿易の何時か停滯することあるは我が國內事情だけから見ても寧ろ必然性を帯びて居たのであつて、それに對しては我國は別に國內的産業を振興するの途を講ずれば、全體としての經濟活動を維持するは決して困難でない筈だ。原料國策の如きも斯る見地から考察さるべきものである。

六、前途は樂觀してよ

以上我々は主として景氣を積極的に助けるやうな要因を中心として觀察して來た。然し之は決して

景氣を壓迫する消極的要因の存在を否定するものでないと言ふまでもない。そしてさうした消極的要因が全く政治的乃至政策的な部面に強く現れて居ることは、二・二六事件以後の一つの大きな特徴をなすこと、今も少しも變りがないのである。例へば其の反映を株價の動きに依つて見るならば、我々が前輯の本節を記述して後も、概して順調な回復を續けては居るけれども、其の回復の程度は、金融等の前途頗る樂觀的なるに比すれば甚だ鈍く、而かも一部にはかなり強い悲觀論を持する者が依然絶えない。七月廿一日の株式取引所休止事件は蓋しかうした人心不安の繼續を最もよく代表するものである。該事件は未だ讀者の記憶にも新たであらうと思ふが、東西朝日新聞紙に掲載された取引所改革案なるものに脅えて、全國の株式取引所が一時的ながら其の機能を全く停止するに至つたのである。問題の記事は其の後調査の結果、悪徳新聞記者の爲めにせんとするものであつたことが分り、従つて傳へられた取引所改革案は政府各當局に依つて事實無根の聲明もあり、市場は間もなく落着いたが、然し此の事件に依つて、尙ほ政策上の不安如何に著しきものあるか、遺憾なく暴露された。まだ、どんな激越な經濟改革案が、何時飛び出すかも知れぬと云ふ不安が市場に漲つて居る。經濟の實情に疎遠な軍部的ファツシヨの勢力が強められて居る今日の情勢では、かうした不安が所詮解消し難いのであらう。

だが然し、我々は過去數ヶ月の經驗に基いて見ても、日本の所謂ファツシヨが必ずしも無軌道的乃至強い獨斷專行性を帯びたものではないことを知り得る。だから、問題は頗る多く、またこれに關する論議は今後益々激しくなるかとさへ思はれる、或は其の結果政變さへも免れ難い状態を馴致しないとは言へない、そして其の限り、これが經濟界の諸活動を抑壓することは認めなければならぬ。然し時の經つに従つて、諸問題が必ずしも經濟活動を抑壓しないやうな方向に於て一つ一つ解決して行くであらうことは、また略々見透し得る所である。

而かも合理主義の立場に於て、客觀的に事態の運行を觀測するならば、經濟活動の一層の増進を助長することなくしては、國民生活の安定も、軍部が最も欲する國防の完備充實も、所詮豫期することは出来ないのである。或は軍人などの間には單純な考へから、軍事費は公債さへ發行すれば幾らでも得られるなど、考へる者がないとも限らないが、經濟界の法則が其のやうなことを許さざるべきは改めて言ふまでもない。軍事費は究局に於て國の蓄積から支出される外ない。而して蓄積増加の爲めには經濟活動の増加が不可缺の要件である。

今日既に着手されて居る重要な政策は、中には間違つたものもあるが、大體に於ては景氣の前途を樂觀せしめる。低金利は其の最大なるものであり、また財政膨脹も結局は樂觀的材料となるであらう。

そして間違つた政策は、着手されても決して永續するものでない。——例へば米國のN.R.Aに基く産業統制が遂に崩壊したやうに……。而かも海外よりの影響も、前記の如く決して悪くはない。不安はただ將來採用さるべき政策の如何にかけられて居るに過ぎない。然らば、樂觀的要因のみを過大視するは固より宜くないが、公平に見て我國景氣の前途を悲觀すべき理由は毫もないと思ふ。

尙ほ最近に於ける諸景氣指標の様相を見ると、物價指數は前に述べた通りだが、株價指數は續いて回復し、事業活動指數は四月著増の後を受けて五月に小落したけれども、六月はまた騰つた。而して此の間銀行會社計畫資本額の著増して居ることは特に注目を要する。即ち七月の計畫資本額は合計二億四千五百萬圓を示し、特に増資計畫が一億一千餘萬圓に及んだことは大に注目を惹いた。また此の月は新設計畫も八千百萬圓の多きを示した。増資の旺盛に就ては、増税を見越して、表面利益率引下の爲に行はれたものが若干あつたと云ふ特別の事情もあるが、概して言へば財政の膨脹を見越しての設備擴張と、新種事業の計畫旺盛とに基くもので、景氣の前途樂觀を裏付けるものと言つてよい。

第二節 混亂の渦中にある歐羅巴

世界の經濟界が『景氣的』に見て一應回復の軌道に乗つて來てをすることは前輯の本節で述べて置いた如くであるが、其後今日までの情勢でも回復軌道は依然進んでをることを示してゐる。殊に前輯にも一寸觸れて置いたことであるが、本年に入つて目覺しく増加傾向を示した英米の新資本發行高は最近に至るも衰へてゐないし、その上世界主要國に於ける本年上半期の貿易状態を見ても貿易尻こそ昨年比し一般に悪化したのが、併し輸出入額はすべて増加してをるといふ具合に、今のところ世界景氣の見透しは決して悪いとは思はれない。

だが政治的視角からの世界には國際的對立の尖鋭化や外交關係の動搖といふ現象が歐米といはず極東といはず、廣範圍に起つて來てをり、一見世界政治は世界經濟の『安定』とか『回復』とかといふ様相を正しく反映してゐないかの如くである。

(一)各國に於ける經濟回復の不均衡、(二)回復の一指標となつてをる生産指數の上昇が生産財生産殊に軍需生産のアブノーマルな上昇によつてもたらされてをるといふ事實、(三)世界生産の顯著なる

回復にも拘らず、世界貿易の回復は至つて微弱であるといふ事實、従つて貿易、關稅戰の深化しつゝあるといふ事實、(四)小生産者を依然破産に導かざるを得ない水準にある卸賣物價と小賣物價の關係構成的失業、農民大衆の貧困化等々の諸事實を、フアツシヨ的諸政策によつて解決しやうとしてをる傾向、等を考へるならば、政治的な混亂乃至外交關係の錯雜に對應する經濟的基礎の存在してをるとが漠然とはあるが理解出来るだらう。政治が經濟諸關係を集中的に表現するものである以上餘りにも當然なことである。だが此處でいま上述の諸現象を具體的に述べやうとしてゐるのではない。ただ前輯で殆んど觸れることの出来なかつた最近に於ける國際政治情勢を述べるに當つて、其處には後に見られる如き非常なる不安と動搖の素因が存在してをる如く、回復しつゝあるといはれる世界經濟の根底にも、その回復乃至安定の基礎をゆりうごかし得る要因が存在してをるといふことを指摘しておく。

一、重大問題續發の歐羅巴

(A)その第一要因——伊エ戰爭結末の意味するもの

さて此處で取扱はうとする重要國際政治問題とは大體(一)伊太利エチオピア問題の結末から獨塊協定の成立に至る經過と、(二)佛蘭西と西班牙で非常なる成功を収めてゐる人民戰線の問題である。そ

して此兩問題から得られる結論は大體(一)反ヴェルサイユ派の活躍し得る新しい基礎が生まれたこと、(二)フアシズムの擡頭に對應して反フアシズム運動が組織化されたといふことで、兩者とも一九三六年の國際政治を決定的に特徴付ける要因であるが、同時に今後の動向を決定的に支配する要因ともなるのである。

そこで、先づ具體的な検討であるが、伊太利・エチオピア問題の結末から見て行かう。最初にこの小戰爭に於て伊太利が決定的な勝利を得たといふことから生じた諸結果が非常に重要な意義をもつてをるといふことを理解して置く必要がある。

その第一は世界平和就中歐洲平和の確立を目的として生れ、過去十有餘年の生命を保つて來た國際聯盟が、この小戰爭を契機として完全な無力を暴露したといふことである。無論國際聯盟は大恐慌勃發後間も無く起つた滿洲事變に於いて、早くも其無能振りを現はしてゐたが、其後即ち世界經濟が回復に向つたと云はれる一九三二年以降に於ても、皮肉なこと乍ら其無能振りは益々露骨となつてゐたのである。そしてヒトラーの狂暴な軍擴慾が獨逸を國際聯盟から脱退に導いてからは國際聯盟の所謂平和維持の力に對する世界の疑惑は益々昂まつて行つたのである。そこへあだかも聯盟に最後の試練を與へるかの如く、伊太利によるエチオピア侵略が敢行された。聯盟は勿論躍起となつて侵略行爲の彈

壓にあたり、昨年十一月一應經濟封鎖の斷行にまでこぎつけたものゝ、侵略行爲を不成功に終はらせ得なかつた。そしてエチオピア帝國は五月三日脆くも崩壊し、六月卅日の聯盟總會へはエチオピア皇帝自から御出席遊ばされて伊太利の非人道的暴行を詰り、聯盟の覺醒を呼び戻さんとしたが、單に「總會は聯盟規約の原則を恪守し、且つ領土上に關する紛争を實力によつて解決することを排撃した一九三二年八月三日のモンテビデオ會議の決議を再確認」し、且つ對伊制裁の撤廢を決議して終つたのである。聯盟の最高權力が發揮されたのだが、それが結局無力であつたのだから、聯盟は崩壊したと見ねばならない譯だ。小國連が相次いで聯盟脱退を通告しはじめたのも當然といはねばならない。それにしても英佛が共に聯盟を再建しやうとして動きはじめたことは、伊エ小戦争を契機とする聯盟の實質的崩壊といふ結末から生れた唯一つの積極的な現象なのだが、併し未だ具體的な提案の生まれるまでに至つてをらない。傳へられる英國案と佛國案は相當融和し難い點があるらしい。これは英佛兩國の大陸に對する利害が一致してゐないから當然のことだ。聯盟再建によつて佛蘭西の勢力の伸展することを英國が考へてをる筈はゐない。英國にとつては佛蘭西も獨逸も伊太利も共に敵であり、同時に味方であるのだ。それら諸國のバランスオブパワーを適當に操つて、漁夫の利を得やうとする以外英國の外交政策はないと云つてよい。従つて歐洲に絶對的優越性を確立しやうとする佛蘭西と一致する

筈はないのだ。九月總會で聯盟再建は討議されることになつてをるが、獨伊の關係が案外密接化し、兩者の勢も案外の發展を示すかも知れぬ事情にあるから、今度英國は佛蘭西の立場を擁護する態度に或は出るかも知れない。それにしてもその結果には大した期待をかけられないだらう。

一方翻つて伊エ小戦争の結末から生まれた混亂的要因をみると、それは餘りにも大きい。その第一は英國が軍備就中空軍の缺陷を認識し、積極的に軍擴に進んで來たことである。英國は經濟封鎖をまゝとめて、伊太利の侵略意圖を阻止せんとするや直ちに自國艦隊を地中海に移動させ、又佛蘭西、土耳其、希臘、ユーゴスラビヤを誘つて地中海相互援助秘密協定締結といふ事態をさへ造つたのであるが伊太利空軍の威力の前には何等積極的な行動をとり得なかつた。英國は確かに自國の軍備の不充分さを知つたに違ひない。それは直接伊太利と戦争するため等といふ狭い目的からでなく、各地に擴がてをる自國の植民地を守るといふ頭からだ。本年の軍備費が前輯で數字的に示した如く、急増してをり、其上最近までの追加軍備費支出額も非常に多額となつてゐるところからも、英國の驚愕した程度が判る。リアル第一主義の國民の政策は常にリアルな要求に基いてをるのだ。チェンバレン藏相も軍備充實第一、豫算均衡第二といふ態度を表明したといはれてをる位なのである。ところが英國の軍擴を直ちに氣にしたのが米國で、英國に負けず軍擴に乗り出さうとしてゐる。歐洲大陸、就中伊太利や

佛蘭西、獨逸がそれから刺戟を受けないでをる筈はない。世界は知らず知らずに恐ろしい軍擴競争に進んでをるのである。

次の混亂的要因は獨伊が接近して來たことだ。云ふまでもなく伊エ小戦争前は獨伊が接近すること等は想像されなかつた。獨逸の軍擴とヴェルサイユ條約打破への猛進には、同じヴェルサイユ條約打破派である伊太利も一種の脅威を感じない譯に行かなかつた。塊太利ナチスの急擡頭がドルフス首相を暗殺する迄に發展したのだから、塊太利合併に對する獨逸の野望の強烈さに寒心したとは云ふまでもなからう。それが佛伊の接近を進め、更に伊太利のエチオピア侵略に道を開くに至つたのである。ところがこの侵略が終つて見ると伊太利は一應孤立の状態に置かれてをる。聯盟國、特に佛蘭西と對立状態に陥つたからである。第三國を積極的に利用する以外伸びる方法のない伊太利にとつて此孤立状態は最も避けねばならない事態であつたから、伊太利はエチオピアに建設工作を進める一方、獨逸と外交々渉を進めることによつて直ちに孤立状態から脱却する努力を進めた。これが遂に獨逸協定の成立となつて實を結んだのである。

(B) その第二要因——獨逸協定の意味するもの

ところが、この協定は實に大きな混亂的要因を内容に持つてをる。七月十一日ベルリンとウインで

同時に發表されたのだが、その内容は次の如きものであつた。

- 一、獨逸政府は一九三五年五月二十一日ヒトラー總統の聲明に基き塊太利國の完全な主權を承認する。
- 一、獨逸國兩政府は互に相手國の内政問題に直接たると間接たるとを問はず、一切干渉せざることを誓約す。
- 一、塊太利政府は塊太利を「ゲルマン民族國家」とする根本原則に基く現在の政策を變更することなく、但し本原則の維持は一九三四年伊、塊、洪三國間に締結されたローマ議定書、並に一九三六年の同修正議定書に何等影響を與へず又塊太利政府の伊、洪兩國政府に對する地位も亦これによつて影響を受くることなし。
- 一、獨逸兩國政府は協調關係の確立に必要な諸條件を實施するため適切妥當なる手段を講ずる。

尙ほこの協定には「塊太利が戰勝各國に對し「均等地位」を要求する場合、特に常備軍を三十萬に増加する場合、獨逸は之を支持することを公約す」及び「獨逸の塊太利獨立保障は向ふ三ヶ年に限る」との祕密條項が附加されてをると云はれてをる。而して、從來から獨逸間の痛とも見られてゐた塊太利ナチスに關する諸問題は、國內問題として塊太利で處理することとなり、既に協定成立當日に早くも「政府は塊太利ナチスの活動をあくまでも斷乎排撃する決意を有する」との態度を聲明し、一方七月二十三日一萬人に上る國內ナチス政治犯人に大赦令を發布した。而して又獨逸との親密を具體化するためシュニツク塊首相は親獨派の陸軍省文書局長エドムンド・クライゼホルステナウ氏を無任所相として内閣に親獨的色彩を盛るに至つた。

この協定の成立が歐羅巴各國に與へた影響は云ふまでもなく大きかつた。いまその理由を綜合すると、(一)該協定は一九三四年に伊墺洪三國の特殊關係を確立せるローマ議定書に何等の影響を與へることなしと規定してゐるところから、戦前と同じく獨逸伊の三國同盟が生まれる前提となるのではないかと見られたこと。(二)獨逸兩國政府は協調關係を確立するため適切なる手段を構すると規定してゐるところから、近く兩國間に通商協定が締結され、それを繞つて嘗つて獨逸關稅同盟が問題化した當時の如き複雑な事態が発生するのではないかといふこと等であつた。

無論以上の如き理由から來る歐洲政局の混亂が相當大きいものであるだらうといふことは想像に難くない。三國同盟の可能性といふことは當面問題にする必要はないと思ふが、獨逸間の通商協定は充分實現性がある問題である。その場合内容如何では英佛からは勿論伊太利からさへ相當な反抗的態度が生ずるかも知れない。そして若しそうした事情が實現するなら、歐洲列強の關係は實に深刻な動搖を示すことにならう。

だがこの問題の眞の重要性は獨逸兩國が墺太利問題で妥協して一應手を結んだといふこと、更に基本的には獨逸のアンシユルス(獨逸合併)運動が底流的に墺太利に浸潤するのではなからうかといふ點だ。獨逸が一應にでも手を結んだといふことは一九三三年以來急速に展開を示して來た反ヴェルサイユ派に更に廣汎な活躍の地盤が生まれたことを意味するものである。無論これまでも獨逸はそれぞれ反ヴェルサイユ派として行動して來てゐた。併しそれは兩者の共同の下に行はれてゐたのではない。むしろ絶えず墺太利を自己の勢力下に置かんとして深刻に對立してをり、一方が直接墺太利に關係なき反ヴェルサイユ的行動を起してをる場合でも、他方はそれを助長させやうとするどころかむしろ牽制しやうとしてゐた位だつた。それが今度は共同戦線を張る可能性が考へられる様になつたのだから中々簡單ではない。その上ヴェルサイユ機構維持の第一人者たる佛蘭西は、國內問題に忙殺されて、對外的活動に充分な努力を示し得ない事情にあり、英國又無暗に獨逸と對立しやうとする意圖をもつてはゐない様である。ダンチヒ問題、メーメル問題が眼前にあり、エチオピア問題もまだ完全な解決に達してゐない現在では確かに獨逸の提携は大きな意味をもつてをる。たとひその程度が案外に軽いものであらうとも……。

だが更に大局的に今度の獨逸協定を見るならば、その意味の益々重大であることが判かる。それは獨逸が條約上墺太利の獨立を保證してはをるものゝ、獨逸兩國家はゲルマン民族國家として傳統的緊密關係を維持する』と云ひ、且つ所謂秘密條約として『墺太利の獨立保證の年限は三ヶ年に限定する』と附加してをる如く、獨逸が決してアンシユルス運動を放棄してゐないといふ點からである。墺太利

の獨立を保證するといふことを伊太利に約束しつつ、公然と埃太利と親交を結ぶことになる結果は底流としてのアンシユルス運動が活潑に動き出す以外の結果を考へられるだらうか。埃太利自身から獨逸歸屬の運動が起るだらうといふことは決して行き過ぎた考へではないだらう。この傾向乃至力は獨逸が伊太利のもつバルカン、中歐への野心を牽制する大きな力となることは論を待たない。しかも或る場合には伊太利を反佛蘇プロツクに驅り立て得るのだから、今まで四面楚歌の中にあつた獨逸の反ヴェルサイユ行動もはじめて好條件に恵まれた譯である。ダンチヒ、メーメル問題の解決に獨逸が積極的に乗り出す日も遠くはあるまい。斯くて歐洲の政局は益々混迷を續けることにならう。

二 世界史的意義をもつスペイン人民戦線

(A) 一エポツクとしての人民戦線——反ファシヨ運動が人民戦線といふ廣汎な組織をもつて西班牙及び佛蘭西に擡頭し、しかもその側にとつて非常なる成功の記録を残して來てをることが、一九三六年の政治社會史を特徴付ける現象であるといふことは既に述べた如くだ。そしてこの運動は前述した伊エ戦争や或は獨埃協定などよりヨリ以上に國際的影響をもつ問題である。蓋しそれは佛蘭西、蘇聯、獨逸、伊太利等の次の如き態度からでも明瞭に窺はれる。

即ち反ファシヨを目指す人民戦線の政府軍へは佛蘭西人民戦線政府と蘇聯邦の好意的態度が示されてをり、殊にモスクワ八月四日發同盟通信によれば「八月一日の國際反戦デーを契機としてソヴェエト政府は果然スペイン人民戦線内閣支持の旗幟を闡明し、二、三兩日に互りモスクワ、レーニングラード兩市に於て反動軍閥打倒スペイン民衆後援の大集會示威を舉行した。就中モスクワ赤色廣場では全聯邦労働組合主催の下に大集會を開催、約十二萬の労働大衆が参加し労働組合中央評議會書記シユヴェルニク氏、作家ファジエーフ氏の演説後、スペイン大統領アザニヤ氏、首相ホセ・ヒラール氏に送る激勵文を滿場一致可決した」といはれてをる。

然るにファシヨ的獨裁を目指して人民戦線政府の打倒に進んで來てをる叛亂軍に對しては獨・伊ファシヨ政權の援助が動いてをると云はれてをり、殊にパリ八月五日發同盟通信によれば獨逸軍艦ドイツチエランド號が驅逐艦一隻と共にスータ港に乗込んで政府軍の叛亂軍爆撃を困難にしてをると報じてをる。又同日の通信によると「左翼ウーヴル紙は曰くミラノからの情報ではイタリー空軍當局は爆撃機十二のイタリー軍マークを消してこれをサルヂニア島に送つてゐる。九爆撃機はサルヂニア島からスペイン領モロッコに入つて活躍してをる様子だ」と報じてをる。

斯様に西班牙に於ける左右の對立抗争の激化は、佛蘇對獨伊の對立を表面化して來てをる。それは

西班牙事變を契機にして歐羅巴に戦争が勃發するのではないかといふ不安の起つてをる根據であるが、無論それは單に國家と國家との對立のみを意味するものではない。ファシヨ思想群と反ファシヨ思想群が對立抗争してをる姿である。

(B) 人民戦線内閣成立から今次大内亂勃發まで——さて、既に重大局面に到達してをる西班牙に於ける左右對立抗争の理解を深めるために、簡單ではあるが最近に於ける左右對立抗争史、及び西班牙の社會構成に觸れて置かう。

先づ今回の左右對戦の勃發事情から見ると、それは去る七月十八日カナリ群島駐屯軍司令官フランシス・フランコ將軍を主班にスペイン・ファシストが現人民戦線内閣の打倒を目指し、西班牙領モロツコに叛亂の火の手を擧げたことに始まつてをる。其後一週間足らずの中に四十九州中の二十九州を支配下に收める程に躍進したが、政府も直ちに共產黨、社會黨、サンデカリスト及び婦女子義勇軍の援助の下に頑強にファシスト反撃の擧に出てをるため、兩々相譲らず既に廿日以上の對戦状態を續けてゐる状態なのである。兩軍とも飛行機、軍艦、大砲等の巨大武器を動員して都市に農村に交戦してをるため死傷者算なく、西班牙全土は全く血腥い動亂の巷に化してをるといふのである。

然らば斯うした大混亂の發生した直接の原因を見ると(一) 去る二月の總選挙に於いてファシスト

の豫想は完全に裏切られて反ファシヨの大團結たる人民戦線派が勝利を得たこと、(二) としてこの人民戦線派が新内閣を組織しファシストの壊滅を目指す諸政策實施に着手したこと、(三) 併しファシズムの地盤は歴史的に非常に強固であつたため、その弾壓も思ふ如く進行せず、その上人民戦線派の労働者政黨間に分裂的傾向が現はれてをり、その間隙を利用してファシストは早くも陣營を整へ、進撃して來たことにある。

以上の諸點に就いて更に説明を加へて置く。先づ二月十八日の總選挙の結果人民戦線派は二〇〇名を早くも獲得して事實上過半数を制するに至つたため、左翼諸派は直ちに街頭デモを敢行して氣勢を擧げてゐたが、この第一回選挙に於いて總投票数の四割に達しなかつた十餘の選挙區について三月一日第二回の選挙が施行され、其結果は更に人民戦線派が決定的な勝利を得ることになつたのである。即ち三月十八日に開會された當時の議席數を見ると人民戦線派二六六(内労働者政黨一〇七) ファシスト派一四二、中立派六五といふ状態であつた。因みに兩派構成の政黨をみると次の如くである。

人民戦線派 || 共和主義同盟(黨首マルチネテ・バリオ) 左翼共和黨(アザニア) 左翼カタロニア(コムパニス) 社會黨(ラルゴ、カブレロ) 共產黨(ホセ・ディアス) アナキスト(ベスターニア)
 ファシスト派 || 急進黨(レルー) 農業黨、カタロニヤ同盟、マウラ黨・CEDA(カソリック派、ヒル・ロプレス) スペイン改進黨、傳統主義者

而して先づ第一次人民戦線内閣は左翼共和黨々首アザニア氏を首班として生まれたのであるが、共產黨、社會黨、アナキストは閣員を送らずに、外部にあつて人民戦線綱領の遂行に就いて監視する態度をとつた。そしてこの綱領として傳へられたものは(一)農業改革(農業に於ける最低賃銀制の復活、貴族の土地百四十五萬エーカーに自作農創定、(二)政治犯人の大赦、(三)三四年末の革命に参加せしめた解雇された者の復職、(四)三四年の革命以降停止された社會立法の復活等で、(一)、(二)及び(四)の一部は直ちに實行に移された。そのため三萬人の政治犯人——彼等は殆んど全部三四年十月革命の犠牲者——は釋放され、五萬人の復職が雇主側に強要され、種々の労働者組織の再建も許された。ゆゑ、労働者貧農の勢力は急擡頭することになり、反ファシヨ勢力も強大となつた。

だがファシヨ派も直ちに盛んなる活動を開始した。それは表面上はザモラ大統領やアザニア内閣を自己の同盟者に引入れんとする形式をとつてをり、ファシスト中最も勢力あるヒル・ロブレスの如きはアザニア内閣が労働者諸政黨と分離するならばファシスト派は内閣を支持するだらうと公然聲明を發してゐた程であつたが、裏面に於ては武力蜂起に躍起となつて活動を開始し、それは往々街頭のテロ行動となつて表面化してゐた。

斯うしたファシストの狂暴な擡頭に對して人民戦線派は如何なる態度をとつてゐたか？ 前述の如

き政治犯人の大赦をはじめ労働者、貧農のための一、二、三の政策に着手し、人民戦線綱領の遂行を誓つたものゝ、それらは直ちにファシスト派の地盤を強く揺がせる程に強行されなかつた。ファシストに對する彈壓にしてからが、その歴史的且又社會經濟的に根を張つてをる強固な地盤に比せば、實に弱いものであつたらしい。今日の叛軍の總指揮者フランシスコ・フランコ將軍の如きは、二月末に於て早くも武力蜂起を目論んだ主要人物であつたにも拘らず、單に參謀總長の職から、カナリヤ群島駐屯軍司令官に左遷させただけに止まつてをる。一方最も重要な農業改革にしても、アザニア首相は『我々は從來地主に對して餘りに親切過ぎた。餘りに樂觀的過ぎた。彼等が土地の一部を失ふことを甘受しなければ、終に全部を失ふことにならう……如何なる犠牲を拂つても農業改革は實施しなければならぬ……』(經濟評論六月號)と云つてその實施に着手したが、ユンテロスといふ農業労働者に土地を與へたことが最も大きな仕事であつた様だ。三月二十日迄その數は一萬三千五百人に上つたといはれるから、單なる共和主義者にとつては確かに大きな仕事であつたに相違なからう。併し矛盾の深刻な土地制度を基礎とし、動物的生活水準に追ひやられてをる貧農、農業労働者大衆の生活解放といふ意味からは、さしたる効果をもつものでなかつたであらう。だから貧農や農業労働者は政府の農業改革の實施の緩漫さに痺れをきらして、自主的改造を斷行し、早くも各所にコルホーズを建設しはじめる様

になつたといはれてをる。そのため大地主や富農と衝突し、双方多大の犠牲を出してゐた位なのである。(社會評論六月號イリヤ・エレンブルグ「スペインのホルホーズ」参照) 殊に西南部の要都バタホツ地方の農民の反地主運動は軍隊や警官隊で鎮壓せねばならなかつたと云はれてをる。一方都市に於ても労働者は賃銀引上げを要求し、最近に至るまでマドリドをはじめ、主要都市で罷業を續けてゐた状態であつた。これは人民戦線派中の社會黨、共產黨、サンジカリスト等の労働者諸政黨の間にシツカリとした共同戦線が張られてをらず、最も重要な統一戦線への基礎が全く準備されてゐなかつたことに原因してをるものと思へるが、貧農や中農の下層をファシズムの影響下から切離し、彼等を自己の勢力下に置かんとする努力が不充分であつたことと共に、今次の如きファシズムの擡頭を許した要因を構成するものであつたらう。

(C) 最後の勝者は土地問題を正しく解決する者——我々が斯様に稿を進めてをる間にもスペインからの報道は刻々事情の重大化しつゝあるとを傳へて來てをり、その結末がどうつくかに就いての豫想すら立て得なくなつてをる。併し左右いづれが勝つても、此國の農業問題、就中土地問題を如何に解決するか、終局的な勝利を決定する要因となるとは餘りにも明かなのであつて、我々が此處で特に此國の農業問題に觸れて置かねばならぬ理由である。事實此國の共和制發布後も政情の安定する暇

のなかつたことは全く農業問題の解決がウヤムヤの中に葬られ去つてゐたからである。

先づ西班牙に於ける農業の重要性を簡単に摘記して置く、即ち人口の職業別分類からみると第一表

(一) 西班牙人口の職業別分類

職業	(單位千人)	(パーセント)
農業	四,三二一	五六・二
工業	一,〇九九	一四・六
商業	四〇六	五・四
軍人	一三五	一・八
官吏	三三九	四・三
家庭使用人	三三〇	四・三
その他すべてのもの	一,〇〇八	一三・四
計	七,五八八	一〇〇・〇

ミンロー「スペインに於ける農業問題」より

特産品穀物等が重要性をもつてをる。尙ほ「國家歳入の半額以上が地租等の農業収入をもつて賄はれてをり：：國民經濟に於ける農業の比重(投資額)は七五%といふ高率に上つてをるのである」(日高正夫「西班牙の土地改革と其歸趨」による)

斯様に農業は西班牙國民經濟に没す可らざる重要性をもつてをるが、不合理極はまる土地所有關係と、極端なる封建的收取關係が支配的であるため、農業生産上の技術は何等の發展もせず、生産力は

停滞し、一般農民、農業労働者等は非常なる窮乏の生活に打ちのめされてをるのである。いまその不合理極まる土地分配關係を土地所有關係と經營規模の上から見ると次の如くである。

即ち人口の1%にしか當らぬ大地主階級が國土の51%を所有してをり、25%にあたる程の貧農が僅か2%にしか所有してをらないと云ふ具合に大土地所有制が支配的である。全體的に見ると人口の2%が國土の7割を所有し、7割五分の人口が國土の四分七厘を所有してをる状態だといふ。従つて之に對應して極端な零細經營の存在してをるのであるが、その状態は第三表の如くである。

この第三表は日高正夫「西班牙の土地改革と其歸趨」(帝國農會報昭和十年十一月號)によるもので

(二) 西班牙農村の階級構成

階級層別	一人當り ヘクタール	階級層別 ヘクタール	國土に對 する百分比
大地主	100	464.0	5.5
富農	50	22.6	3.5
中農	1,000	5.0	1.1
貧農	1,350	0.4	2.1
農業労働者	2,000	1,000,000	0.0
計	5,000	45,000,000	100.0

「ミンロー」スペインに於ける農業問題」

(三) 西班牙農業の經營規模

經營規模	經營數	總面積に對 する百分比	登記面積 ヘクタール	總登記面積に 對する百分比
(一) 小經營 (一〇ヘクタール以下のもの)	1,000,000	96.6	8,000,000	35.7
(二) 中大經營 (一〇一―一〇〇ヘクタール)	160,000	7.6	3,000,000	13.4
(三) 大地主經營 (一〇〇―二五〇ヘクタール)	100,000	0.6	2,300,000	10.4
(二五〇ヘクタール以上)	110,000	0.2	7,400,000	33.2
中五百ヘクタール以上	400,000		4,900,000	21.9
千ヘクタール以上	1,400,000		28,400,000	126.0

歴史科學七月號野村準二氏『スペインに於けるアジア的封建制』による。

そのオリジナルは一九三〇年十二月即ち共和革命直前に於て西班牙の農業登記局が發表した統計なのである。それは全國四十九州のうち農業州二十七州に就いて十州のみは完全に、他は部分的に調査した結果で完全とは云へないが、併し特徴的な様相を窺ふに充分なのである。尤も上述の如き經營關係も地方的に非常に相違してをるのであつて、大體北部には小經營、南部には大經營がそれぞれ支配的で、中大經營も大體南部に散在するもの多いと云ふ。従つて二百萬を越える程の農業プロレタリアーは南部に於ける農業生産の軸となつてをり、反ファッショ的な勢力を構成してをるが、之に對し北部に於ける多數の貧農中農がファシズムの影響下に置かれてをることは推察するに難くなからう。

上述の如き極端に不合理な土地所有關係から來る直接的な現象は云ふまでも土地飢饉といふことであり、それは同時に劣悪な收取關係の基礎になるものだが、しかも、土地の支配が貴族と教會といふ封建勢力下にあるため、そうした勢力から借地を餘儀なくされてをる中農の下層及び貧農の生活が全く動物的水準でなければならぬことは明かだ。いま如何に小作人の生活が人間らしくないかの一例としてデ・ソブラデル伯爵が小作人に強制してをる契約の内容から一端を窺つて置かう。

『伯爵が小作人に強制する契約は次の通りである。第六條畠の草は領地に屬し、甜菜の葉も亦草と同じ、第七條灌溉の後で小作人に掃除費を納めること、第八條土地の轉賃を禁ず、第九條領主は意のままに小部分の土地を取上げることが出来る、第十一條小作人は店や湯飲み場、その他の建物を開き得ない、第十三、四條小作人は自分の庭でも、兎や食用家畜を飼ふことが出来ない。但し領主が適當と思ふ金額を豫め納めて許可を受けた場合は此限りでない、第十六條領主の地主は、その公私の品行如何、信仰心の缺除、不從順、地主やその家族手代に對する尊敬の缺除などの理由により、小作人を容易に土地から追拂ふことが出来る。』

以上によつて至極大體ではあるが、西班牙に於ける農業問題の重要性、就中土地問題の重要性が解かつたと思ふ。土地所有關係の變更なき限り西班牙經濟の更生も起り得ねば、政局の安定も期待出来ないだらう。我々が正しい土地問題の解決者こそが、最後の勝利を獲得するものだと思つた所似だ。

然らば共和革命後此問題の解決はどうなつたか、云ふまでもなく共和政府は政權獲得直後即ち一九

三二年には早くも一般土地改革案を創案して土地分配關係の改善に乗り出した。併し三一年の共和革命が無血革命と云はれた程の至極曖昧なものであつたゞけ、農業改革案も實に不徹底極まるものであつた。即ちその内容は全國農地の三分の一を獨占し、莊園を偲ばせると云はれてをる寺院や王室領の土地には何等手を付けず、單に貴族の土地の一部を沒收するにとどめたものであつた。しかも此改革案すら完全に遂行されなかつた。共和政權成立後に於ける經濟恐慌の激化から政府は財政不如意を極め、實力が弱まるに至つたからだ。さうした事情を根底として其後反動勢力はズン／＼高まつたが、新たに生まれた共和内閣も遂に次ぎ／＼と反動化し、三三年の第一次選舉前に既に土地改革に要した費用を農民への課税によつて調達する程に逆行してしまつたのである。そこへ第一次選舉が行はれたのだが、云ふまでもなく反動勢力の進出が目立つてゐた。そして第一次内閣の首相となつたレル氏は三四年四月に右翼急進黨と反動團體のブロックを強固にする目的から全く反共和的な法案を提出するに至つた。それは共和國に謀反した君主々義者の大赦令、それ以外の政治犯（主として共產主義者）への死刑法の復活、及びカトリック僧侶に對する國庫からの補助金交付といふ内容のものであつた。ザモラ大統領も流石この法案の副署を拒み、ためにレル内閣は崩壊したが、續くザンバー内閣も折角カタロニヤ州議會を通過した小作法を廢棄し、續く第二次レル内閣も左翼派彈壓へ進んで來たゞめ